HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	産業社会における教育の役割 : 賃金決定における教育的要因の分析
Author(s)	石原, 孝一; 小池, 章仁
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 3, 1-67
Issue Date	1964-11-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87980
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_3.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学教育学部，産業教育計画研究施設
研究報告書　3

産業社会における教育の役割

—賃金決定における教育的要因の分析—

石　原　孝　一
小　池　章　仁

1964. 11

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

産業社会における教育の役割

—賃金決定における教育的要因の分析—

石　原　孝　一
小　池　章　仁

序　　文

この研究報告書は，わが国の産業社会における教育の役割を明かにするためのひとつの方法論的試論を展開したものである。すなわち，本課題の解明にあたつて，これを産業活動に従事する人間の労働資質の形成という視角から試みたものである。人間の労働資質の形成を明かにするために，さらに，これを産業社会における労働力の質的構造を解析することに焦点をしぼり，かかる労働資質構造の形成にあたつて，学校教育および企業内教育が果す役割を明かにしようとしたものである。そこで，このような目的をとげるために，その分析の過程の中で，とくに，労働資質差にもとずく賃金格差の実態を明かにすることとした。これは，産業社会における賃金格差構造は，ほかならぬ産業に従事する人間労働の資質差がその多くが反映し，その限りにおいて学校ならびに企業の果す役割がこれに投影しているとかんがえられるからである。

この研究目的達成のため，本書は，つぎのような内容から構成されている。

まず，産業社会における賃金決定にさいして教育，すなわち学校教育ならびに企業内教育が果す役割についての理論構造を解明し，以下の実証的研究の論理的前提をしめしている。すなわち，賃金決定における諸要因の中，とくに教育的要因がもつ意義の重要性を解明しようとする。そして賃金構造の理論的系譜の中で，決定要因としての教育的要素がしだいに重視されてきたことをのべ，あわせて現代教育理論における教育問題への経済学的接近の必要性にふれている。

以上の前提の下で，つぎにわが国の全国資料を使つて実証するにあたつての方法論をのべている。そこでは，とりあげた資料の性格，限界を明かにし，あわせて，数理操作の具体的方法にふれている。

そして，つぎに本論に入つて，二つの部分よりなり，前の部分においては，産業社会の労働の格は，賃金決定にさいし，学校教育的資格条件が果す役割を明かにし，これをとくに学歴差にもとずく賃金決定の問題の解明にしぼつている。また，後の部分においては，企業内教育もしくは，技能経験が賃金決定に果す役割を明かにしている。

なお，附論として，わが国の産業社会の発展，工業化の過程で企業内教育が果す役割を明かにする史的分析のためのひとつの試論として，工業化過程における人間労働の技能序列構造，賃金格差構造を，あわせて言及しておくことにした。

以上の所論は，産業教育計画研究の重要課題である人間能力の開発，産業的労働資質の育成という視点からの研究のほんのひとつの試論にすぎない。この研究は，同時に発表される他の研究員の報告書との関連の下でなされたものであるので，併せて吟味願いたい。そしてこれらは，近く行なわれる地域開発における産業教育計画の研究へ向つてのいわばその一つの礎石にすぎない。大方の叱正を賜われば幸である。

なお，本研究の数理操作に関し，多くの人々のご協力をえた。また北大計算センターに負うところ大であつた。ここにあわせて感謝の意を表したい。

昭和３９年１１月

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設長

石　原　孝　一

産業社会における教育の役割

石　原　孝　一

小　池　章　仁

目　　次

第１章　研究の意図 …… 2
第２章　予備的考察（理論フレーム） …… 2
第３章　作業上の仮設と方法 …… 6
第４章　賃金決定における学校教育的要因の分析 …… 9
〔補論〕　教育階梯と生涯賃金 …… 12
第５章　賃金決定における教育訓練的要因の分析 …… 14
〔附論〕　わが国における工業化と技能序列構造 …… 18

第1章　研　究　の　意　図

この研究は，産業社会における人間労働の資質の研究の一環として，労働の格付にさいし教育が果す役割を考察しようとするにある。この試みのために，問題接近の一つの方法として，産業社会における人間労働のEconomic Valueに内在する教育的要因を究明することがたいせつである。換言すれば，それは，人間労働の対価としての所得ないし賃金の決定にさいし，そこに作用する教育的要因の度合を分析することにある。（注１）

この種の研究に内在する問題意識は，産業社会における教育の果す役割の重要性を究明するところにある。すなわち，産業社会の発展をささえる基本的要因は，人的能力ないし労働資質にあると前提するところにある。このことを明かにするためには，種々の研究の蓄積がなされなければならないが，たとえば，産業社会の発展度合と教育水準との関係を明かにすることによつて，問題を究明することも可能である。産業の発展とくにindustrializationの展開過程において教育が果す役割を究明することが必要である。この種の研究については，すでに一部の分野ですすめられている（注２）。

また，私が試みた研究もすでに発表されているところである（注３）。そこで，本稿においては，この種の研究の一環として，現段階における産業社会の中で教育が果す役割を究明しようとし，しかも，その視角を，とくに，労働格付規準としての教育的要因を解明することにしぼつたのである。

以上は，本研究の意図がどこにあるかを問題の所在から述べたところである。しかし，これだけではない，本研究の意図は，もう一つとして，その方法論にある。産業社会における教育の役割を究明する方法のひとつに，economic approachがある。ここで，賃金決定規準の問題を提起したのも，かかる試みにすぎない。さいきん，教育問題にたいして，この種の研究を試みる論文のいくつかが発表されている。たとえば，Ginzbergをはじめとするコロンビア大学の研究スタッフによる人的能力の研究や，Schultzの教育投資にかんする研究も，その例である。あるいは，さいきん発表されたCorreaの人的資源の研究も秀れた研究である（注４）。われわれの研究もこうした研究の流れの一環として，教育問題にたいし，Socio－economic Approachを試みるための努力であり，本稿はそのひとつの試論にすぎないのである。

（注１）　北海道大学教育経済研究会編「経済と教育」（１９６４年）
　　拙稿「賃金」の論文
（注２）　財団法人統計研究会「日本の工業化の過程における教育の役割」（１９６３年）
　　日本ユネスコ国内委員会編集「日本の社会経済発達における教育の役割調査――研究類似文献調査報告書」
（注３）　拙著「日本技術教育史論」（１９６２年）
（注４）　H・Correa "The economics of human resources," 1963

第2章　予　備　的　考　察（理論フレーム）

この章においては，あらかじめ理論フレームをしめしておきたい。理論フレームとしてあきらかにしなければならないことは　賃金決定，とくに賃金格付規準の理論にかんしてである。この種の理論は，賃金格差の問題，とくに企業内個別賃金の格差問題について，その理論構造を明かにすることである。このためには，この分野の研究の系譜を明かにし，そこで位置づけられる現段階の理論的問題点を明かにするという

論理の方法をとることである。そして，このような論理の過程で，個別賃金決定にさいし，教育的要因がどのように作用しているかを明かにすることである。そして，このことは，同時にまた，教育的要因といわれるものの実体を明かにすることでもある。

こうした研究の系譜の中で，まず言及したいことは，職業賃金（Occupational Wage）にかんするclassic theoryである。職業間賃金格差についての古典的研究の論点としては，たとえば，スミスの理論にみるように，職業間賃金格差の要因として，二つの側面を強調している。すなわち，その１つは，職業自体のSocio-economic characterにかんする要因であり，その２つは，その職業に従事する人間の資質，性格にかんする要因である。前者については，職業間賃金格差の形成要因として，職業のpleasantness，prestige，employment-security，successにかんするファクターがあげられる，また後者の格差形成要因としては，労働資質を形成するさいのtrainingがあげられる（注５）。しかし，この両者の要因のうち，前者の要因は，むしろ産業社会の市場的条件にかんするものであり，したがつて，この種の要因が，諸々の人間が構成する職業集団を単位としたグループ別の賃金格差をきめるファクターとして作用していることとして意味があるのであつて，個別労働力の質的差にもとずく賃金格差の形成要因としては，職業資質の形成に要する時間と経費（time and expense to learn the occupation）ということがあげられる。このばあい，職業資質の形成過程としては，学校教育（Schooling）と職業訓練（training）とがあげられる。classic theoryにおいては，この中，職業訓練が重視される。なぜならば，当時の産業社会において，もつとも要請される労働資質は，職業熟練をもつ技能労働力であり，しかも国民教育水準は低く，公的職業訓練機関は未だ存在しなかつたから，職域における技能養成（Apprentice training）がこの種の労働力の育成にあたつて大きな役割をもつのである。したがつて，古典理論における賃金格差要因としての教育的ファクターとは，かかる意味をもつたものである。

しかし古典理論においては，賃金決定に作用する要因について，市場的条件のばあいのファクターと，個人的条件のばあいのファクターとが混同されて用いられている。

J・T・Dunlopは，このような混同をさけて，賃金格差構造のあり方について，企業内レベルのばあいと企業間レベルのばあいとに分けて考察している。この二つの側面における賃金格差を説明するために，彼が用いた分析用具が，Wage Contourという概念と，job Clusterという概念である。これにについての説明は，すでに論及したところであるので，ここでは省略する（注６）。ただ，ここで問題提起している教育要因に関係するところのjob clusterについて，若干触れると，彼はまず企業内賃金決定の単位は「職群」であるとし，この職群を職務分掌ないし作業配置にもとずく安定した集団として定義する。ところで，この職群と関連するものは，技術と生産工程配置組織である。換言すれば，企業内，工場内の生産技術体系のあり方と，工程配置のあり方によつて職群の分け方が規制される。技術と組織が規制する職群とは，具体的には，人間が労働にさいし用いる工具によつてきめられるとし，たとえば工場内のtool-roomが一単位のjob clusterを構成するという。そして，そこで従事する人間の資質－すなわち，職業訓練（training）と熟練（Skill）が同質化されているばあい，ここに職種賃金率が成立する，というにある（注７）。換言すれば，企業内の賃金格差構造は，そこの企業内に存在する多くの職群ごとにきめられた賃金率の複合体である，とかんがえてもよい。もつとも，かかる職群別賃金率が同時併立的にきめられるわけではない。決定単位の核心となる基幹職種の賃金率（Key job rate）を中心としてきめられる。（注８）

このように，Dunlopの所論においては，賃金決定が企業の内外の二つの局面において異なつてなされることを明かにしたわけであるが，ただここで問題であるのは，企業内の賃金決定単位を職群に限つていることである。すなわち，職群に所属する人間の労働の個人的条件分析については，十分になされていない。

ここで個人的条件（Personal Character）とは，性，年令，教育程度，熟練などをさしている。職務（job）を中心として，賃金をきめるばあいにも，これに従事する人間の労働資質や職務遂行能力が究明されなければならないからである。

したがつて，職務序列の格付については，この職務を規定する物的人的諸条件を分析してみることが必要

となる。Reynolds の表現にしたがえば，それは，作業系列（Production operation Sequence）と教育訓練系列（Learning Sequence）である，という（注９）。ここで，教育訓練系列というのは，ひとつの作業集団内における低位のランクから高位のランクへの昇進の階梯をさしている。なぜこのような系列を問題にするかということは，じつは具体的には職務の評価方法に問題があるからである。

職務評価方法について，Reynolds はとくに，つぎの二つの点を指摘している，すなわち，その１つは，評価要素の問題であり，その２つは，評価にもとずく賃金の格付についてである。

まず，評価要素について，こんにち一般的傾向として指摘しうる特徴は，技能，知識など労働の質的要因がつよく，肉体的負荷のような量的要因がウエイトが低いということである，たとえば，National Metal Associationで用いているランキングスケールによれば，つぎにみるように，教育，経験の要素が大きいことがわかる。（注１０）

education, experience, skill	250
responsibility	100
effort	75
working conditions,	75
	400

第２は，評価にもとずく賃金の格付の度合の問題である。なぜなら職務評価にもとずくポイントは，そのまま貨幣量化してドル換算されるのではない。そこには市場競争の論理が作用し，労働の需給のバランス関係が働らく。賃金曲線（wage curve）がA型となるか，B型となるかは，労使の交渉力によつて左右される。すなわち，労働の側では，A型となり経営の側からすればB型となる。そのいずれの型態をとるかは，現行の賃金スケジュールのあり方を十分考慮にいれながらあたらしい方向がきめられるというわけである。

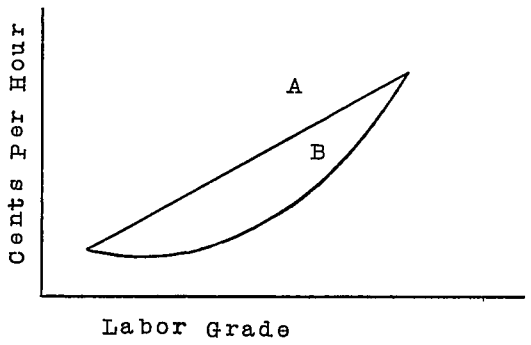

以上の考察から，賃金の決定，とくに企業内個別賃金の決定にさいして，職業，職種ないし職務的要素を中心としてきめられることが指摘されている。われわれは，これを欧米的賃金決定と呼んでいる。そして，この種の賃金決定にたいして，わが国の賃金にみるように勤続年数や年令や学歴のような属性を重視する決定方式を日本的年功賃金方式だとして，これを欧米的賃金と区別している。しかし，これはかならずしもつねに妥当であるわけではない。欧米にも人間の属性（worker characteristics）を重視する職場の社会的慣行，雇用慣行が存在することが多い。人種，年令，学歴等によつて，賃金所得に格差が存在することが指摘されている（注１１）

Millerは，アメリカ国民の個人所得を分析している論著の中で，かれらの所得が人種，年令，学歴によつてかなり格差が存在していることを実証している。

まず第１に，労働所得は，年令の変化によつて異なるすなわち，年令別の所得変動は，その個人の生涯期間（lifecycle）を通じて周期的変化（income-cycle）をしめす。すなわち，その周期の形態としては，アメリカ国民の大半は，１０才代で，労働市場に入り，（フルタイム就業であれ，パートタイム就業であれ）数年間で技能養成，職業訓練を習得し，２０才代半ばまでに，ほぼ生涯的職業を選択する。そして以後，その職域で賃金は職業能力や技能度のすすむにつれて向上し，その特殊の技能，経験を体得して安定した職業をすごす年代に達する。そして，４０才代ないし５０才代にたつしたとき，その稼働能力はピークに到達して，それ以后は，労働市場から引退する年令に達するまで，その年間所得はしだいに減退し，ついには，若年令の時の収入より低いところまで減ずる。そして，さいごに，引退後の生活でうけとる年金は，かれが初頭就業時にうけた賃金よりもはるかに低い点まで達する（注１２）

（補注）　これと同様の見解をしめしているのは，woytinskyであつて，産業社会の景気変動や個人の就業機会，賃金，生計費等の変化を考慮にいれても，ライサイクルに応じた所得の変化傾向があることが指摘されている。

第２は，学歴（Educational Attainment）によつて，年令別所得変化がさらに異なるということである。すなわち，学歴のたかい者ほど所得はたかく，したがつて，学歴別にそれぞれの所得は異つた水準で

年令別に変化している。

つまり，所得と学歴の相関度がたかい。そして，これをさらに，人種を異にしてみると，つぎの図のようになる。白人の所得グループでは，年令別賃金の変化は，学歴で異なる。それぞれの間には，層別化されうるような有意差がある。しかし，非白人の所得は，全体的に白人にくらべて低いレベルにおかれ，しかも，その学歴別所得差は存在するけれども，その度合は白人ほど大きくはない。

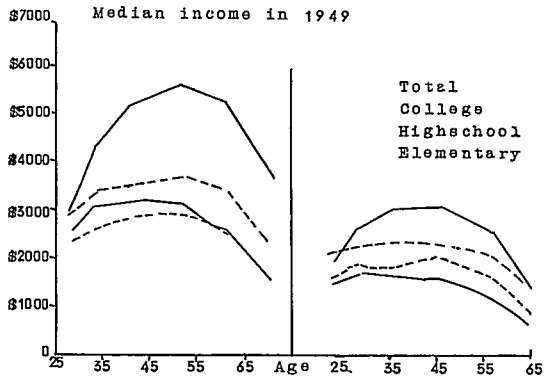

ともかく，所得に学歴差があることについて，かれは，かかる格差の発生原因についてそれが高度学歴保有者の稀少性（scarcity）にあるとしている，しかし，この学歴の稀少性は絶対的のものでなくアメリカ国民の教育水準が向上するにつれて弱まり，一部のかぎられた高度の学歴保有者のみにかぎられることになる，ということである。

所得決定における教育的要因について深く論及した最近の論文は，Schultz の所論であろう。かれは，教育の要因が所得分布に大きな影響をおよぼすことを強調している，すなわち，かれによれば，人間の経済的能力は，先天的なものでもなく，就学前に体得したものでもなくて，きわめて後天的なものである。そしてこの能力の存在意義は重大であり，それは現在の貯蓄や資本形成に大きな影響を及ぼすものであり，またそれは，賃金格差構造や労働配分率に変化を与えるものである，としている（注１３）。とくに教育が個人の所得におよぼす影響については，生涯所得と教育費との関係の解明によつて，分析の手がかりをうるとして，「生涯所得と，その源泉である教育費との比率は，教育のもたらす収益を解明するうえで，ひとつの手がかりを与えてくれる。１９３９年には，４年以上の大学卒業者の生涯所得（１８～６４才）は，高等学校卒業者のそれより３９０００ドル多く，また高等学校卒業者の生涯所得は，初等教育修了者のそれより２５０００ドル多かつた」とのべている（注１４）。

筆者は，かつて生涯賃金と学歴との関係を明かにするため，ひとつの大たんな理論シエーマを試みたことがあつた（注１５）。これは，はからずもかれの構図と近似している。すなわち，筆者によれば，

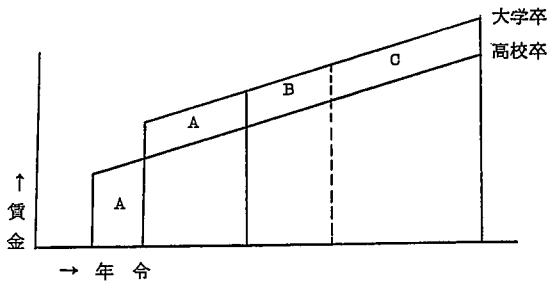

大学卒業者の生涯収入のうち，高校卒業者が大学卒業者の修学期間中に取得した収入分，すなわち大学卒業者が修学のために取得可能の収入を断念放棄した所得（Ａ）をひき，さらにまた大学卒業者が修学期間中に投じた修学費用（Ｂ）を控除した残りの部分（Ｃ）が，純粋に学歴差がもたらした所得差である。すなわち，大学卒業者の生涯所得を S_1，高校卒業者のそれを S_2 とすれば，学歴別所得差Ｉは，つぎのようにあらわされる。

$$S_1 - S_2 = B + C$$

$$I = S_1 - S_2 - B = C$$

すなわち，学歴差にもとずく賃金所得差は，生涯賃金差から放棄所得と修学費用をさしひいた所得部分である。

ところで，Schultz がとりあげている教育とは，学校教育を主体として考察している。しかし，それは，かれの本意ではなく，かれ自身は，教育を広義に解し，学校教育のほか，企業内教育，職業訓練機関，家庭教育，社会教育なども含めることを主張している。しかし，家庭教育等のインフオーマルな教育については，その経済的価値を計量的に把握しがたいだけのことで

あり，問題の本質に変りない，とする。

以上のべたことから，われわれは，つぎのような命題をみ出すことが可能である。

(1) 賃金決定の諸要因のうちで，教育的要因は重要であること，とくに，企業内の個別賃金の決定については，労働資質を規定する教育的要因の存在意義はきわめて大きい。賃金が労働の質，量にもとずいて支払われるものであるとすれば，その労働の質を規定するものは，教育にほかならないからである。

(2) ここで，教育的要因とは，教育機関が産業社会における労働力の資質形成にさいし，これに働きかけ作用することをいう。このばあい，教育機関とは，ひとり学校教育すなわち，大学，高校，中学などの学校教育機関のみにかぎらない。学校以外の諸教育機関の役割の重要性を看過してはならない。こゝでは，学校外教育の代表的なものとして，企業内教育を念頭におく。したがつて，教育的要因の実体は，ひとつには学校教育によつて形成された労働資格条件が賃金決定に及ぼす影響の問題であり，もう一つは，主として企業内教育によつて累積された労働資質の問題である。換言すれば，学校教育的要因とは，学校教育修了の資格条件，すなわち，学歴が賃金決定にさいし作用するばあいを指していい，教育訓練的要因とは，企業内教育訓練によつて累積された職業上の経験，技能，すなわち職歴が要因として賃金決定に作用するばあいである。

(3) 以上の前提条件のもとに，賃金格付規準としての教育資格条件の存在意義の大きなことを実証するために，教育差に帰因する賃金格差構造を明らかにすることが肝要となる。このためには，つぎの諸事項を吟味する必要がある。

(a) 学歴が異なるとともに賃金に格差があるかどうか。

(b) 職歴が異なるとともに賃金に格差があるかどうか。

(c) 生涯期間をつうじて学歴差にもとずく賃金に格差があるかどうか。

（注5） 石原孝一著「賃金格差をめぐる諸問題」1963年

（注6） 前記拙稿「賃金」論文 P 68

（注7） J・T・Dunlop, edited, " The theory of wage determination " 1957・P16

（注8） J・T・Dunlop, ibid, P17

（注9） L・G・Reynolds, " Labor economics and Labor relations " 1959, P524

（注10） Reynolds, ibid P525

（注11） Reynolds, ibid P527

（注12） H・P・Miller " Income of the American people " 1955・P64

（注13） T・W・Schultz " The economic value of education " 1963
邦訳 P 22

（注14） 同上 邦訳 P240

（注15） 石原孝一著「職業をどう選ぶか」1963年 P107

第3章 作業上の仮設と方法

以下，実証分析するにあたりあらかじめ作業仮設と方法を明かにしておきたい。

(1) こゝでいう「教育的要因」とは，学校その他の教育機関の資格経歴によつて表示される労働資質の形成を意味している。このうち，まず「学歴」とは，学校の教育歴をいい，それは，学校の卒業資格によつてあらわされる。こゝでいう学校とは，教育立法上，公認された正規の学校に限られるから，いわゆる各種学校や企業内学校や社会教育的諸学級の修了を含まない「学歴」は，それがもつ所得的効果からみて，つぎのような大分けの階梯構造をもつ。その1つは，義務教育段階に相応する正規学校の卒業歴である。この義務教育は，こんにちでは，わが国においては，前期中等教育に相当する。いわゆる「新制中学卒」の学歴がこれに該当する。なお，それ以前の教育体系においては，高等小学がこれにあたる。その2つは，義務教育后の

後期中等教育である。これに該当するものは，こんにちの「新制高校卒」の学歴であり，なお，旧教育体系のもとでは，「旧制中学」がこれに該当する。その３つは，高等教育のカレッヂ程度の機関であり，これには，こんにちの「短大卒」の学歴があてられる。なお，旧教育体系化でこれに該当するものは，「旧高専卒」である。その４つは，高等教育のうち，ユニバーシイティに相当する機関の学歴である。「旧制大学卒」の学歴や，「新制大学卒」にはこれが，該当する。(注6)

(2) つぎに，もう一つの要因である「教育訓練的要因は，学校以外の職業教育訓練歴である。これには，各種の形態があり，かなりフオーマルな資格を附与するものから，しからざるインフォーマルなものまでいろいろある。このうち，所得的効果との関連でその市場的通用性を考慮するとき，注目に値するのは，企業内教育訓練歴である。とくに，近代的大企業の下では，かゝる企業内教育訓練は，その教育訓練機関が組織化され，制度化され，したがつてその教育訓練修得者に附与される卒業資格も，企業内の所得決定に有効性をもつことが多い。しかし，これらの企業内教育訓練の組織，方法，内容，および制度は，企業によつてまちまちであり，その間に共通性がない。

すなわち，教育訓練の企業別個別性を超えたところの社会的にみた公準がみいだしにくい。たゞ，こんにちでは，かゝる公的基準の一部として，技能の国家検定がある。

ところで問題は，訓練歴の操作上の概念である。このばあいには，つぎの二つが，考えられる。その１つは，個別企業のうちにおいて訓練歴が意味をもつばあいである。すなわち「勤続」によつて表示される人的能力の有効性が，その個別企業体に於てのみ通用していて，他企業との間に，かならずしも通用化しないばあいである。このばあいには「勤続」は，むしろ，その個別企業内に就業する年限によつてはかられる。その２つは，中小企業の技能職種にみられるように，その人的能力が，個別企業の特殊性に立脚せず企業間に市場的流用性をもつているばあいである。このようなばあいには，むしろ企業のわくをこえて，おなじ職種に就業する年限ではかり，「経験年数」として指標化するほうがよいとかんがえられる。

(3) つぎは「賃金収入」の概念である。

こゝでは，企業における雇用労働力によつてえられる賃金収入である。このばあい，賃金収入は，こゝでは，賃金率（wage rate）をとりあげるのではなく，賃金収入（earnings）をとりあげることとする。ところで賃金収入は，月間収入，年間収入，生涯総収入の諸形態が考えられる。

以上の諸概念にもとづいて，教育的要因すなわち学歴および教育訓練的要因すなわち職歴と賃金収入との関連をあきらかにすることが，作業課題である。

この課題を分析する方法としては，つぎの諸方法がかんがえられる。

(1) その１つは，賃金収入の絶対水準の学歴別の比較である。このばあい，賃金収入の絶対額は，月間収入，年間収入，生涯収入の諸形態がある。

(2) その２つは，勤続年数や年令で異なる賃金収入が学歴の異なるに応じてどのように変化するか，その関係を明らかにすることである。

(3) もうひとつは生涯収入についてである。生涯賃金収入の比較と前記の賃金曲線の検出とはたがいに関連をもつ作業である。すなわち，賃金曲線は，$w = f(x)$で表示され，生涯収入は，その積分である。

$W = \int_0^t f(x)\,dx$ として表わされる。

（たゞし，w，Wは賃金，xは就業期間である）

ただし，$\int_0^t f(x)\,dx$ の具体的算出については，$f(x)$の月間収入が，月毎に変動するのでなく，年毎に定期上昇するとすれば，じつさいには，つぎの方式で算出が可能である。

$$\sum_{0\to t} f\ w(12+\gamma)+\alpha w$$

（ここで，Wは月間定期収入，γは，特別給与支給率としての月分，αは退職金の支給率としての月分）

分析に用いる資料の選出にあたつては，つぎの基準にもとずいておこなうこととした。

(1) 調査対象の範囲が広汎であり，分析の結果が一般化しうる可能性をもつたデーターであること，そのためには，つぎの諸条件をみたすことがひつようである。すなわち

（ａ） 全国的規模をもつ資料であること。

（ｂ） できるだけ広汎な産業分野にわたるものであること。（ｃ） 企業規模が，大企業に偏在せず，中小企業をもふくむものであること。（ｄ） 特定の団体に所属する会員のみの対象でなく，ひろい範囲にわたつたもので，そこから無作意に抽出されたものであること。

(2) 用いる統計数値が，有意的に加工操作されたものでなく，実態をそのまゝあらわしたものであること。

たとえば，しばしば用いられているようなモデル賃金調査にみられるような操作的数値でないこと。

(3) 調査時点がなるべく現時点にちかいものであること，なぜならば，賃金を表示する数値は，経済変動の影響をうけやすいからである。

以上の諸条件を満たすために，こゝで用いた資料は，昭和３６年４月末現在で調べた労働省「賃金実態総合結果報告書」である。この調査結果を利用した理由はつぎのとおりである。

(1) 全国資料であり，産業範囲もひろく，企業規模は５人以上であること。

すなわち，産業は鉱業，建設業，製造業，卸売小売業，金融保険業，不動産業，運輸通信業，電気ガス水道業，サービス業の諸産業にわたつていること，なお，調査職種の範囲も広汎であること。

(2) 調査は，定期的給与の実態をしめしたものであること。

(3) 時点は，昭和３６年４月分について調査したものである。その後の時点のデーターもすでに発表されているところであるが，あえてこの時点のデーターを利用したのは，前述の理由による。

ところで，このデーターには次のような限界がある。

(a) 月間定期的給与を中心とした調査であるため，特別給与を含む年間収入はあきらかでない。また，退職金の支給率も不明である。

(b) 就業年数と年令との関係が，完全に平行していない，すなわち，低勤続年数層にも中高年令がおり，両者の関係がかならずしもパラレルではない。これは，中途採用者，配置換者が存在するためである。また，おなじ，勤続年数の区間であつても，個別労働者の能力，資格，属性等の諸条件が異るために，イレギユラーな数値があらわれていることがある。

(c) 生涯収入の算出においては，同一人間の時系列でみた生涯収入でなく，同一の時点における異る年令点の労働者の収入の合計として推計する方法をとらざるをえない。

以上の欠陥を補うため，つぎの補完データーを用いざるをえない。

(a) 特別給与の支給率については，労働者の毎月勤労統計調査の結果の数値を用いる。

(b) 退職金支給率については，関東経営者協会の退職金調査結果報告を用いる。

分析にもちいるデーターの処理手続はつぎの順でおこなうこととした。まず求める値としては，

(1) $Y = a + bx + cx^2$の方程式を用いて表示することとする。このため，a，b，cの常数値をもとめる。

(2) つぎに，この式に基き賃金の理論値（Y）を求める。

(3) 上記の式をもとゝして生涯賃金を求める。

(3) カイ二乗を求め，信頼度を検討する。

そこで，われわれがとつた具体的算出手続の順は，

Aプログラム→産業別，学歴別，常数値，理論値，

Bプログラム→職種別，年令別，常数値，理論値，

Cプログラム→職種別，経験年数別，常数値，理論値，

Dプログラム→産業別，学歴別，生涯賃金（但，退職金を含まず），

Eプログラム→産業別，学歴別，生涯賃金（退職金を含む）

以上の前提に基き，算出にさいしては，北大計算センターの電子計算機によることとした。

なお，このためのプログラミングについては，司馬正次講師の協力をえた。

ところで，生涯賃金の算出に用いた特別給与，退職金の支給率はつぎのごとくである。まず，特別給与支給率（γ）は，企業規模５００人以上は，３.５ケ月分，１００～４９９人の規模は，３ケ月分，１０～９９人では２ケ月分とする。また退職金の支給率（５００人以上）は，下記のとおりとする。

	大学卒	短大卒	新高卒	新中卒
鉱業	51.9	56.9	58.9	72.5
建設業	51.7	56.2	61.7	54.8
製造業	43.5	48.4	48.6	54.6
卸売小売業	40.2	40.7	39.7	36.6
金融保険業	34.1	37.0	37.3	63.4
不動産業				
運輸通信業	41.0	44.6	46.3	48.8
電気ガス水道業				
調査産業計	43.1	47.7	47.6	54.8

なお，生涯収入の算出のさいの，最高勤続年数は，旧制扱とし，大学卒３２年，短大３５年，新高３８年，新中４１年とした。

第4章　賃金決定における学校教育的要因の分析

学歴差が賃金の決定に影響をおよぼすであろうことは，すでにMillerその他によつて指摘されてきたところである。わが国のばあいには，このような命題が，さらにわが国の特殊な条件の下で，種々の視角から吟味されなければならない。たとえば，わが国のばあいは，俸給生活者層，職員層において極度に学歴を重視すること，これらホワイト・カラー層においては，学歴，すなわち教育階梯の相違によつて，賃金の格付や昇進，昇給がなされること，つまり，わが国賃金体系の特徴といわれる年功序列体系は，ただ，勤続年数，経験年数の長短によつて賃金格付がなされるばかりでなく，学歴差によつてこれらの格付がさらに一段と層別化されているということである。しかも，その度合は，中小企業にくらべて大企業ほど大きいということである。換言すれば，学歴差にもとずく賃金格差は，わが国のばあいには，労働種類や性や年令や企業規模などの諸条件のもとでその格差の度合を異にし，その形態を異にするということである。以下，実態分析にもとずいて，このことを究明していきたいと思う。

(1)　まず，学歴の異なるにつれて賃金に格差が存在することについての一般的傾向を考察しよう。いま，製造業について，月間賃金（定期的給与）の学歴別格差をみると，男子職員においては，大学卒の賃金を１００とすれば，短大（旧高専）卒は８２，新制高校（旧中）卒は634，新制中学は５３という格差比率となる。

(2)　以上のことは，大企業と中小企業のばあいでは異なる。すなわち企業規模Ⅰ（１０００人以上）においては，男子職員のばあい，大学卒（E_4）を基準とすれば，短大卒（E_3）は８２，高校卒（E_2）は，６４，そして中学卒（E_1）は５３と大きく，格差が存在しているのに，中小企業，たとえば企業規模Ⅲ（１００～４９９人）においては，大学卒にたいして，短大卒８１，高校卒６６，中学卒５５であり，また企業規模Ⅴ（10～29人）の小企業においては，大学卒１００にたいし，短大卒９７，高校卒８６，中学卒７３であつて，企業規模が小さくなるにつれて，賃金格差が小さくなつていることがわかる。

規　　模	E_4	E_3	E_2	E_1
Ⅰ（１０００～）	100.0	82.3	64.0	53.8
Ⅱ（５００～９９９）	100.0	84.4	70.1	59.1
Ⅲ（１００～４９９）	100.0	81.3	66.3	55.2
Ⅳ（３０～９９）	100.0	112.5	90.2	73.0
Ⅴ（１０～２９）	100.0	97.9	86.4	73.2

(3)　また，おなじ大企業であつても業種によつてさらに若干の相違がある。中小企業との競合関係の度合が比較的大きい産業，たとえば，製造業，卸売，小売業，建設業，鉱業の産業部門にくらべて，中小企業との競合関係が比較的稀薄な産業部門，たとえば，運輸通信業，電気ガス水道業，金融保険業，不動産業のような部門の学歴別賃金格差は大きいという一般的傾向がみられる。

いま，企業規模Ⅰのばあい，そこに従事する男子職員の月間賃金を学歴別に比較してみると，大学卒のそれを基準とすれば，つぎのような差があり，しかも格差度合は業種によつて若干異なることがあきらかである。

	E_4	E_3	E_2	E_1
鉱　　業	1000.	83.5	56.9	50.2
建　設　業	100.0	76.4	73.1	56.4
製　造　業	100.0	82.3	64.0	53.8
卸売，小売業	100.0	86.9	68.6	58.4
金融保険業	100.0	79.9	67.7	48.8
不動産業	100.0	83.3	57.7	43.6
運輸通信業	100.0	74.6	58.1	51.9
電気ガス水道業	100.0	76.9	56.1	46.2

ところで，前記の指摘しているところは，一人当り平均月間賃金（monthly average wage earning）に関してである。賃金が年令や勤続年数に応じて変化するばあいには，どうなるであろうか，このばあいに学歴差はどのように作用するか，という

ことが問題として存在する。すでにのべたように，Millerは，年令別賃金変化は，学歴によつてさらに相異することを実証している。わが国のばあいはどうであろうか。

(1) まず，おなじ企業内では，学歴が異なるにともなつて，賃金の変化の度合が異なつている。すなわち，たとえば勤続年数を横軸にとり，賃金をたて軸にとつて，賃金曲線をしめすと，高学歴のものほど賃金の上昇度合が大きい。いま，製造業の規模Ⅰの企業における学歴別賃金曲線をしめすと，下図のとおりである。大学卒男子職員や中学卒男子労務者にくらべて賃金曲線が高い水準に位置し，勤続年数の大きくなるにつれてその上昇度合が大きくなつていることがわかる。

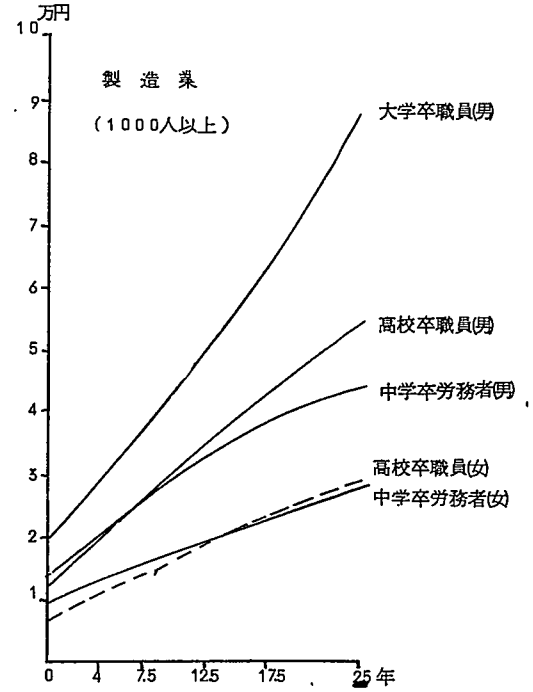

いま，これらの賃金曲線の形状を数値化すれば，つぎのようになる。附表Ⅰからあきらかなように，大学卒男子職員の賃金曲線は，

$$Y = 18933 + 2375X + 13X^2$$

として，表示できる。

これにたいして，高校卒男子職員のばあいは，

$$Y = 12106 + 1906X - 6X^2$$

また，中学卒男子労務者のばあいは，

$$Y = 12416 + 1944X - 27X^2$$

そして，女子のばあいは，高校卒職員が，

$$Y = 8722 + 987X - 7X^2$$ であり，

中学卒労務者が，

$$Y = 6752 + 900X - 6X^2$$

と，あらわすことができる。（Yは賃金，Xは勤続年数）

これらの賃金曲線方程式を相互に比較してみると，大学卒男子職員のばあいは，Xの項の係数（C）がゼロより大でプラス値をしめしているのにたいし，そのほかはCの値がマイナス値をしめしている。

これは，賃金曲線がC＞0のときは，てい増型（凹型曲線）をしめし，C＜0のときは，てい減型（凸型曲線）をしめすという曲線形状の基本的相違を意味することである。

(2) しかし，中小企業では，その学歴別賃金曲線の形状は大企業とは異なる。いま，勤続年数の変化にともなう賃金の上昇度合を図示すると，つぎのとおりである（企業規模Ⅳ）。

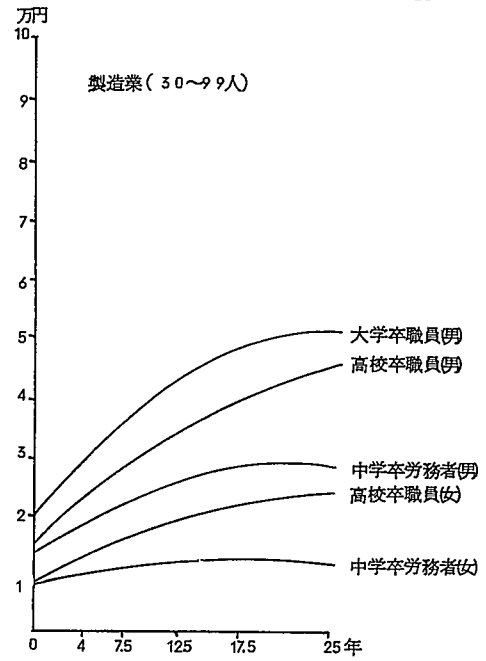

図にみるように，中小企業においても，それぞれの賃金曲線は学歴によつてその差が層別化されていることが明かである。ただし，この図をさきの規模Ⅰの図と比較すると，賃金の格差の巾が狭小であることがわかる。このことは，中小企業においては，大企業ほどに学歴が賃金格付において重視されていないことをしめすものである。

いま，この事実を賃金曲線形状の数値化によつて再

言することとしよう。企業規模Ⅳにおける大学卒職員（男）のばあいの賃金曲線の値は，附表Ⅰによつてつぎのようにしめされる。

$$Y = 19097 + 2683X - 55X^2$$

また，高校卒職員（男）のばあいは，

$$Y = 15987 + 1740X - 21X^2$$

さらに，中学卒労務者（男）のばあいは，

$$Y = 13445 + 1296X - 28X^2$$

そして，女子のばあい，高校卒職員は，

$$Y = 8901 + 982X - 15X^2$$

さらに，中学卒女子労務者のばあいは，

$$Y = 7871 + 479X - 14X^2$$ となる。

これらの形状数値を，さきの企業規模Ⅰの数値と比較してみると，つぎの特色が指摘できる。すなわち，中小企業においては，大学卒職員をはじめとして，その賃金曲線の形状は，すべててい減型（$C < 0$）をしめしている。しかも，それぞれの形状値，すなわち，方程式を比較してみると，中小企業の方が，大企業にくらべて，その形状値の類似性がたかい。すなわち，中小企業の賃金曲線は，大学卒も高校卒も，また，職員も労務者も，ほぼおなじ形状をしめしている，ということである。これは，中小企業が，賃金格付規準として，学歴を一応みとめながらも，勤続年数の変化に応じて，さらに賃金の上昇度を学歴によつて差別扱いしないことをしめしている。

つぎに，才3に，生涯賃金の学歴差についてみることとする。既述の方法のにもとずいて算出する。

(1) まず，企業規模Ⅰ，Ⅱの両方について，退職金を含むばあいの生涯賃金を算出すると，男子のばあい，企業規模Ⅰにおいては，大学卒職員の生涯賃金（3703万円）を基準とすれば，大学卒100にたいし，高校卒職員は84，また中学卒労務者は，72となる。また，企業規模Ⅱのばあいには，大学卒職員の生涯賃金（3214万円）
100にたいして，高校卒職員は90，そして，中学卒労務者は76である。いずれも，生涯賃金として計算したばあいにおいても学歴にもとずく格差が存在することが明かである。

なお，業種別にみると，中小企業との競合度が低い業種，金融保険業，電気，ガス水道業，運輸通信業などの産業部門では，生涯賃金の学歴別格差は，がいして，他の業種にくらべて大きい。いま，規模Ⅰについてみると，

	E_4	E_3	E_2	E_1	E_1
	職員	職員	職員	職員	労務者
製造業	100.0(3703)	104.1	84.3	79.9	72.6
卸売，小売業	100.0(3411)	105.7	88.5	85.1	—
金融保険業	100.0(3578)	98.4	93.1	76.6	—
運輸通信業	100.0(2611)	92.5	76.1	77.0	—
電気ガス水道業	100.0(3337)	95.4	75.7	67.5	—

また，規模Ⅱについてじめすと，

	E_4	E_3	E_2	E_1	E_1
製造業	100.0(3214)	—	90.3	86.3	76.0
卸売，小売業	100.0(3008)	—	104.4	75.9	—
金融保険業	100.0(3824)	95.0	81.8	69.8	—
運輸通信業	100.0(3713)	75.4	71.2	62.5	—
電気ガス水道業	100.0(2986)	100.1	92.5	83.7	—

(2) つぎに，退職金を含まないばあいについて生涯賃金を算出すると，製造業のばあい，大企業の規模Ⅰにおいては，男子のばあい大学卒職員の100にたいして，高校卒職員は85，新中学卒労務者75である。また，中企業としての規模Ⅲのばあい，大学卒職員100にたいし，高校卒職員（男）は87，中学卒労務者は70である。また小企業としての規模Ⅳにおいては，大学卒職員の100にたいし，高校卒職員(男) 99，そして，中学卒労務者は，74である。いずれも，企業規模の大小をとはず，生涯賃金（退職金を含まない）に学歴差が存在していることがわかる。そして，かかる格差の存在は，大企業と中小企業と異なり，中小企業では，格差が小さいことがわかる。

いま，製造業のばあい，退職金を含まない生涯賃金の格差をしめすと，つぎのとおりである。

	E_4	E_3	E_2	E_1	E_1	E_1
	職員	職員	職員	職員	労務	労務
Ⅰ	100.0（3223）	104.6	85.9	82.5	75.7	75.5
Ⅱ	100.0（2824）	—	91.9	89.1	75.6	78.6
Ⅲ	100.0（2690）	101.5	87.9	83.4	68.2	70.3
Ⅳ	100.0（2009）	—	99.3	97.4	74.5	74.3
Ⅴ	100.0（1627）	—	96.8	99.5	98.3	75.9

なお，製造業以外の業種についてみても，学歴別賃金格差傾向は看取しうる。ただその格差の大きさは，業種によつて若干異なり，概して大企業性の業種ほどその格差の度合は大きい。いま，大学卒の生涯賃金に

たいする中学卒の比率をしめすと，その業種別，規模別比率は，つぎのようになる。（ただし，２次産業は，中学卒労務者をしめす）。

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
鉱業	56.5	60.4	64.5	45.5	44.5
建設業	75.3	87.1	69.3	70.0	69.9
製造業	75.5	78.6	70.3	74.4	75.9
卸売，小売業	88.6	79.1	—	—	68.1
金融保険業	76.9	73.0	—	—	—
不動産業	68.4	—	70.3	56.4	59.5
運輸通信業	80.0	64.1	69.5	—	—
電気，ガス水道業	71.5	85.2	60.7	—	—

以上のことから，つぎのことが明かになつた，すなわち；

(a) 月間賃金，生涯賃金のいずれをみても，学歴別格差が存在している。それは，とくに，大学卒職員と高校卒職員と中学卒男務者との間において，明かに峻別されている。とくに男子において明確である。

(b) このような学歴別賃金格差は，中小企業より大企業において，また業種分野では大企業性の産業（大企業の支配度が大きい業種）において，それが明確である。

以上のような諸規定が成立可能であるためには，その背景として，つぎの諸事実が存在することを，同時に併せて触れておく必要がある。すなわち，

(a) 大学卒職員と，短大・高専卒職員との間には，それほど大きな有意差が認められない。すなわち，賃金格差のグルーピングとしては，同じ高等教育程度のものとして，中学，高校出にたいし，有意差をもつにすぎない。

(b) 高校卒職員と中学，旧高小卒職員との間には，それほどの有意差が認められない。両者は，中学卒労務者にたいし，むしろ同じ賃金階層に所属するものである。

(c) 女子は，学歴による賃金の有意差がそれほど認められない。わずかに，女子高校卒職員と女子中学卒労務者の間に若干の格差が存在するにすぎない。

〔補論〕 教育階梯と生涯賃金

これまでの分析から賃金決定にさいし，教育的要因が及ぼす作用が明かになつた。それは，学歴によつて，月間賃金や生涯賃金が相違し，またその賃金曲線形状が異なることが明かにされた。すでに明かにされたのは，生涯賃金総収入の学歴差であり，教育階梯差であつた。そこで，ここで附説したいことは，生涯賃金の累積の過程を，教育階梯の別に明かにしたいと思う。

いま，製造業における企業規模Ⅰ（１０００人以上）および企業規模Ⅱ（５００人以上）について，男子の大学卒職員と，高校卒職員，おなじく男子の中学卒労務者の三者について，その生涯賃金の累積分布を分析してみることとする。算出方法としては，勤続年数の１年毎の月間収入を１２倍して，年間収入を算出し，これを年次毎に累積したものである。なお，これには臨時給与も含まれている。この算出式をしめすと，

$\sum_{0\to t} W(12+\gamma)$，となる（ただし，Wは月間定期給与，$\gamma$は，臨時給与支給率，tは５５才の定年とする，したがつて，大学卒は勤続３２年，高校卒は，３８年，中学卒は，４１年）

なお，ここで用いた賃金曲線方程式は，つぎの式である。企業規模Ⅰについては，

大学卒職員は，　$Y=18933+2375X+13.4X^2$

高校卒職員は，　$Y=12106+1906X-6.7X^2$

中学卒労務者は，　$Y=12416+1944X-27X^2$

また企業規模Ⅱについては，

大学卒職員は，　$Y=18466+2302X-3.4X^2$

高校卒職員は，　$Y=12840+1994X-17.4X^2$

中学卒労務者は，　$Y=11822+1998X-34.5X^2$

以上の算出にもとずいて，企業規模Ⅰ（１０００人以上）についてみると，

大学卒は，生涯賃金総収入（退職金算入されていない）は，勤続５年目で，その６％，１０年目で，１５％，２０年目で４２.７％，そして３０年目で８４.５％

となる。旧中卒のばあいは，勤続３8年間のうち，はじめの５年で，４.8%，１０年で,1 1.9%，２０年目で３３.9%，３０年目で，６４.9%３５年で８３.7%となる。高小卒労務者のばあいは，勤続４２年間のうち，はじめの５年で，５.４%，１０年で１３.５%，２０年で３５.９%，３０年で，６３.９%，４０年で９３.９%となる。

いま，A図にしめすように，生涯賃金の累積過程をしめすと，大学卒，旧中卒，高小卒は，それぞれ，３２年，３8年，４１年の定年時で，賃金が１００%となる累積の分布となる。この図をみて明かなように，大学卒の累積曲線と高校卒，中学卒のそれとは，それぞれ，関差が存在しており，教育階梯が高いほど，累積曲線の上昇度がたかい，すなわち急こう配の形状をしめしている。

ただし，A図においては，横軸の勤続年数の尺度が学歴によつて相違している。したがつて，この勤続年数を同じくするため，これを百分率でしめして，図示すると，B図のようになる。

(A図)　生涯賃金累積分布図

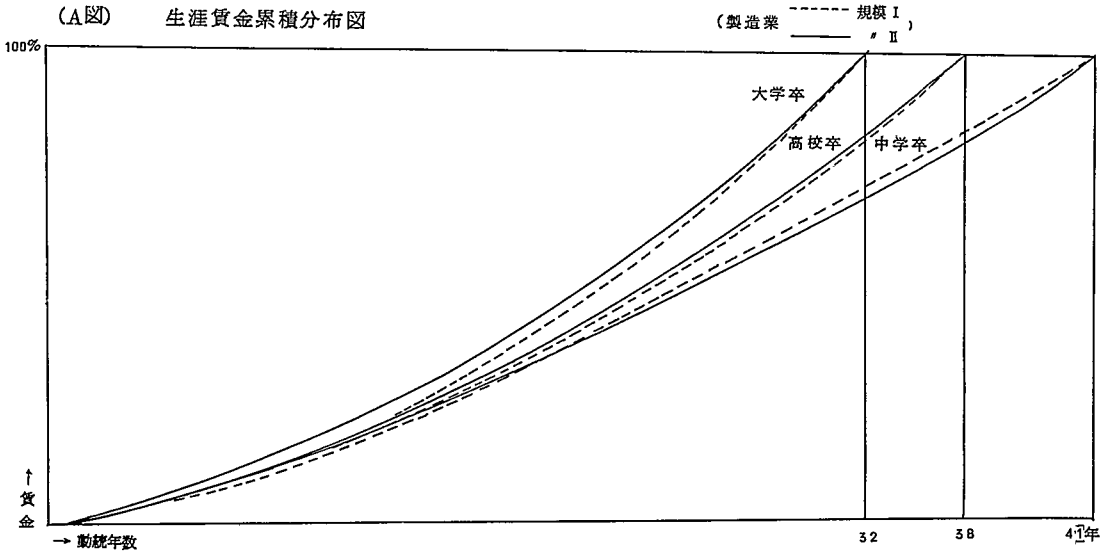

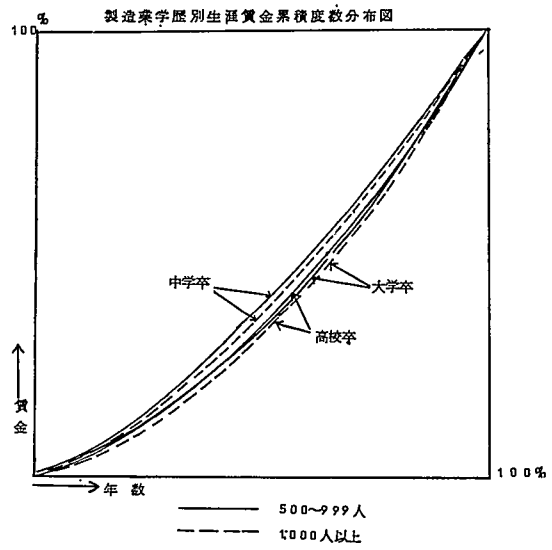

B図で明かなように，大学卒と高校卒は，企業規模Ⅰでは，おなじとなり，中学卒は，左上方へ移行する。すなわち，勤続年数を同じとすれば，大学卒と高校卒は，累積の比率は同一であることをしめす。ただし，その金額は相違している。これに反し，中学卒の累積曲線は，上昇こう配がゆるやかである。（これは，中学卒が勤続年数の低い層において，その生涯賃金の中のうけとる割合がより多く，勤続年数の高い層においては，生涯賃金のうち，うける割合がより小さいことをしめしている。これにたいし，大学卒は，低勤続年数の水準では，累積度が小さいが，高い勤続年数のレベルでは，累積度が大きく，長期勤続となるほど大学卒の方がうけとる割合が大きいことをしめしている。

つぎに，企業規模Ⅱについてみると，大学卒では，勤続５年では累積比率は６.６%となり，１０年では１６.３%，２０年では４５%，３０年では８５.５%と

なる。高校卒は，５年では 5.3%，１０年では１３.３%，２０年では３６.４%，３０年では６７.２%，３５年で８４.１%となる。また中学卒は，５年では 5.7%１０年では１４.４%２０年では３７.９%，３０年では６５.８%，４０年では，９４.３%となる。

いま，その累積分布を図示し，企業規模Ⅰと比べてみると，まず，A図にみるように，大学卒，旧中卒，中学卒のいずれの曲線も，左上方にずれていることがわかる。これは，規模Ⅱの方が，規模Ⅰに比して，累積曲線のこう配がゆるやかであり，累積度の増分がリニヤに変化していることをしめしている。
また，これをB図において，規模Ⅰと比較してみると，やはりおなじ傾向がうかがえる。

以上の累積分布から，つぎのことが要約できると思う。

その１つは，中学卒は勤続年数がながく，賃金の累積は，ゆるやかな上昇度で長期間でおこなわれる，しかるに大学卒は，比較的短期の間で，賃金の累積がなされ，上昇度は急で大きい，高校卒はほぼ中間に位する。（A図）。

その２つは，かなりに，勤続年数をおなじとすれば，中学卒は，短期勤続のレベルにおいて，累積度が大きく，大学卒は，長期勤続のレベルにおいて累積度が大きい，ということである。そして，高校は大学と，ほぼその割合がおなじであるが，絶対額がことなるので，やはり，中間的性格をもつとみることができる。

大学卒職員（男）

区分	規模Ⅰ	規模Ⅱ
0～5年	6.0	6.6
5～10年	15.0	16.3
10～15年	27.2	29.1
15～20年	42.7	45.0
20～25年	61.8	63.8
25～30年	84.5	85.5
30～33年	1000.0	100.0

高校卒職員（男）

区分	規模Ⅰ	規模Ⅱ
0～5年	4.8	5.3
5～10年	11.9	13.3
10～15年	21.7	23.7
15～20年	33.9	36.4
20～25年	48.3	50.9
25～30年	64.9	67.2
30～35年	83.7	84.9
35～37年	100.0	100.0

中学卒労務者（男）

区分	規模Ⅰ	規模Ⅱ
0～5年	5.4	5.7
5～10年	13.5	14.4
10～15年	23.8	25.3
15～20年	35.9	37.9
20～25年	49.5	51.6
25～30年	63.9	65.8
30～35年	78.9	80.0
35～40年	93.9	94.3
40～42年	100.0	100.0

（後記） この研究では，数理的操作に関して，黒田孝郎教授から教えをうけることが大きい。また電子計算機のプログラミングでは，司馬正次講師の協力をえることができた。なお，北大計算センター職員の労苦に対しても併せて感謝したい。ただし，この研究報告の文書，およびデーターの処理に関しては，筆者に責任があることを附記しておく。

第５章　賃金決定における教育訓練的要因の分析

以上において，われわれは，学歴という教育要因が賃金決定におよぼす作用について考察した。そこで，以下においては，職歴という形の教育訓練的要因が賃金決定におよぼす影響について考察することとしよう。

すでにみたように，職員層においては，学歴差による賃金格付がけん著である。しかし労務者のばあいは，学歴よりも，むしろ熟練，技能の度合によつて賃金の格付がなされている。したがつて，そこで働らく教育的要因は，学校教育的要因ではなく，企業内教育に基礎をおく教育訓練的要因である。
いま，この教育訓練的要因を，経験年数という測定尺度によつて，その度合を測つてみることとする。考察の中心は，技能労務的職種であるが，これと比較する意味で，管理職員や技術職員，事務職員，あるいは単

純労務職種をとりあげることとする。これらの職種は，経験年数よりも勤続年数によつて測られている。

以下，数業種について考察することにする。

(A) まず，技能労務職種が経験年数によつて賃金格付されていることが顕著にあらわれる業種は，おそらく鉄鋼業であろう。いま，鉄鋼業のばあいについて，その職種別賃金格差構造をみると，管理職員の月間平均賃金を基準とすれば，およそつぎの賃金階層がみられる，すなわち，その1つは，長期勤続の基幹技能職種で，たとえば，操炉工，圧延工，鍛造工，製鉄工，焼結工，製鋼工，等のようなグループであつて，その賃金格差比率の巾は，およそ，６０～６９％である。その2つは，補助的技能工であつて，木型工，鋳物工，熔解工，研磨盤工，プレス工，旋盤工，現図工等などのように，３９～５８％の賃金の巾に分布する職種グループである。そして，オ3に，単純生産労務職種として，中子工（女）や鋳ばりとり工（男）の職種をあげることができる。これらは，１８～３３％の間に分布している。

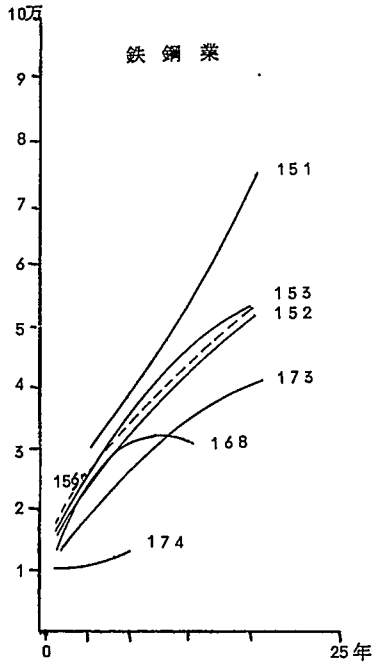

151 管理職員
152 技術職員
153 事務職員
156 製 鋼 工
173 旋 盤 工
174 中子工(女)
168 研磨盤工

つぎに，これらの職種グループの賃金変化の度合を下図のように，賃金曲線によつてしめすこととしよう。

いま，それぞれのグループの中から，典型的職種をえらんで図示することとする。

それぞれ賃金曲線の水準および形状が異なることがわかる。

しいていえば，長期基幹技能職種が，技術，事務の職員の曲線と，その形状が近似しかつ水準としても接近していることである。

賃金曲線の形状を数値化してしめすと，附表Ⅱから明かのように，

管理職員のばあいは，

$$Y = 25425 + 910X + 106X^2$$

として表示される（Yは賃金，Xは勤続年数）。したがつてこのばあいは，てい増型曲線形状をしめす。

しかるに，長期勤続の基幹技能職種のばあい，たとえば，製鋼工の例でみると，

$$Y = 13790 + 2631X - 24X^2$$

となる，この曲線方程式は，平の事務，技術職員の曲線のそれと類似している。

しかし，補助的技能労務職種のそれは異なる，たとえば，旋盤工のばあいには，

$$Y = 8331 + 2623X - 44X^2$$

であつて，aの常数値が小さい。また研磨工のように，

$$Y = 5739 + 5425X - 269X^2$$

の形状をとるものもある。

また，単純職種としては，中子工のように，

$$Y = 9836 - 273X + 104X^2$$

という曲線形状をしめすものがある。

(B) つぎに中小企業性の業種として，木材，木製品製造業について考察すると，

まず，管理職員の月間賃金を１００とすれば，技能労務職種は，４３～６７％の間に賃金が分布している。

いま，これらの職種の経験年数の増加にともなう賃金の変化をしめすと，つぎの図のようになる。中小企業の特徴として，職種間の開差が狭いことがあきらかである。そして，その形状がたがいに類似し，その水準も相互に接近している。

いま，それぞれの代表的職種の曲線形状の数値をしめすと，たとえば製材工のばあい，

$$Y = 7365 + 1344X - 49X^2$$ となる。

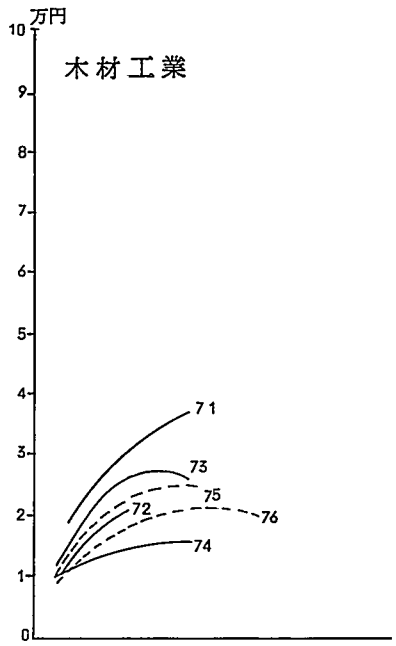

71 管理職員
72 事務職員
73 技術職員
74 製材工
75 合板工
76 木工機械工

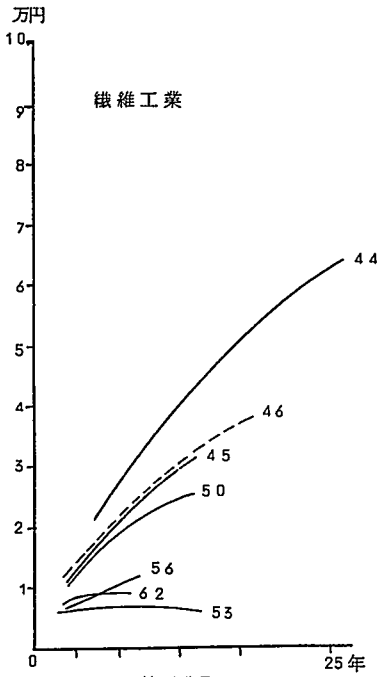

44 管理職員
45 事務職員
46 技術職員
50 漂白工
53 操糸工
56 粗紡工
62 スフ・人絹布仕上工

なお，管理職員も，この業種では，てい減型の曲線形状をしめす。

(c) つぎに，女子職種の多い繊維工業についてみると，まず月間賃金の賃金格差は，つぎのグループに分けられる。すなわち，その1つは，男子技能職種である。たとえば，紡績精練工，精練漂白工，浸染工，捺染工，織布仕上工，紡績機械，保全工等である。この職種グループの格差比率は，30～43%の間に分布している。その2つは，女子労務職種である。たとえば，繰糸工，生糸再繰工，粗紡工，精紡工，織布工，織布仕上工などがある。これらの格差比率は，15～20%の間に分布している。

いま，これらの中の代表的職種の賃金曲線を図示すると，つぎの図のようになる。

この図をみて明かなように，各職種グループ間の賃金曲線の開差が大きく，とくに，このような，開差をならす最大の理由は，女子職種の賃金の水準がきわめて低く，しかも短期間でかつ横ばいの傾向をしめしていることである。

たとえば，繊維工業における男子技能工の賃金曲線の方程式をしめすと，漂白工の例では，

$$Y = 4052 + 3709X - 163X^2$$

となる。

そして，女子職種では，たとえば，繰糸工の例のように，

$$Y = 6227 + 551X - 33X^2$$

また，粗紡工は，

$$Y = 6013 + 1170X - 42X^2$$

また，スフ人絹織布仕上工は，

$$Y = 5132 + 1896X - 170X^2$$

となつていて，男子技能職種と女子労務職種との間に，形状の数値に相異があることかが明瞭である。

以上は，数種の業種について考察したにすぎない。実際には，才2次産業，才3次産業の主要業種の技能職種について，考察しなければならない。附表Ⅱは，これをしめしたものである。いま，これを参考資料として，そこから，共通する傾向をとりあげてみることとする。すなわち，それぞれの業種を通じて，横断的

に共通してみられる職種グループをいくつかに分けてみると，その１つは，管理職員層であり，その２つは，事務，技術職員層であり，その３つは，技能，労務職種群であり，その４つは，単純労務職種群であり，そしてもうひとつは，女子労務職種群である。このうち，技能職種群について，さらに，細分すると，つぎの諸類型がみられる。

その１つは，大企業性の業種にみられるような長期勤続型の技能種であつて，しかも基幹職種であるようなばあいである。これには，鉄鋼業の製鉱工，圧延工，操炉工のような職種や，化学工業における各種化学反応工，製紙業の抄紙機工，石油製造業の石油計量工などがあげられる。

その２つは，経験的技能職種であつて，大企業の補助的技能工や中小企業の基幹技能工にみられるものである。これには，研磨盤工，旋盤，工作機械工，熔接工，板金工，機械組立工などがある。

その３つは，職人的技能職種でたとえば建設業の電気工や食料品製造業のアルコール醸造工などが，その例としてあげられる。

これらはいずれも，そのグループ毎に，その賃金曲線の形状がほぼ類似していることが看取できる。

なお，因みに，単純労務職種にも，いくつかの層別化が可能である。

まず，男子単純職種をみると，

(a) 長期的重作業単純労務職種として，鉱業における抗内運搬夫，抗外運搬夫，綜合工事業における抗夫等である。

(b) 長期的軽作業単純労務職種としては，綜合工事業の上乗作業員などがある。

(c) 短期的軽作業単純労務職種としては，織布仕上工（男），繊維製品仕上工（男），ゴム靴成型工などがあげられる。

つぎに，女子労務職種も，つぎのような類型が見分けられる。

(a) 短期的女子労務職種として，たとえば，繊維工業にみられたような繰糸工，粗紡工，織布工，また印刷業の製本工などがある。

(b) 前記職種よりさらに一層短期的職種としては，超短期女子職種としては，メリヤス編立工，スフ，人絹織布仕上工，罐詰材料調理工，機械びん詰工，食品包装工，縫製仕上工，縫製工などの女子職種があげられる。

(c) 比較的半ば長期の女子労務職種としては，化繊再繰工のようなものがある。なお，化繊選別工，紙検査員数工などもこれに類する。

なお，才３次産業についてみると，つぎのような職種グループが検出される。

その１つは，長期勤続型の基幹技能職種で，たとえば民間鉄道業の電車運転手，電車車掌（男），電車技工，道路旅客運送業のバス運転手，自動車技工，道路貨物運送業の大型トラック運転手，電気業の配電盤勤務員，汽罐運転員，汽機運転員，などがある。

その２つは，短期勤続型の単純労務職種で，これには，たとえば，上乗作業員のようなものがある。なお，このほかに，保険外交員，各種集金人，販売店員（男）などがある。

その３つは，女子労務職種で，その代表的職種としては，バス車掌，飲食店給仕，販売店員などである。やや長期的女子職種としては，百貨店販売店員などがあげられる。

われわれが，以上のべたように，いくつかの職種を，職種間賃金格差比率や賃金曲線の形状の種類によつて，グループ分けした理由は，つぎの点にある。すなわち，それは，職種によつては，経験年数の増すにつれて，賃金が変化するものと，しからざるものとがあり，この中，前者のように，経験年数に比例して賃金を上昇させる職種は，それだけ，教育訓練的要因が賃金格付にさいし作用しているとみられるからである。

〔附論〕　わが国における工業化と技能序列構造

序　　説

以上は，現段階における産業社会の中の労働力の質的構造と，労働資質の形成にたいし教育が果す役割を，賃金格差の構造の分析をとおして考察したものである。この論旨の理解をすすめるために，以下においては，若干の史的考察をこころみた試論を加えたい。それは，わが国の産業社会の発展，すなわち工業化の進展の中で，わが国の工業労働力，とくに熟練労働力はいかに形成されていくか，あるいは，その職能序列構造は，工業化の中でいかに展開し，変動するかを，類型的に把握しようとするものである。このばあい，本論で展開されたように，問題考察の展開を，労働の質にもとずく賃金格差構造の形成とその発展という視点から行なつてみようとするものである。

まず才 1は，前期的手工業にみられる職能序列，および賃金格差についてである。この時期においては，工業人口の大半は，この種の手工労働者でしめられ，職人労働と徒弟労働を中心とした職能序列が賃金格差形成の基盤となる。とくに，家内工業，土建，鉱山の屋外労働がその代表である。なお，この時期に，わが国では一部の軍事工業部門に近代工場組織がとりいれられ，そこではすでに近代的技能序列が設けられ，これによる賃金格差がみられるが，しかし，これは工業の全体からみて一般的とはいえない。なんといつてもこの時期の支配的賃金格差は，職人的技能賃金である。

才 2は，繊維工業を中心とした近代工場組織の下における技能序列構造である。ここでは，工場労働者の中心は，女子単純労働者であり，したがつて，賃金格差は，女子労働を中心とした刺激的能率賃金で，しかもこれら女子労働者の賃金を最下辺とする序列構造をもつかたちをとる。そして，そのうえに，紡績機械の技術者および機械保全工が高位賃金の受給層が存在する。

才 3には，重化学工業を中心とした近代大工業の下における技能序列である。ここでは，生産労働は，高度の技術水準をもつ生産工程で働らくために，長年の経験にもとづく技能をひつようとする。したがつて，この種の資質条件をそなえた機械，装置の操作工，保全工を中核とする技能工を基幹職種として職業技能序列がきめられる。賃金格差は，この基幹職種を中心として，技能工，半技能工，単純工の序列ごとにきめられる。そして，この時期にわが国では年功賃金が成立する。

その 4 つは，さいきんにおけるオートメーション段階での職能序列の問題である。こんにちのオートメーションの段階においては，従来の機械操作の技能は，排除されて，むしろ，これに代つて，計器監視工や装置機械保全工が生産における基幹職種となる。ここでは，機械の操作や修理の技能よりも，高度に複雑化した機械にたいする基礎的科学知識と，生産の変化に対処しうる能力，態度をもつ性格を備えることがひつようとなる。そして，賃金格差は，この種の基幹職種を中心としてきめられ，経験にもとずく年功中心の賃金から職務，職能を中心とした賃金にむかつて，その重点が移つていくようになる。

第 2 節　職人的技能労働と職業賃金

欧米でも，またわが国でも，賃金問題や賃金意識はすでに，前期的手工業段階から芽ばえてきている。ただ，この段階では，資本と労働の分離が完全ではないので，賃金観念もまつたく確立したわけではない。一体に，手工業的生産における技術は，道具たる労働手段を使用しての労働である。ここでの手工業は，職業毎に区分されたもので，したがつて，クラフト(Craft)とは，職業別に専門化した職人的熟練をともなう作業労働である。したがつて，賃金は，このような職業的熟練をもととして支給される。

また工場制手工業の下では，労働者が企業化された経営組織の下に雇用され，分業化された生産工程の個々の部署に従事することによつて，局部的に作業を担当する部分労働者となる。したがつて，作業は，単純化され,専門化されるので，労働者の生産能率は向上する。

しかし作業は，いぜんとして手工業的である。しかも，その生産工程のうちで，手工的熟練の度合が生産業績の成否をきめる。したがつて，ここでの賃金は，かかる手工的労働の資質，能力によつて支給される。ただし，工場制手工業の下では，賃金は，大量の単純労働者たる部分労働者を中心としてきめられ，一部の職人労働の存在意義はすくなくなる。そこでまず，前期的な職人社会の下における雇用労働を中心としてみよう。

当時のわが国では，製造業や土建業における賃金格付のさいの標準職種といえば，鍛冶職と大工職であつた。たとえば，全国諸職業平均賃金表によれば，土建業では大工を基準として諸種の職人，単純労働の賃金がきめられ，それぞれの賃金相場がなりたつていた。石工，船大工など一部の職人を別にすれば，大工を上位として，以下，たたみ職，建具職，指物職などがつづき，最下位に日雇人夫の賃金がきめられていた。また，製造業においては，鍛冶職を上位として，活版植字工，版ずり職，綿打，機織などがつづいていた。そして，上位職種と下位職種の賃金のひらきは，およそ下位は上位の6割にすぎなかつた。

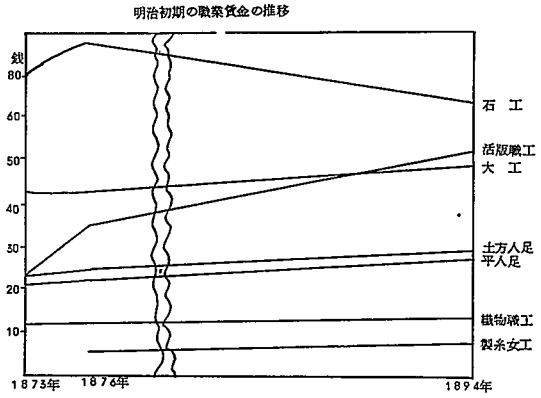

標準職種たる大工の賃金にも，それ自体に上下の差があり，上位，中位，下位の等級に分かれ，上位の大工は，長年の職人経験をつみ，その熟練度がたかく，これに反して，下位の大工は，徒弟労働から昇格して間もない半熟練労働である。また，単純労働である日雇人夫にも，上，中，下の等級に分かれ，作業強度，作業要，経験，勤務状態に応じて，それぞれの等級に区分される。そしてこれにもとづいて，それぞれの賃金が格付される。たとえば，明治10年代における東京市内の土建日雇人夫は，大工を基準として，とび人夫は，その7割，土方人夫はその6割，平人夫は，その5割である。

以上にみるように，明治初期のクラフト的工業段階においては，一部の官行企業をのぞくと，工業の大半は，自営ないし零細企業であつて，手工業労働に依存しており，労働市場は，ほぼ職業別に横断的に形成されていて，それぞれの職業にみ合う賃金の相場がきまつていた。これら職業別賃金は，全国的にはなお若干の地域差がみられたが，同一の地域では，同一の職業の賃金は，ほぼおなじで，企業の差や個人の属性の差によつて差がつくものではなかつた。職業別の賃金格差の基準としては，職業技能というげん然たる尺度が存在していた。したがつて，たとえ年令がわかくとも，大工は，高年令の日雇人夫よりも高い賃金をうけていたのである。

ところで，職人的社会の賃金のきめ方，つまり，職業給的きめ方のルールは，どのようなものであろうか。

まず，労働者間の賃金の格差が，職業的技能を基準としてきめられていることである。この職業的技能は，もちろん職人的手工技能すなわちクラフト的技能である。技能の有無，すなわち，熟練労働であるか単純労働であるかの別，および技能の高低の度合によつて，その技能にもとずく労働者の序列がきめられる。技能の高低の度合とは，熟練，半熟練，未熟練の別である。さらに，このほかに熟練労働を高級熟練，中級熟練，普通熟練と区別するばあいもある。このような職人社会にみられる職業技能の序列は，工場制手工業にはいつてからも，手工的熟練が残存する作業においては，ほとんどそのままのかたちでその序列構造が保持される。すなわち工場制手工業における大量の単純労働のほかになお手工的熟練をひつようとする一部作業労働が存在するところでは，技能序列にもとずく賃金格差がつけられている。

職業別賃金格差の決定基準である職業的資質，すなわちクラフト的熟練は，長年の徒弟見習をへることによつてその技能を習得し，そしてこのほかになお多年の経験によつてその技能をきたえ，みがきをかけるわけである。つまり，クラフト的熟練には，アダム・スミスが指摘しているように多年の教育訓練費用（Cost of training）がかけられており，この点で，非熟練の単純労働者と区別されて，賃金が上位に格付される。

しかし，このような熟練技能の養成は，一般的には，

職業別の同業組合の手によつておこなわれている。古くは，株仲間やギルド組織の手によつておこなわれ，また欧米の近代社会では，職業別労働組合の手によつておこなわれてきた。すなわち，訓練機会は，すべての労働者およびその子弟に自由に開放されているのではなく，ギルド組織やクラフト・ユニオンによつてその機会が制限されていた。こうすることによつて，労働市場における労働の供給が制限され，かれらギルドやユニオンの市場におけるなわばり（demarcation）が維持されてきたのである。つまり，賃金格付の基準となる熟練は，市場の競争による賃金の下落をふせぎ，一定の賃金水準を保持するために，市場の自由競争を制限して，その供給を抑制した。つまり，職人社会，もしくはクラフト的熟練の支配する社会の賃金格差は，その技能労働の量的制限を行なうことによつて一定の形でつねに保たれており，またそのような努力が同業の組織，組合によつて図られていた。

第3に，賃金格差決定の基準となつたものは，右のようなクラフト的熟練にもとずく技能序列であるとともに，同時にまたこの社会の身分的地位の序列でもあつた。すなわち，職人社会における身分差，すなわち親方（master），職人（journeyman），見習労働者（aprentice）および単純労働者（labourer）というような身分的差別によつて，賃金の配分が大きくわくぎめされていた。世襲的身分差であるこの地位序列は，ギルド組織の秩序を保持していくうえでのたいせつな前提となつていた。そしてこのような，前期的身分差が，いつさいの労使関係の基調となつており，見習労働者や単純労働者の賃金を低水準に固定化させる原因ともなつていた。

ところで，職人的熟練，クラフト的技能にもとずく賃金格差とは，長年の教育訓練と経験によつてもたらされた技能差によるものである。そして，その技能差は，年季，すなわち訓練年数と経験年数にもとずくものである。しかし，のちの企業内年功序列による賃金格付のように，細かな年数の差による賃金の格差づけではなく，いわば技能の質的差をしめすようなわくぎめとしての格（grade）をきめるようなものである。それは，特定の技能度をしめすさいの認定の基準となるものであり，いわば技能認定の資格条件である。そして，このような資格は，個別的，恣意的なものではなく，同業組合や職業別労働組合でみとめられたいわば業界としての社会的公認の資格であり，免許であつて，労働市場で通用される性格のもので，これによつて，一定の賃金額の支給が保証されるごときものである。

しかし，以上のような職人社会の賃金格差構造も，わが国産業の工業化がすすみ，これにともなつて職人社会が変質するとともに，変化せざるをえなくなつてくる。すなわち，その一つは，職人社会のギルド組織が解体もしくは衰退するにつれて，職人の社会的地位がかわり，一部は工場へはいつて賃労働化し，一部は零細自営業層にとどまつてますます零細化し，困窮化することによつて，その賃金格差が縮少されてくるようになる。ただ，職人社会のなかでも，職業間に盛衰の差が生じ，衰退職業にたいし，他方にはあたらしい産業社会の需要にこたえて新興職業が抬頭するようになり，賃金は，この種の新興職業，たとえば，洋服仕立職人，製靴職人，製帽職人においてたかくなり，衰退職業との間に，賃金の格差を生ずるようになる。その2つは，工場制工業が発達するにつれて，ここで雇用される技能工の地位が職人に代つて高まり，これにともなつて，かれらの賃金が高まる。たとえば，活版植字工，紡績工などがこの例である。

第3節　女子単純労働と能率賃金

職人的賃労働に代つて登場するのは，工場制工業のもとでの単純労働，とくにこのばあいは繊維工業における女子労働である。このような女子単純労働は，工場制手工業の経営形態の下で働くばあいと，機械制工業の下で働らくばあいとの2つがある。わが国のばあいでは，初期の織物工業や製糸業の女子労働は，前者であり，綿紡績の大工業経営の下での女子労働は，後者のばあいである。

わが国において女子単純労働を中心とした賃金格差の体系が成立するようになるのは，このような製糸，綿紡績によつて代表される繊維工業における工場経営組織の下においてである。

かかる賃金格差体系が成立する基盤は，じつは，1つにはこの種の女子工場労働力をめぐる労働市場の性格であり，その2つは，そこで取引される女子労働の資質であり，その3つは，女子労働を監視し管理する工場の労務管理体制である。

まず，労働市場としては，そこで取引される繊維工業の労働力が，農村の女子家族労働力を中心として調

達することが，市場の大きな問題であつた。なぜなら，急速に発達する繊維工業の労働需要を充足させるだけの労働力は，当時の労働市場には存在せず，労働力不足が一般的な傾向だつたからである。その結果，労働力の調達は，労働力争奪という競争関係となる。また，労働市場の組織化がすすんでいないことが，仲介業者による前期的調達手段を介入させたり，会社別の調達機関ができあがり，労働力の取引が，業主，仲介者と個別労働者との個々の交渉でおこなわれるような仕組で市場がなりたつこととなる。

第２に，女子労働の性格にかんすることである。零細な農家経営の生活水準の低位性とむすびついて，女子労働が農家経営から完全に独立分離せず，その生活の本拠を農家におくことから，労働力自体が農家へ環元するという意味で，つねに流動的であり定着性にとぼしい。ということである。そして労働力の非定着性は，労働者の態度，とくに賃金意識において，労使の交渉過程で保守的，退えい的な性向をもつこととなる。

第３に，農村から流出したこれら労働力が工場作業にたいし，未経験であり，未組織的であり，未訓練であるところから，つねに，作業意欲を惹起し，作業能率を増進させるような労務管理体制を維持しなければならないということである。その方法として，種々のやり方がとられるが，とりわけ，ひろく一般に採用された仕方としては，１つは，職場における地位，序列の厳しさと，これによる管理体制の確立と，その２つには，賃金の支払形態として刺激給的要素を加味するということである。

まずこの種の企業においては，労働力編制は，大量の女子単純労働を下辺として，これを直接に監督する労働者層が上位に位し，さらにこのほか紡織機械の保全工がおり，さらにそのうえに技術者および事務職員

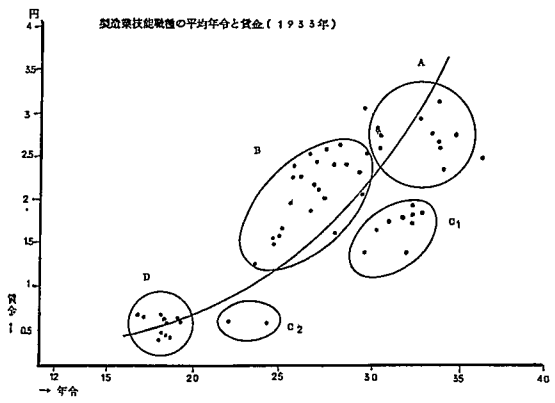

（注）　A　（大企業技能職種）→例えば旋盤工，製缶工，鍛冶工，穿孔工，鋳物工（造船業）
B　（中小企業技能職種）→例えば，印刷工，文選工，ゴム原料工，ガラス吹工
C_1　（男子単純労務職種）→荷造工，運盤工
C_2　（女子単純労務職種）→荷造工
D　（女子年少労務職種）→繰糸工，粗紡工，精紡工，織布仕上工

がいるというような職階序列になつている。職員層と工員層の身分的差別はきびしく存在しており，また工員の間も，役付工と一般工とに分かれて，役付工はさらに，組長，見廻工，優等工などの序列にランクされる。また，このほか労働力確得のため，多くの工場では集団生活としての寄宿舎制度が採用され，ここでもきびしい身分的差別が設けられ，そして監督的役割をもつ世話婦，室長などがいて，生活の全面にわたる監督，監視がなされてる。

つぎに，またこうした流動性がたかい女子労働者にたいして，賃金体系として，種々の配慮が加わえられる。まず，賃金決定の基準には，作業能率の増進のため，個別出来高給制や集団出来高給制がとられる，また，欠勤が多いために，皆勤手当，精神手当などが支給される。さらに，また長期勤続を精励するために，種々の報酬制度が採用される。しかし，当時の出来高給制には，なお原生的能率給の色彩が濃く，賃金率が不明確だつたり不安であつたり，あるいは賃金率のカットが恣意的におこなわれたり，標準作業量が不定であつたりする。

ところで，繊維工業における女子労働者の賃金格差は，どのように格付されていたか。「職工事情」によれば，「綿糸紡績女工の技量に関しては，各工場は，大約１０等の等級に分ち，職工の技量の進むにしたがつて昇等せしむるものなり」とある。このように賃金の格差付には，個別労働者の熟練度に応ずるという技能序列別による能力給的性格をもつており，しかも，下位の初給がきわめて低くおさえられ，これによつて能率増進の刺激的役割を果たすという性格をあわせてもつていた。たとえば，三重紡績所の女子の日給は，最下級の等外４等の女工の賃金は，５銭で，それから昇進して，２４クラスをへた最高の１等女工の日給は，５０銭となり，この間で上下の差は，じつに１０倍も格差があつた。したがつて，ここでは，もはやたんな

る職務能力給にとどまらず，小刻み昇進の刺激的管理賃金の性格がつよくなつている。これが当時の女工賃金の特色であつた。以下，繊維工業の賃金格差の特質を具体的にしめさう。

まず第１には，労務者と職員とのあいだの身分的差別がきびしく，これにもとづく賃金の格差が大きかつた。たとえば，繊維工業の労職間賃金格差は，職員を１００とすれば，労務者はわずか３５％（大正１０年）にすぎなかつた。こうした労職間の身分差は，たんに賃金差にとどまらず，賃金形態，賃金体系でも異なり，たとえば職員は月給，労務者は，日給，時間給，出来高給というぐあいにことなり，また雇用形態も常用，臨時の別に相異し，あるいはその他福利厚生，賞与，報償制，退職金などの種々の附加給付の面でも相異していて，その待遇差別は多分に身分的性格をおびたものであつた。

第２には，男女間や，役付工と一般工のあいだの賃金格差がきびしくきめられていた。とくに，男女間の賃金格差は大きく，たとえば「職工事情」によれば，綿紡績の男工の賃金は一日３０銭であるのに，女工の賃金は２０銭で，女工は男工の６６％にすぎない，というぐあいであつた。そして大正期に入つても，男女間の賃金格差はそれほどかわらず，大正５年に，男工の賃金１日５３銭にたいし，女工は４０銭で，女工は男工の７割であり，また大正１０年には，女工は１日１円１４銭，男工は１円４９銭で，女工は男工のやはり７割であつた。女工の賃金が男工の賃金の６割ないし７割であることは，昭和にはいつても大差なく，これが男女間賃金格差の一般的傾向であつた。

以上にみるように，繊維工業における女子単純労働を中心とした賃金格差体系は，まず能率向上のための刺激給的格差をつけることによつて女子労働者の賃金をきめた。ここでは，まえのところでのべたような，職人的技能序列にもとずく質的格差でなく，同種の単純労働の間における作業の量にもとずく格差である。それは，量的世界における問題であつたといつてよい。あるいは，おなじ単純労働における能率本位の等級づけとみてよい。そして，このような女子労働賃金を底辺として，このうえに，技術，事務の職員層が別に格付されている。そして労職間の格差はたぶんに身分的な差別にもとづくものであつた。

第４節　男子技能労働と年功賃金

工業の高度化がすすみ，重工業が発達する段階においては，まえの女子単純労働に代つて，男子技能労働力となる。男子工業労働力のうちでも，とくに，重工業部門における生産工程のうちで基幹的職務に従事する技能労働力を中心として，労働力の編成がおこなわれる。

ところで，労働力構成の質的転換は，賃金格差のあらたな局面を生ずる。なぜならこれまで，賃金格付の基準になつていたものが，あらたな労働力構成の下では通用しなくなるからである。

重工業発展段階におけるあらたな賃金格差構造が成立する基盤は，つぎの諸条件の変化である。

第一には，重工業化にともなう労働市場の変化である。工業の高度化を中心として，産業全体が近代化へむかつてしだいに構造的変化を生じ，農村から都市へむかつて労働力人口が一層流動するようになるとともに，これにともなつて，労働市場網が全国的に拡大し，労働力取引の市場組織が発達するようになる。これまで，職業紹介業者や会社の調達機関で個別的に交渉，取引がおこなわれていた方法にかわつて，全国的組織網をもつ公営の職業紹介機構が発達する。とくに，わが国では新規学卒労働力を大量に採用するというような市場的特質に応じて，労働市場において学校が果たす供給的機能は大きく，こうした学校紹介組織を利用して，この種の学卒労働力の集団取引交渉がすすめられるようになる。

第２に，労働市場で取引されるあらたな労働力，とくに技能労働力は，つぎのような特色をもつている。まず，女子労働力に代つて男子労働力であることは，農村との関係，とくに，農家経営との関係において，女子にみられたような緊密さをもたず，独立分離的性格をもつことを意味している。とくに，２，３男労働は，農家経営が女子家族労働に依存するほどの度合をもたず，むしろ，分家，およびこれにともなう農地の相続分割からかんがえて，農村から完全離脱していくことが期待されるからである。こうした男子労働力の完全離脱はこの種労働力が都市における定着性をもつ基礎となる。

しかも，重工業の基幹職種につく男子労働力は，これまでの女子単純労働に比べて，きわめて高い技能をもつ。この種の技能は，かつての職人がもつていた手

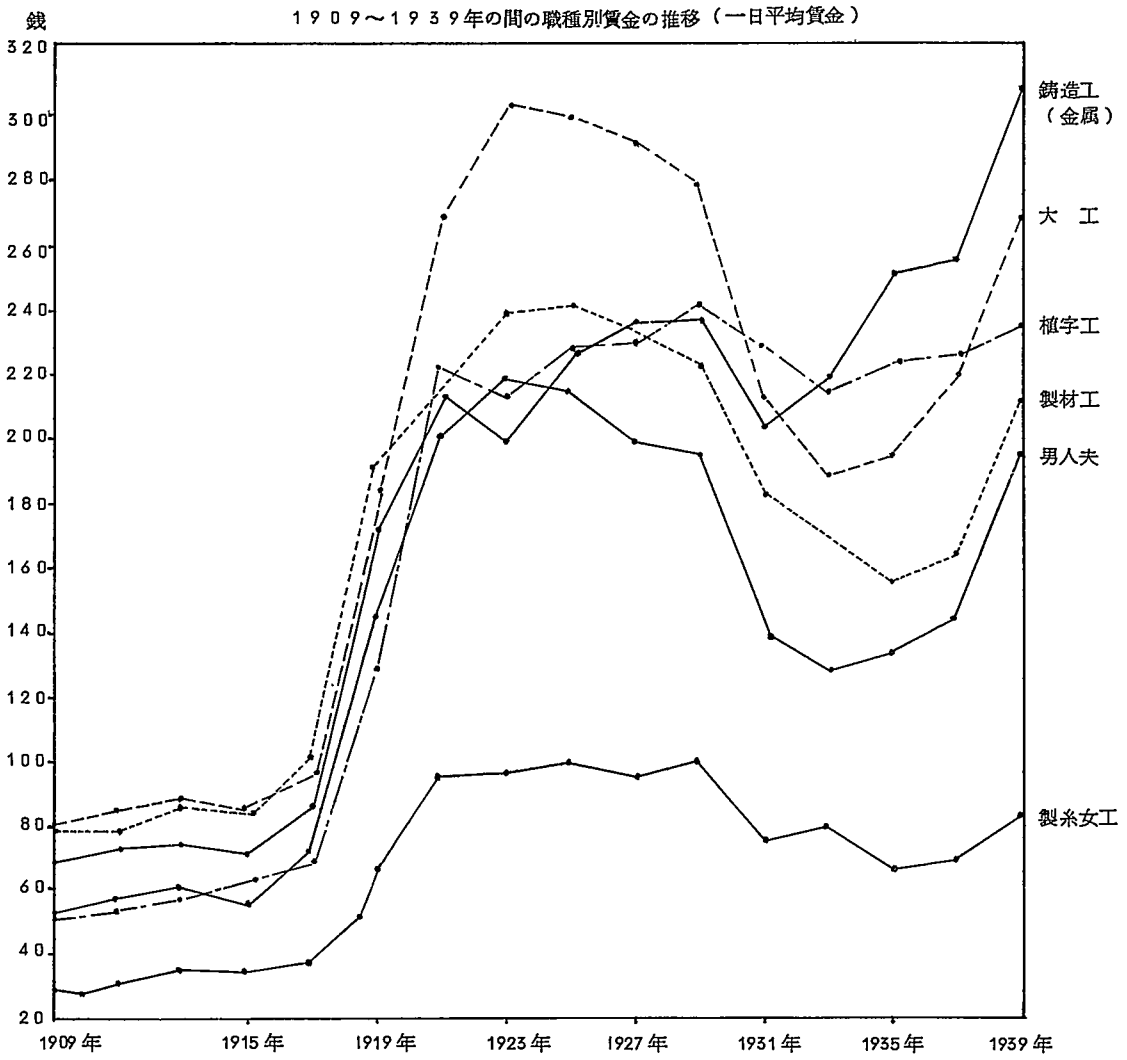

工的技能ではなく，複雑な高い技術水準をもつ機械，装置の下での，機械操作の技能である。機械操作的技能は，機械や装置にたいする科学技術の基礎知識をひつようとし，しかも，あわせて操作にあたつての熟練を要する作業能力をもつことが要求される。

右のような技能労働力を教育し訓練する機関がまた発達する。欧米では，この種の労働力の訓練は職業別組合でおこなわれることが多いが，わが国では，企業がもつ技能訓練機関によつておこなわれる。このような企業内教育訓練は，わが国では，とくに大企業で発達している。すなわち，大企業では，まず，高等小学を卒業した良質の労働力（健康優秀，品行方正，身元の確実性）を採用して，これを訓練機関に収容して数年間技能養成する。そして，訓練をおえた労働力は，さらに，数年をかけて現場で見習訓練して，やつと１人前の技能工となるわけである。つまり，その技能は，長期間にわたる技能訓練および経験によつて積みかさねられたものである。長期の経験の累積であるかぎりでは，クラフト的技能と類似するが，しかし，それは，基礎的教育訓練を前提としている点で異なつている。

第３には，労務管理組織のうえの変化である。

一体に，重工業の分野における生産工程は，高度の生産技術水準を保ち，各部署に配置される労働力は，多質的である。したがつて，その職場の労務管理組織は，秩序あり，規則的で命令系統が確立し，作業監督の権限，責任が明確であることがひつようである。初期の重工業においては，このような労務管理は，請負親方の統轄組織にゆだねられていた。しかし，生産技術が高度化するとともに，この種の飯場的統轄組織を近代化するひつようが増大してくるようになつた。そして，中堅職工を中心とした役付工による作業監督組織にしだいにきりかえられるようになつた。こうして登場した役付工制度は，また同時に役付工を中心とした年功序列型と，これにみ合う賃金体系をはぐくむ基盤となる。わが国において年功賃金が一般に民間に普及するのは，大正中期以降である。それは，役付工制度の一般化と呼応するものであつた。内務省社会局が大正１１年に調査した「本邦工場，鉱山賃金制度大要」によれば，当時のわが国の賃金制度は，およそつぎのようなものであつた。すなわち，賃金体系は，賃金の本体たる基本給と，諸給与たる諸手当と分かれ，このうち，基本給は定期給（日給，時間給）と出来高払からなり，また諸手当，役付手当，職務手当，歩増，出勤手当，通勤手当，期末賞与，皆勤賞，精勤賞，勤続賞，生活補助手当（米価手当，物価手当など）などからなる。役付手当というのは「伍長，組長等のごとく工場内における作業に関し一般職工を監督しかつ特殊の責任を帯ふる者に対し毎月定額を支給するものなり」と，その手当の性格が規定されている。なお，ここでいう職務手当は，寄宿舎の室長に対する手当で，こんにちの職務給ではない。

しかし，年功賃金の特色は，これら諸手当にみられる特色ではなくて，基本給部分のきめ方が年功にスライドして上昇することにある。戦前における日本の賃金体系のあり方にたいしリーダー的役割をはたしていた呉海軍工廠の「職工給与標準制定の要」（大正１１年，伍堂卓雄著）によれば，この頃すでに「給与は主として需給関係によりその立前は能率本位にしてある年令以上は年功により昇給せしめおりたるものなり」とある。しかし，能率本位とはいえ，若年労働力の高賃金はなるべく抑制し，年令や勤続による昇給方向にかえ，年功序列型昇給方式を採用することとしている。こうして大正中期に発足した年功序列型賃金体系は，昭和期に入つて，ますます一般的傾向となつていく。

ところで，以上を総括的にながめたばあい，戦前における日本の賃金格差，賃金体系の特色は，なにか。すでに，歴史的にみたように，それは，日本の賃金がクラフト的職種別賃金体系から出発して刺激能率給的体系へ，さらに勤続給的要素をもつ賃金格差体系へと発展してゆき，そしてさらにいわばこれらの統合の形としての年功賃金体系へとすすむあゆみをしめしたことによつてもわかるように，それは，工業化の発展と労務管理組織の近代化にともなう日本的な形での年功賃金系の確立ということであつた。そしてこの年功賃金は，日本の大企業にみられる封鎖的労働市場と終身雇用の慣行にささえられたもので，市場における企業間の雇用の交流がなく，労働の移動性にとぼしく，就業機会の平等性にもとずく公正競争がおこなわれず，技術，労働，賃金のすべてが企業に固着化してしまうような流動性をかいた停滞状態の中で，異常なまでの高度の「資本蓄積」が行なわれて，高度の経済成長の基盤となつていた，というのが戦前の日本の賃金のすがたであつたわけである。

しかし，やがてこの年功序列賃金体系も批判される時期をむかえる。年功賃金体系が検討されるようになるのは，もちろん戦後の段階であるが，しかもそれはここ数年という最近のことである。年功賃金にたいする反省が生ずるようになつたけい機は，２つある。その１つは，経営組織の合理化，近代化にともなつて，労務管理組織を，これまでの人間本位の属人的組織から，職階，職務を中心とした仕事本位の組織にきり替えるようになつたためである。このような管理を確立するために，賃金体系もこれに呼応して職階給ないし職務給の要素をとり入れるようになつたことである。その２つは，技術革新の進展にともなつて，これまでの企業内の年功技能序列の基盤がくずれて，これにかわつて新種の労働力を中心とした労働力構成に変質していき，これとともに，年功賃金にたいする批判がでて，職務中心的な賃金体系に移行しようとしつつあることである。この点については，のちにのべたい。ただ，こんにちの賃金体系，賃金格差にたいするかんがえ方が，これまでの年功中心の体系や戦後の電産型体系から脱皮して，あたらしい賃金体系，賃金格差のあり方をもとめているということを指摘しておきたい。

企業内における個別労働者相互の間の賃金の格差は，すでにのべたように，欧米では職種，職務に基いてき

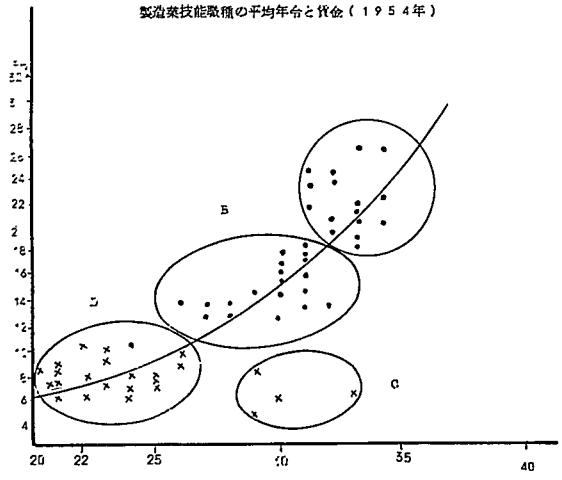

（注）A （大企業技能職種）→製鋼工，操炉工，圧延工，旋盤工，製鉄工，化学反応工
B （中小企業技能職種）→板金工，ガラス吹工，ゴムロール工，手仕上工，等
C （単純労務職種）→調木工
D （女子年少労務職種）→繰糸工，粗傍工，精紡工，織布工，製本工

められるのが通常である。しかし，わが国ではその他の要素で賃金がきめられるばあいがある。それは，労働者のもつ属性，たとえば，性，年令，勤続年数，学歴などによるばあいである。わが国における従来の賃金体系は，きわめてこの性格がつよかつた。とくに，大企業における年功序列型賃金体系は，その典型であつたといつてよい。年功賃金は，本来は，年功による技能の蓄積，経験の高まりを考慮にいれていた。したがつて，経験年数にほぼ比例した技能の高低をもつて賃金の序列基準とかんがえていた。終身雇用制を採用するわが国の大企業においては，労働者は，はじめての初頭就業時から定年になつて退職するまでの期間において，その特定企業にのみ勤務するので，経験年数と勤続年数は，ほぼ一致する。したがつて，技能度合のバロメーターである経験年数は，勤続年数や年令とは併行的な関係にあることになる。とくに，大企業において勤続年数を重視するゆえんは，わが国では，技能は，勤務先の企業内の施設，工程にのみ通用するばあいが多く，他の企業や業種に通用しない。労働者の技能，経験は特定企業に固定するがゆえに，ますます労働者の移動は困難となりしたがつて初頭就業の企業にますます終身的に定着化することとなる。

年功賃金体系が確立するのは，わが国においては，すでにのべたように，日本の産業が重工業化の段階に入つてからである。とくに，役付工，基幹工を中心とした労働管理体制を確立した頃からであつて，このような年功賃金体系が，戦前の賃金体系の典型であつたとともに，戦後もこんにちの段階にいたるまで，ながく支配的な型として存続した。それでは，なぜ，わが国の賃金体系が，職種や職務を中心とせずに，むしろ年功やその他属人的要素を賃金決定の要素として重視したのであるか，その理由としては，つぎの諸点がかんがえられる。

まず第１に，職業別労働市場がじゆうぶんに確立していなかつたことである。たとえば，職業別労働市場が確立するためには，労働の供給側の組織，すなわち職業別労働組合が形成されていて，組合の手を通じて労働力の育成，供給がおこなわれ，また，雇主との取引交渉がなされ，そこで企業間に共通した賃金相場がきめられるというような仕組がひつようである。しかし，このような労働組合や市場組織はわが国では，存在しなかつた。それ以前の職人的賃金の決定方式は，資本制企業の内にじうぶんに浸透していかないままに消失してしまつていた。

第２には，企業内における職種，職務の作業内容，権限範囲がそれほど明確に確立していなかつた。企業内における職種，職務の明確化のためには，職種の分化，職能の専門化がなされ，標準作業が確立し，しかもこれを受容する経営組織全体としても，合理的な組織としての分化の統合の機能を完全に果す体制が完備していなければならない。しかしこのような条件は，わが国の企業では，十分に具備されておらず，したがつて従業員の経験や資質をもととして作業を分担し，その賃金を支給するにさいしても従業員の属性を中心としてきめる慣行をとつていた。

第３には，労働者の技能養成がわが国では，企業を単位しておこなわれていたことである。欧米では，むしろ職業別組合を単位として技能養成がなされてきたにもかかわらず，わが国では，企業内技能養成施設を中心として行なわれてきた。このため，その技能は，特定企業にのみ固着したもので，いわば融通性に乏しい性質になつている，ということである。

以上の理由によつて，わが国の年功賃金の性格が欧

米にくらべかなり特殊的なものであることがわかるであろう。

第5節　技術革新と賃金体系

ところで，こんにち行なわれている技術革新は，とりわけ，生産工程の自動制御化をさしておりオートメイションを中心としたものである。オートメーションには色々あるが，その典型は，化学工業のような装置産業にみられるフイード・バック方式による完全自動制御化である。このほか，自動車製造業にみられるような組立工程における部分的自動制御化したオートメーションもみられる。また，事務の機械化をさして，ビジネス・オートションとよんでいるばあいもある。

技術革新にともなう労働の分野における変化の過程は，まずなによりも，つぎのような形をとつてあらわれる。

その第1は，技術革新にともなう労働資質の変化である。作業を機械自体により制御化することによつて，人間は作業の主体的活動から去つてゆき，補助的，側面的労働に従事するようになる。そして作業それ自体は，作業機およびこれにたいする指令的制御機械によつておこなわれる。したがつて機械操作のための熟練，技能は，機械によつて代えられ，人間の技能は単純化する。たとえば，電機工業や自動車工業のように，トランスファーマシンの導入がおこなわれたばあいには，孔あけ，面削り，リーマ通し等々の一連の切削工程は完全に自動化され，これまで，うでやかんによつていた熟練工の仕事は，いちじるしく単純化するようになる。そして，オートメーションの工程では，計器監視工や機械修理保全工の作業が代つて重要な仕事となる。

また，オートメーションの段階では，管理的業務がたいせつとなる。なぜならば，万一機械が不調であつたばあいには，迅速かつ適切な処理をしなかつたときは，装置全体として大きな損害をうけるからである。このためには，機械装置の全体構造を知り，いちはやく適確な処理をくだすような能力，すなわち，手工的技能よりも科学的知識をもつような労働資質が要求される。イギリスのL・L・グツドマンは，こうのべている。すなわち，オートメーションの段階において要求される労働資質とは，従来のような人間の感覚器官にうつたえる技能（motor skill）たとえば，視覚，聴覚，臭覚，味覚，接触感覚による技能，熟練でなく，生産工程の進行，変化にかんする情報を正確に受容する技能，すなわち情報受理技能(Perceptual skill）と，そして，この情報にもとずいて，なにをなすべきかの適正な判断を下し，かつ，この判断にもとづいて，迅速かつ正確な処理をなす能力をもつたいわば構成的技能（conceptual skill）を労働資質として具備することがたいせつだとのべている。そして，グツドマンは，さらに，従来のような個別労働者の個人的技能，個性にもとづく個別作業にかわつて，職場集団における作業の協力関係がより一層重要となり，このためには，集団内の人間関係において構成相互の協同，団結に伍していける適応性，態度をもつことがたいせつとなり，この意味でのヒューマン・リレーションズを中心とした社会的技能（social skill）を習得した労働資質をもつことが要求される，と指摘している。すなわち，技術革新の段階においては，これまでの手工的熟練や機械操作的技能，すなわち長年の経験や技能養成訓練にもとずいて体得された技能に代つて，より一層高度の技術知識をもつた労働資質が要求されてくるわけである。

第2には，技術革新にともなつて企業内の労働力構成が変質してきていることである。すなわち，職場の労働力構成の変質は，なによりも新旧職種の交替によつてひきおこされる。たとえば，造船業においては，鋲打工から，電気溶接工，ガス接断工，モノボール工にとつて代り，これまで，もつとも基幹的職種とみられていた鋲打工の存在意義はいちじるしく減退する。また鉄鋼業においては，圧延工程におけるオートメーション化，すなわち，ストリップ・ミルの採用によつて，これまで鍛造工，圧延工が果していた作業は，作業管理をする技術員と監視的作業につく工員によつてとつて代えられる。また，装置工業としての製紙業においては，たとえば抄紙工程では自動式連続作業化によつて，これまでのウエツト，ドライ，ワインダーという職種の分担は解消し，あらたに計器監視工と捲取工にかわつている。このように，技術革新下のあたらしい生産工程においては，熟練労働の職種に代つて監視工，保全工を中心とし，これに技術者を加えたあたらしい労働力編制ができあがつてきている。

また，従来，組長，伍長などの役付工が果してきた機能も再検討されつつあり，長期の経験にもとずく作業技能の指導と作業監督というこれまでの職務に代つ

て，新技術の導入と職務責任体制の確立という新事態に対応した科学的知識と指導性のある資質をもつたあたらしいリーダーであることが要求される。そして，これにもとずいて，現在，役付工制度も検討されつつあり，たとえば，鉄鋼業におけるような作業長制度というあたらしいいきかたが試みられている。このほか，事務部門の機械化の進展にともなつて，非現業部門にも職種の変化が生じてきており，たとえば，従来のタイピスト，帳簿整理，経理計算などに代つて，キーパンチヤー，プログラマー，プランナー，事務機械オペレーターなどが生じてきている。また，企画研究部門の拡充にともなつて，スタツフや研究員の職種が増大してきている。こうして，企業内の全体的労働力編成がしだいに変容してきており，しかも今后さらに一層変化していくことが予想される。

このような労働力構成の変化，新旧職種の交替にともなつて，また労働者の地位，序列がしだいに変化してきている。すなわち，従来の年功序列を中心とした職制から，職務の内容，重要性を中心とした体制にしだいに代りつつある。企業内の地位，職階職務の職種にもとずいて，地位，権限，責任をさだめ，そしてさらにこれを基準として賃金を支給しようとする管理方式をとるようになつてきている。そして，これにともなつて，これまで長年の経験や技術，そして年令の高さや勤続年数の長さに依存していた中高年令の技能工の占めていた地位の重要性は減退して，これに代つて新らしい技術知識を身につけた若年工のウエイトが増してくる。

第３には，労働者の意識，態度の変化である。これまでの経験をもととした技能中心の作業方式に代つて技術知識を重視する作業になるようになり，しかも，新しい労働資質をもつ若年労働力がどしどし職場に採用されるようになつてくる。しかもこれら若年労働力が生産工程の主要部署をしめ，基幹的作業に位置するようになるとともに，新旧労働者層の間に意識のずれが生じ，職場全体としての作業意識が変わつてくる。年功，経験を重視するかんがえ方に代つて，近代的合理的な労働者意識がめばえ，職種を中心として経験的非合理性を排除する態度がしだいに生ずる。競争の公正，機会の平等，旧来の家族主義的団結意識，個人の自由と権利を主張する意識態度が，人事管理の側面，採用，昇進，人員配置，賃金格差などの諸側面において，あたらしい管理方式をとることがひつようとなる

製造業技能職種の平均年令と平均賃金（１９６１年）

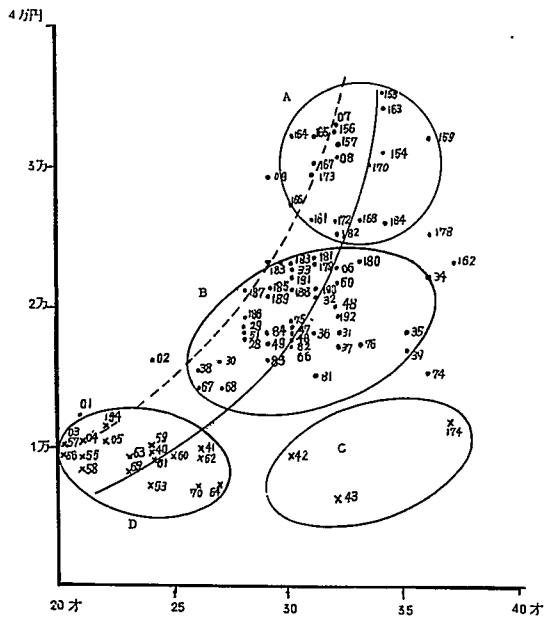

・：男子技能労務職種
×：女子技能労務職種規模は企業規模計
規模は企業規模計

０１　ラジオテレビ組立工（男）
０２　通信機組立工（男）
０３　ラジオテレビ組立工（女）
０４　通信機組立工（女）
０５　捲線工（女）
０６　自動車組立工（男）
０７　石油ポンプ工
０８　石油洗滌工
０９　石油計量工
以上の新職種の傾向は－－－－で示す。

（注１）　掲記した職種は，つぎの業種の分野に属するものである。食料品製造業，繊維工業，衣服その他繊維製品製造業，木材，木製品製造業，家具装備品製造業，鉄鋼業，機械製造業

（注２）　Ａ（大企業技能職種）→焼結工，操炉工，製鋼工，処理工，鍛工，旋盤工，
Ｂ（大企業技能職種）→木工機械工，建具組立工，家具仕上工，紡績精練工，精練標白工，受乳処理工，洋菓子製造工，製粉工，機械組立工，鋳物工，伸線工，板金工，裁断工，縫製工，Ｃ（女子高令労務職種）→中子工，びん詰工，かん詰材料調理師，Ｄ（女子年少職種）→操糸工，粗防工，精紡工，洋干菓子製造工，綿，絹布仕上工，メリヤス編立工，縫製工，食品包装工

ようになる。とりわけ，問題であるのは，賃金格差付問題である。こんにちでは，賃金格付を年功によらず

能力本位や職務本位にすべきだというかんがえ方は，すでにかなり一般に普及しつつある。昭和37年に，全国労働組合生産性企画実践委員会が1万2千人の労働者について実態調査したところによると，「仕事の内容や能力によつて給料を高くした方がよい」とこたえたものは10才代や20才代の若年令層では，過半数（53％）をこえている。これに反して，45才以上の高年令層では，「年令が高くなるにつれて給料も段々たかくなる方がよい」とこたえたものが過半数（63％）をこえる，というぐあいで，新旧世代でかなりの対極的態度をしめしている。しかし労働者全体としては，年令別人員構成が若年令層へ重点移行するにつれて，やはり仕事本位，能力本位的な賃金意識がひろくに普及するようになる。

技術革新をけい機として，企業の内部では賃金の個人差にたいする再検討すべき段階がおとずれる。とくに，従来の年功賃金体系にたいする批判がたかまつてくるにつれて，あたらしい賃金体系のあり方が検討されるようになつてきた。賃金格差の公正を期するための賃金体系はいかにあるべきかが問題となつてきた。

ところで，このばあい賃金格差の公正化の問題は，賃金決定のさいの前提である労働用役の商品的性質，もしくはその価格の性質を再認識することであり，経済的合理性をとりもどすことである。賃金が労働用役という商品の価格である以上，その商品の質，銘柄によつて格付されることがたいせつである。いいかえれば，労働の質と量に見合う賃金を支払うことでなければならない。したがつて同一の労働の質にたいしては同一の賃金が支給されるべきであり，また異質の労働にたいしては，それぞれの格差をもつた賃金がその質に応じて支給されるべきであるということである。そしてここでいう労働の質とは，職務の内容によつて判断され，また職務を遂行する人間の能力によつてみることである。

従来の年功賃金体系が，さいきんになつて批判の対象となつたのは，さいきんの技術の変化の下では，労働の質が変化し，これまで，年功を中心とした技能序列に基く労働力の質的構造が変形して，しだいに新しい資質に基く労働力の質的構造に代わつてきており，このため年功による序列は，しだいに賃金格付の公正な基準たりえなくなつてきているからであり，年令や勤続年数や学歴はそれ自体では，正しい格付基準とされなくなつてきたからである。

あたらしい賃金格付の基準は，労働の質であり，その内容である。労働の質の内容を規定するものは，その労働力が投下される作業職務の内容によつてきまつてくる。

職務の内容にもとずいて賃金をきめるばあいにも，いろいろな仕方がある。その一つは，労働力が市場で取引されるさいに，あらかじめ取引当事者，すなわち労使間でこの仕事内容が共通的に理解され，しかもこれにもとずいてその仕事の内容ごとに賃金の相場がたてられるようなばあいである。市場で横断的にきめられる職種毎の賃金率がこれである。このような職種は，市場的にその存在が確立しているものである。たとえば，機械工とか，レンガ積工とかボイラー工とかがそうである。これらの賃金格差は，企業ごとに人為的にきめられるものではなく，市場的慣行の中で成立するものである。その二つは，企業の中における職能の分化にもとずき，職務ごとにそれぞれの内容に応じて賃金をきめるもので，このばあいには，企業内で技術的分業のため発生した個別の職務ごとに職務の内容を分析して，この分析の結果判明した要素を評価の基準として賃金をきめる。前者が職業給，職種給とすれば，後者は，職務給といわれるものである。前者がおもに市場における競争関係の中で一括的にきめられるものであるとすれば，後者は企業ごとに，それぞれの職務を分析して格付するやり方できめられる。

以上のほかに，こんにち，わが国では，職務遂行の能力を基準として賃金をきめるかんがえ方がある。これは，職能給といわれている。これは，これまでの属人給から職務給や職種給への移行の過渡的形態というべきもので，属人的要素と職務的要素の折衷的なかたちをとるものである。職務を分析せず包括的なものとしてとらえ，これを等級ずけて，人間の能力を分類する。このばあい，能力の判定は，資格，その他人間資質を判断するにひつような属性についてかんがえる。このさい，とくに職業上の資格が重視され，この結果賃金のきめ方として資格給的要素を加味することになる。しかし，資格には，企業内だけで設けられている資格と，市場でひろく通用する資格とがある。社会的にいえば公認された資格には，たとえば，国の技能検定やプロフェショナルな専門技術の資格の認定や，あるいは，同業組合がみとめる資格認定のようなものがある。そしてこのような資格にうらずけられた職種，職業の賃金の相場は，市場的にほぼ固定しており，安

定している。欧米では，資格は，職業給，職種給の賃金決定の判断基準となつている。しかし，わが国でいう職能給には，このような客観化し，市場的に通用性をもつ資格によつて賃金がきめられることはすくなくない。むしろ，企業内で職能給算定の判断材料とされる資格とは，その企業だけで恣意的にきめられた属人的要素にもとずくものであり，企業への勤続年数や学歴などで昇進資格がきめられている。そして，実際には，年功序列による賃金の変形であつたりする。

ところで，賃金の格付を労働の質に見合うようにするために，職務を中心としてかんがえるというばあいにも，こんにちの職務給体系がこの意味でけつして完全であるわけではない。

まず職務内容を中心とした賃金体系を採用するばあいには，あらかじめつぎの諸前提が必要であるとされている。

第1には，企業における経営組織が確立して，これにもとずいて，職務，権限がさい然と明確に分化，専門化していることである。経営組織内における職務内容が不明でその権限範囲や責任の所在もあきらかでなく，職能が未分化であるところに，職務にもとずく分析や評価は成立しない。各人の経営組織内における位置だけがきめられ，その仕事の内容がはつきりされ，その作業遂行の責任と権限が明らかになつてはじめて，職務中心の賃金の決定が可能になるのである。

第2には，職務中心主義的なかんがえかたは，賃金の格付をするときばかりでなく，労働市場における雇用慣行としてもたいせつである。すなわち，あらたに従業員を採用するさいにも，また人員の配置をしたり，昇進，降任をしたりするさいにも，人間の属性に支配されず，職務を中心としてきめていく。経営は，仕事を中心とした人間のあつまりであり，職務中心の組織であるからであり，能率の増進を企図し，利潤の拡大を期待する。資本主義的採算性を貫くかぎり，利潤追求のためには，きわめて合理的な，職務を構成単位とする企業の組織の手によつて行なわれるものであるべきだからである。職務中心主義的雇用慣行は，一種の実力中心主義である。実力あるものは，どしどし昇進することが公正な競争条件にたつ雇用慣行である。職務の変更，交替があれば，とうぜん人員の交替，編成がえが行なわれる。職務の変化に応じて人間の移動は，流動的であるべきである。したがつて，このようなゆきかたは，企業別に終身雇用的な慣行とは相いれない。

第3に，労働者の賃金にたいする意識，態度が職務中心主義的なゆきかたに対応するようなあらたな意識や態度をもつことである。これまでの身分差や地位差，男女差，学校差などいわゆる経済外的な諸要素や社会的差別によつて賃金の序列をきめるかんがえ方を排して，公正競争による実力中心に賃金意識を合理化していくことである。

附 表 Ⅰ

産業別・学歴別・賃金曲線算出式（常数値）

産 業 計

番号	企業規模	労働者種類	性	学 歴	a	b	c
1	計	労働者	計	区分なし	11390.29	1480.354	— 12.46598
2	〃	〃	男	〃	14347.09	1460.410	— 15.76023
3	〃	〃	女	〃	8009.59	800.121	— 4.30326
4	1000人以上	〃	計	〃	11921.08	1556.948	— 15.68673
5	〃	〃	男	〃	14745.65	1498.978	— 17.49309
6	〃	〃	女	〃	9049.70	914.346	— 5.112681
7	500～999	〃	計	〃	11189.17	1843.707	— 21.45958
8	〃	〃	男	〃	14604.49	1839.245	— 25.46110
9	〃	〃	女	〃	7715.92	917.822	— 15.06615
10	100～499	〃	計	〃	11505.87	1683.848	— 20.32446
11	〃	〃	男	〃	14689.15	1711.758	— 24.47926
12	〃	〃	女	〃	8102.90	740.520	— 13.35323
13	30～ 99	〃	計	〃	11199.87	1514.802	— 26.45265
14	〃	〃	男	〃	14110.91	1540.572	— 29.92119
15	〃	〃	女	〃	8120.24	610.736	— 14.03616
16	10～ 29	〃	計	〃	10741.09	1215.754	— 25.95059
17	〃	〃	男	〃	13448.87	1181.962	— 26.08325
18	〃	〃	女	〃	8012.20	376.525	— 5.68840

註：但し学歴は下記の通り区分する

E_0 計

E_1 小卒・新中卒

E_2 旧中卒・新高卒

E_3 高専・短大卒

E_4 大 学 卒

（D 鉱 業）

番号	企業規模	労働者種類	性	学 歴	a	b	c
19	計	労働者	計	区分なし	15075.29	919.5295	— 9.53269
20	〃	〃	男	〃	17057.19	794.4100	— 7.15069
21	〃	〃	女	〃	6930.44	536.1765	— 9.36852
22	〃	〃	男	E_1	16490.62	891.7119	— 20.79119
23	〃	〃	〃	E_1	16662.66	900.4635	— 21.46354
24	〃	〃	〃	E_2	15390.48	781.3184	— 14.96229
25	〃	〃	女	E_0	6714.42	525.6037	— 11.41058
26	〃	〃	〃	E_1	6619.26	502.8016	— 10.35604
27	〃	職 員	男	E_0	20314.89	788.9691	＋ 7.86482

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
28	計	職員	男	E_1	21468.54	279.0531	+ 15.20833
29	〃	〃	〃	E_2	17788.17	571.5057	+ 18.56034
30	〃	〃	〃	E_3	32873.45	−314.8399	+ 60.95255
31	〃	〃	〃	E_4	21820.66	1326.167	+ 34.26694
32	〃	〃	女	E_0	7637.91	615.9728	− 0.312672
33	〃	〃	〃	E_1	7237.98	646.2170	− 4.62841
34	〃	〃	〃	E_2	7846.17	552.4340	+ 8.09569
35	1000人以上	労働者	計	E_0	15335.95	1013.2370	− 13.48347
37	〃	〃	男	〃	17377.26	8629.020	− 10.17808
38	〃	〃	女	〃	7831.28	5128.025	− 8.85770
39	〃	労務者	男	〃	17005.84	941.7689	− 23.67161
40	〃	〃	〃	E_1	17622.66	920.9527	− 23.91605
41	〃	〃	〃	E_2	14732.92	893.8364	− 18.84360
42	〃	〃	女	E_0	7677.06	491.6595	− 10.99556
43	〃	〃	〃	E_1	7684.77	470.2329	− 9.85343
44	〃	職員	男	E_0	20280.78	909.6223	+ 3.87380
45	〃	〃	〃	E_1	22703.01	196.0259	+ 17.65003
46	〃	〃	〃	E_2	15741.36	814.7720	+ 12.36230
47	〃	〃	〃	E_3	39235.76	−1281.1660	+ 91.31342
48	〃	〃	〃	E_4	22122.00	1330.6350	+ 34.43980
49	〃	〃	女	E_0	8143.34	656.3256	− 2.57926
50	〃	〃	〃	E_1	8500.81	625.0432	− 5.55721
51	〃	〃	〃	E_2	8063.06	632.1279	+ 4.19119
52	500 ～ 999	労働者	計	区分なし	16214.18	800.5365	− 13.20539
53	〃	〃	男	〃	17953.83	689.3321	− 10.49401
54	〃	〃	女	〃	6603.91	630.3919	− 17.45243
55	〃	労務者	男	E_0	17193.21	725.0919	− 16.04467
56	〃	〃	〃	E_1	17293.73	734.0655	− 16.71932
57	〃	〃	〃	E_2	17681.12	−96.5589	+ 35.50941
58	〃	〃	女	E_0	6405.96	584.4006	− 16.69930
59	〃	〃	〃	E_1	6269.91	585.7017	− 16.59401
60	〃	職員	男	計	23290.74	442.3846	+ 4.28219
61	〃	〃	〃	E_0	26833.97	−634.2513	+ 36.97908
62	〃	〃	〃	E_2	18788.36	561.6419	+ 14.29742
63	〃	〃	〃	E_3	34716.55	248.5316	− 0.90553
64	〃	〃	〃	E_4	23085.10	1575.2780	+ 3.67856
65	〃	〃	女	E_0	9410.33	−237.1339	+ 52.25319
66	〃	〃	〃	E_2	9585.17	−218.8918	+ 50.76500
67	100 ～ 499	労働者	計	区分なし	16033.17	698.2117	− 10.96827
68	〃	〃	男	〃	17603.66	641.8216	− 9.67193
69	〃	〃	女	〃	6997.67	372.0647	− 8.42051

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
70	100～499	労務者	男	E$_0$	16691.22	799.9694	− 27.37030
71	〃	〃	〃	E$_1$	16825.30	783.8869	− 23.3439
72	〃	〃	女	E$_0$	6890.09	298.9625	− 8.1917
73	〃	〃	〃	E$_1$	6856.41	300.7044	− 8.2159
74	〃	職員	男	E$_0$	22080.81	274.4498	+ 12.4292
75	〃	〃	〃	E$_1$	21909.41	294.9081	− 1.0763
76	〃	〃	〃	E$_2$	19954.30	93.3802	+ 30.3950
77	〃	〃	〃	E$_3$	34402.86	−924.0579	+ 89.0588
78	〃	〃	〃	E$_4$	24973.20	149.7287	+ 46.7082
79	〃	〃	女	E$_0$	7832.90	498.9808	− 0.3165
80	〃	〃	〃	E$_1$	6676.38	540.9611	− 0.9228
81	〃	〃	〃	E$_2$	8126.06	501.0069	+ 2.0085
82	30～99	労働者	計	区分なし	14902.90	448.8242	− 1.0164
83	〃	〃	男	〃	17554.18	199.6229	+ 7.5535
84	〃	〃	女	〃	6237.47	529.5927	− 17.1946
85	〃	労務者	男	E$_0$	16678.50	404.6099	− 10.3520
86	〃	〃	〃	E$_1$	16756.38	391.1025	− 9.9283
87	〃	〃	女	E$_0$	6263.38	379.6750	− 3.4540
88	〃	〃	〃	E$_1$	6248.05	377.1469	+ 13.3140
89	〃	職員	男	E$_0$	20555.83	284.2881	+ 8.502
90	〃	〃	〃	E$_1$	21272.27	− 46.1744	+ 12.162
91	〃	〃	〃	E$_2$	17989.27	962.0688	− 13.399
92	〃	〃	〃	E$_3$	32203.45	−2287.6590	+ 142.5316
93	〃	〃	女	E$_0$	7618.00	521.6010	− 9.842
94	〃	〃	〃	E$_1$	7488.73	363.3938	− 3.427
95	10～29	労働者	計	区分なし	13345.77	574.3888	− 12.413
96	〃	〃	男	〃	15668.11	413.6160	− 9.668
97	〃	労務者	〃	E$_0$	15277.16	456.1915	− 15.257
98	〃	〃	〃	E$_1$	15065.29	479.0049	− 15.813
99	〃	職員	〃	E$_0$	18454.79	188.0799	+ 9.795
100	〃	〃	〃	E$_1$	17003.60	786.0052	− 34.947
101	〃	〃	〃	E$_2$	16929.04	457.3718	+ 4.084
102	〃	〃	〃	E$_3$	30427.90	−1998.0610	+ 126.7994

（E 建設業）

103	計	労働者	計	区分なし	14851.31	1009.4240	+ 1.69396
104	〃	〃	男	〃	16470.21	898.4883	+ 3.93549
105	〃	〃	女	〃	6491.60	1388.3280	− 42.25262
106	〃	労務者	男	E$_0$	16878.44	588.9769	− 5.21853
107	〃	〃	〃	E$_1$	16920.64	524.6073	− 2.93388
108	〃	〃	〃	E$_2$	15929.05	1219.7100	− 21.87748

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
109	計	労務者	女	E_0	6793.78	987.8524	− 29.47865
110	〃	〃	〃	E_1	6632.64	922.2868	− 26.43863
111	〃	職員	男	E_0	16338.97	1308.3510	− 3.54782
112	〃	〃	〃	E_1	16434.82	1021.1560	− 14.45071
113	〃	〃	〃	E_2	14273.62	1182.3400	+ 5.04224
114	〃	〃	〃	E_3	28171.80	471.0243	+ 26.26431
115	〃	〃	〃	E_4	16925.17	2464.9470	− 24.47461
116	〃	〃	女	E_0	6595.48	1491.7000	− 44.35140
117	〃	〃	〃	E_1	5129.83	1758.3320	− 62.82004
118	〃	〃	〃	E_2	7850.13	946.3916	− 8.40466
119	1000 ～	労働者	計	区分なし	14822.04	1031.4520	+ 7.60172
120	〃	〃	男	〃	16313.37	953.0078	+ 8.44973
121	〃	〃	女	〃	7870.12	1070.4620	− 13.84064
122	〃	労務者	男	E_0	17097.73	838.5127	− 9.84064
123	〃	〃	〃	E_1	17523.12	767.9781	− 7.29005
124	〃	〃	〃	E_2	16760.76	414.5363	+ 32.06830
125	〃	〃	女	E_0	7672.72	990.0655	− 17.96190
126	〃	〃	〃	E_1	7585.77	940.5415	− 15.70787
127	〃	職員	男	E_0	14517.80	1323.2470	+ 3.70907
128	〃	〃	〃	E_1	15762.28	887.3202	− 1.12194
129	〃	〃	〃	E_2	12063.69	1226.6010	+ 8.63391
130	〃	〃	〃	E_3	27137.16	394.6622	+ 32.60483
131	〃	〃	〃	E_4	16156.49	2278.7240	− 11.49195
132	〃	〃	女	E_0	8349.12	934.6802	− 2.36481
133	〃	〃	〃	E_2	8008.77	1101.4890	− 8.14110
134	500 ～ 999	労働者	計	区分なし	15051.15	1496.0920	− 10.04927
135	〃	〃	男	〃	16793.62	1428.4680	− 10.02495
136	〃	労務者	〃	E_0	18393.20	620.5633	+ 2.730345
137	〃	〃	〃	E_1	18659.36	403.4553	+ 11.51286
138	〃	〃	〃	E_2	13668.84	3209.5530	−121.33250
139	〃	職員	〃	E_0	16066.71	1864.9160	− 19.84574
140	〃	〃	〃	E_1	21089.77	− 8.58190	+ 34.51465
141	〃	〃	〃	E_2	12885.59	2151.3930	− 34.67409
142	〃	〃	〃	E_3	24566.60	1429.7160	+ 0.86380
143	〃	〃	〃	E_4	19624.81	2122.4910	− 14.14577
144	100 ～ 499	労働者	計	区分なし	14981.56	1643.7600	− 27.79496
145	〃	〃	男	〃	16677.59	1571.8670	− 27.57063
146	〃	〃	女	〃	10254.50	−269.3124	+ 45.56111
147	〃	労務者	男	E_0	18418.73	505.6293	− 0.20153
148	〃	〃	〃	E_1	18307.72	513.4146	− 1.93515
149	〃	〃	〃	E_2	18943.56	399.8057	+ 22.21247
150	〃	〃	女	E_0	9814.10	−328.5279	+ 51.64797

区分	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
151	100～499	労務者	女	E_1	9725.81	−465.9765	+ 57.40356
152	〃	職員	男	E_0	16068.16	2206.1060	− 49.91510
153	〃	〃	〃	E_1	17859.42	1308.0920	− 37.27844
154	〃	〃	〃	E_2	15293.91	1141.2400	+ 16.85465
155	〃	〃	〃	E_3	30897.45	1041.9120	− 11.57240
156	〃	〃	〃	E_4	13614.78	3890.6040	− 73.60303
157	〃	〃	女	E_0	10389.46	−186.9255	+ 40.92774
158	〃	〃	〃	E_1	9359.35	−400.4000	+ 60.01077
159	〃	〃	〃	E_2	9536.65	418.0615	+ 7.260104
160	30～ 99	労働者	計	区分なし	14712.61	1160.2720	− 27.38057
161	〃	〃	男	〃	16468.12	1006.1860	− 23.93678
162	〃	〃	女	〃	5781.88	1527.7420	− 56.68188
163	〃	労務者	男	E_0	17007.18	533.7631	− 17.29451
164	〃	〃	〃	E_1	17241.20	365.4397	− 9.47695
165	〃	〃	〃	E_2	12690.50	2862.2230	−115.09780
166	〃	〃	女	E_0	8029.85	110.6335	− 7.84667
167	〃	〃	〃	E_1	7871.10	120.6644	− 7.96918
168	〃	職員	男	E_0	16695.41	1566.9490	− 39.01812
169	〃	〃	〃	E_1	17779.32	1040.0950	− 30.26128
170	〃	〃	〃	E_2	15035.01	1361.0800	− 23.71827
171	〃	〃	〃	E_3	26644.40	1178.0530	− 11.35469
172	〃	〃	〃	E_4	18771.89	2289.7810	− 58.40182
173	10～ 29	労働者	計	区分なし	13919.90	991.3415	− 28.94340
174	〃	〃	男	〃	15494.35	833.6821	− 23.81451
175	〃	〃	女	〃	7042.63	785.1887	− 30.34700
176	〃	労務者	男	E_0	15486.82	624.6949	− 22.11373
177	〃	〃	〃	E_1	15290.67	637.1702	− 22.63752
178	〃	〃	女	E_0	7713.37	156.5825	− 5.61604
179	〃	〃	〃	E_1	7642.64	146.1814	− 5.02099
180	〃	職員	男	E_0	15180.36	1647.5940	− 58.07451
181	〃	〃	〃	E_1	13793.24	1473.5070	− 38.86174
182	〃	〃	〃	E_2	14904.92	1171.0090	− 27.35132
183	〃	〃	〃	E_3	23102.04	682.9694	− 31.42672
184	〃	〃	〃	E_4	22407.73	907.5067	− 6.29766
185	〃	〃	女	E_0	7037.86	923.9684	− 6.54316
186	〃	〃	〃	E_1	5941.23	1139.7960	− 46.18347
187	〃	〃	〃	E_2	8385.06	333.4570	− 0.95577

（F 製造業）

188	計	労働者	計	区分なし	10344.08	1545.7490	− 4.58005
189	〃	〃	男	〃	13529.86	1629.6210	− 11.74323
190	〃	〃	女	〃	7417.09	753.6706	− 7.53828

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
191	計	労務者	男	E_0	12941.37	1519.7770	− 14.49993
192	〃	〃	〃	E_1	12468.32	1528.6920	− 14.53719
193	〃	〃	〃	E_2	13808.48	1511.3670	− 10.91646
194	〃	〃	女	E_0	7206.62	704.4996	− 8.47109
195	〃	〃	〃	E_1	7121.94	686.1726	− 7.67719
196	〃	〃	〃	E_2	7870.98	960.8464	− 18.00083
197	〃	職員	男	E_0	17088.70	1805.9020	− 9.57603
198	〃	〃	〃	E_1	17651.13	1332.0430	− 9.75355
199	〃	〃	〃	E_2	14160.21	1697.6250	− 4.67009
200	〃	〃	〃	E_3	29543.99	800.6060	+ 31.52252
201	〃	〃	〃	E_4	19076.52	2144.2440	+ 18.09026
202	〃	〃	女	E_0	8855.77	967.6452	− 9.07317
203	〃	〃	〃	E_1	7540.76	917.7499	− 8.49321
204	〃	〃	〃	E_3	9106.11	994.9777	− 6.17403
205	1000人以上	労働者	計	区分なし	10164.36	1899.4530	− 13.88794
206	〃	〃	男	〃	13425.45	1959.3310	− 20.91496
207	〃	〃	女	〃	7385.51	927.3611	− 5.57014
208	〃	労務者	男	E_0	12773.11	1890.7340	− 25.26055
209	〃	〃	〃	E_1	12416.59	1944.1150	− 27.08760
210	〃	〃	〃	E_2	13699.21	1646.6440	− 10.94345
211	〃	〃	女	E_0	6951.95	913.1696	− 7.07286
212	〃	〃	〃	E_1	6752.58	900.8485	− 6.40814
213	〃	〃	〃	E_2	8722.78	987.2797	− 7.77675
214	〃	職員	男	E_0	15750.46	2185.3960	− 18.51418
215	〃	〃	〃	E_1	16719.82	1617.4380	− 16.71258
216	〃	〃	〃	E_2	12106.16	1906.5470	− 6.78490
217	〃	〃	〃	E_3	35050.14	400.3881	+ 42.16889
218	〃	〃	〃	E_4	18933.67	2375.5050	+ 13.46151
219	〃	〃	女	E_0	9925.35	945.4221	− 2.74691
220	〃	〃	〃	E_1	8026.55	953.1986	− 3.54688
221	〃	〃	〃	E_2	10056.32	975.4172	+ 0.52188
222	500～999	労働者	計	区分なし	9565.00	1956.3920	− 22.79836
223	〃	〃	男	〃	12931.86	2064.3580	− 31.21202
224	〃	〃	女	〃	7318.06	850.3743	− 12.17806
225	〃	労務者	男	E_0	12103.65	1971.8690	− 33.74230
226	〃	〃	〃	E_1	11822.80	1998.8210	− 34.53805
227	〃	〃	〃	E_2	12671.52	1905.2980	− 28.63611
228	〃	〃	女	E_0	7035.75	820.3152	− 14.24081
229	〃	〃	〃	E_1	6881.55	813.1947	− 13.55776
230	〃	〃	〃	E_2	728619	1467.611	− 53.80997
231	〃	職員	男	E_0	16645.57	2108.892	− 26.39101

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
232	500～999	職員	男	Ⅴ$_1$	19529.03	1444.000	− 19.03658
233	〃	〃	〃	Ⅳ$_2$	12840.24	1994.876	− 17.40363
234	〃	〃	〃	Ⅲ$_3$	31850.83	776.111	+ 17.84895
235	〃	〃	〃	Ⅲ$_4$	18466.94	2302.183	− 3.42278
236	〃	〃	女	Ⅲ$_0$	9557.71	828.394	+ 0.71656
237	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	8336.07	658.848	+ 7.63726
238	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	9403.40	1010.188	− 3.83705
239	100～499	労働者	計	区分なし	10058.01	1770.493	− 25.21277
240	〃	〃	男	〃	13250.72	1904.720	− 33.52836
241	〃	〃	女	〃	7692.31	717.457	− 14.96539
242	〃	労務者	男	Ⅲ$_0$	12611.37	1718.302	− 33.41588
243	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	12367.63	1725.440	− 33.51244
244	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	12859.94	1887.677	− 37.16700
245	〃	〃	女	Ⅲ$_0$	7548.15	645.487	− 14.45856
246	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	7436.70	646.085	− 14.35065
247	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	8543.00	673.323	− 15.18102
248	〃	職員	男	Ⅲ$_0$	16905.89	2103.921	− 34.39327
249	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	18139.96	1710.984	− 33.28932
250	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	13747.83	2054.256	− 26.57664
251	〃	〃	〃	Ⅲ$_3$	28952.75	1142.323	+ 2.44505
252	〃	〃	〃	Ⅲ$_4$	18815.61	2176.876	− 1.05779
253	〃	〃	女	Ⅲ$_0$	8738.84	1090.907	− 20.50332
254	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	7527.72	1115.562	− 25.54788
255	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	9208.65	951.827	− 6.64525
256	30～99	労働者	計	区分なし	10829.87	1449.398	− 25.24281
257	〃	〃	男	〃	14028.39	1524.491	− 30.47838
258	〃	〃	女	〃	8043.14	520.362	− 13.28528
259	〃	労務者	男	Ⅲ$_0$	13674.75	1314.960	− 29.40790
260	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	13445.78	1296.090	− 28.40444
261	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	14169.86	1615.869	− 39.04373
262	〃	〃	女	Ⅲ$_0$	7871.09	479.830	− 14.53977
263	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	7834.39	468.896	− 14.06055
264	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	8123.46	664.337	− 21.43487
265	〃	職員	男	Ⅲ$_0$	18190.29	1769.862	− 31.37401
266	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	17443.70	1521.498	− 28.91738
267	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	15987.97	1740.394	− 21.20729
268	〃	〃	〃	Ⅲ$_3$	28582.91	871.096	+ 11.71579
269	〃	〃	〃	Ⅲ$_4$	19097.58	2683.219	− 55.90688
270	〃	〃	女	Ⅲ$_0$	8828.44	872.047	− 1498493
271	〃	〃	〃	Ⅲ$_1$	8188.78	712.282	− 11.75387
272	〃	〃	〃	Ⅲ$_2$	8901.64	982.2095	− 15.71246

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
273	10～29	労働者	計	区分なし	10819.42	1056.692	− 22.52843
274	〃	〃	男	〃	14039.36	1008.354	− 22.53403
275	〃	〃	女	〃	7965.60	279.7982	− 5.21221
276	〃	労務者	男	E_0	13926.53	813.2088	− 18.28849
277	〃	〃	〃	E_1	13742.29	780.7798	− 17.17562
278	〃	〃	〃	E_2	15062.64	916.0623	− 12.24094
279	〃	〃	女	E_0	7954.14	180.6984	− 2.90435
280	〃	〃	〃	E_1	7842.35	207.7011	− 4.70829
281	〃	〃	〃	E_2	8972.16	14.73019	+ 9.24679
282	〃	職員	男	E_0	17865.67	1294.134	− 28.38667
283	〃	〃	〃	E_1	16827.44	1168.544	− 26.19867
284	〃	〃	〃	E_2	16532.24	1269.223	− 21.18677
285	〃	〃	〃	E_3	24589.18	956.1536	− 14.06194
286	〃	〃	〃	E_4	19956.72	1610.880	− 31.54238
287	〃	〃	女	E_0	8489.74	640.6823	− 15.51343
288	〃	〃	〃	E_1	7774.42	618.5364	− 17.96786
289	〃	〃	〃	E_2	8874.97	598.8921	− 9.83667

(G 卸売業小売業)

290	計	労働者	計	区分なし	9441.90	1719.558	− 3.96140
291	〃	〃	男	E_0	11248.92	1924.153	− 11.69553
292	〃	〃	〃	E_1	8627.26	1748.963	− 23.02142
293	〃	〃	〃	E_2	11399.98	1775.640	− 4.12348
294	〃	〃	〃	E_3	25515.43	1216.725	+ 20.63514
295	〃	〃	〃	E_4	16173.43	2547.133	− 7.40425
296	〃	〃	女	E_0	8469.87	749.520	− 1.52846
297	〃	〃	〃	E_1	8174.35	446.088	+ 8.82833
298	〃	〃	〃	E_2	8524.74	977.977	− 7.34311
299	1000人以上	〃	計	区分なし	11306.15	1833.473	+ 1.11442
300	〃	〃	男	E_0	14691.47	1985.566	− 7.21004
301	〃	〃	〃	E_1	14392.97	1500.571	− 8.14399
302	〃	〃	〃	E_2	12494.86	1699.211	+ 0.04286
303	〃	〃	〃	E_3	25212.74	1780.681	− 0.01259
304	〃	〃	〃	E_4	17052.19	2717.335	− 7.77947
305	〃	〃	女	E_0	9981.02	837808	+ 3.80864
306	〃	〃	〃	E_1	10278.94	611.006	+ 10.50576
307	〃	〃	〃	E_2	9500.60	1039.869	+ 0.69443
308	500～999	〃	計	区分なし	9651.21	2178.831	− 17.73872
309	〃	〃	男	E_0	12377.04	2443.827	− 31.43355
310	〃	〃	〃	E_1	10305.00	2213.136	− 43.08057
311	〃	〃	〃	E_2	11550.19	1729.577	+ 4.44118

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
312	500～999	労働者	男	E3	35134.96	−331.455	+ 56.42500
313	〃	〃	〃	E4	14781.72	3309.247	− 45.27537
314	〃	〃	女	E0	8948.35	977.971	− 19.35543
315	〃	〃	〃	E1	9973.54	460.382	− 1.46981
316	〃	〃	〃	E2	8981.29	950.959	− 11.62898
317	100～499	〃	計	区分なし	10361.01	1911.053	− 8.09823
318	〃	〃	男	E0	12475.07	2087.215	− 15.75595
319	〃	〃	〃	E1	10413.84	1630.365	− 10.39510
320	〃	〃	〃	E2	10414.86	2281.956	− 19.00531
321	〃	〃	〃	E3	26376.66	1472.199	+ 16.51312
322	〃	〃	〃	E4	16544.76	2342.021	− 17.08824
323	〃	〃	女	E0	8737.31	959.698	− 14.47507
324	〃	〃	〃	E1	9496.51	551.527	− 2.87681
325	〃	〃	〃	E2	8526.57	1074.963	− 15.43347
326	30～ 99	〃	計	区分なし	8582.90	2053.757	− 33.32132
327	〃	〃	男	E0	10064.52	2268.305	− 42.57068
328	〃	〃	〃	E1	7081.62	2134.191	− 41.86951
329	〃	〃	〃	E2	11364.37	1787.327	− 11.85036
330	〃	〃	〃	E3	28098.98	340.069	+ 44.81835
331	〃	〃	〃	E4	12486.02	4250.482	− 129.18300
332	〃	〃	女	E0	8264.86	808.273	− 11.47571
333	〃	〃	〃	E1	8083.46	584.722	− 8.68378
334	〃	〃	〃	E2	7556.67	1225.145	− 24.09554
335	10～ 29	〃	計	区分なし	8448.38	1735.658	− 35.48973
336	〃	〃	男	E0	10164.81	1884.254	− 40.87419
337	〃	〃	〃	E1	8399.65	1715.686	− 38.21988
338	〃	〃	〃	E2	11782.24	1599.978	− 17.80001
339	〃	〃	〃	E3	24023.92	359.571	+ 30.19773
340	〃	〃	女	E0	8021.71	546.420	− 4.95641
341	〃	〃	〃	E1	7644.68	371.235	− 2.98263
342	〃	〃	〃	E2	8462.98	691.460	− 4.06351

（H 金融保険業）

343	計	労働者	計	区分なし	13914.17	1420.843	+ 11.30747
344	〃	〃	男	E0	16156.91	1659.229	+ 5.52881
345	〃	〃	〃	E1	18923.09	1468.209	− 21.04537
346	〃	〃	〃	E2	14397.44	1459.517	+ 12.65621
347	〃	〃	〃	E3	25326.79	1075.038	+ 28.38041
348	〃	〃	〃	E4	16223.88	2363.885	+ 19.11691
349	〃	〃	女	E0	12078.72	1253.317	− 22.80723
350	〃	〃	〃	E1	13863.67	852.338	− 11.10513

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
351	計	労働者	女	E_2	11615.76	1386.688	− 25.22716
352	1000 ～	〃	計	区分なし	14305.39	1415.664	+ 11.72849
353	〃	〃	男	E_0	16669.43	1653.296	+ 6.12367
354	〃	〃	〃	E_1	19146.24	1450.533	− 20.27706
355	〃	〃	〃	E_2	15243.75	1401.052	+ 14.40595
356	〃	〃	〃	E_3	24677.95	1173.231	+ 25.50178
357	〃	〃	〃	E_4	16263.44	2402.631	+ 17.91073
358	〃	〃	女	E_0	12749.04	1308.990	− 26.54222
359	〃	〃	〃	E_1	14761.56	930.421	− 16.27762
360	〃	〃	〃	E_2	12213.62	1448.023	− 29.05057
361	500 ～ 999	〃	計	区分なし	13878.47	1516.010	+ 0.86483
362	〃	〃	男	E_0	15670.19	1763.380	− 6.32732
363	〃	〃	〃	E_1	20738.73	1752.300	− 38.52473
364	〃	〃	〃	E_2	12895.66	1676.844	+ 2.68816
365	〃	〃	〃	E_3	29487.35	499.958	+ 46.08570
367	〃	〃	〃	E_4	22577.27	− 520.627	+139.35760
368	〃	〃	女	E_0	10129.62	1091.842	− 16.43113
369	〃	〃	〃	E_1	6908.67	1322.824	− 23.28616
370	〃	〃	〃	E_2	10098.00	1150.440	− 17.07512
371	100 ～ 499	〃	計	区分なし	12704.27	1752.359	− 15.7691
372	〃	〃	男	E_0	15753.18	1761.228	− 11.99451
373	〃	〃	〃	E_1	17966.25	1778.647	− 26.12488
374	〃	〃	〃	E_2	13626.78	1702.607	− 11.18812
375	〃	〃	〃	E_3	28973.11	42.577	+ 97.89568
376	〃	〃	〃	E_4	17286.28	1796.438	+ 16.45584
377	〃	〃	女	E_0	10014.24	894.947	+ 1.60700
378	〃	〃	〃	E_1	6712.06	1707.691	− 49.74632
379	〃	〃	〃	E_2	10355.65	809.779	+ 9.29345
380	30 ～ 99	〃	計	区分なし	11135.67	1813.578	− 28.16211
381	〃	〃	男	E_0	13354.02	2071.466	− 41.44907
382	〃	〃	〃	E_1	16888.96	1546.795	− 28.77974
383	〃	〃	〃	E_2	11543.95	2002.309	− 32.17588
384	〃	〃	〃	E_3	22637.88	1078.810	− 19.05997
385	〃	〃	〃	E_4	13867.80	3548.158	− 95.90128
386	〃	〃	女	E_0	10981.92	34.454	+ 45.25575
387	〃	〃	〃	E_1	10598.51	−108.583	+ 52.10041
388	10 ～ 29	〃	計	区分なし	11758.42	1135.781	− 15.68581
389	〃	〃	男	E_0	15272.56	1061.279	− 15.97031
390	〃	〃	〃	E_1	19120.71	− 99.390	+ 20.24480
391	〃	〃	〃	E_2	10465.69	1830.430	− 32.54774
392	〃	〃	〃	E_3	16758.59	2414.966	− 79.35932

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
393	10～29	労働者	女	E_0	8372.76	641.509	− 5.87444
394	〃	〃	〃	E_2	8561.55	660.731	− 6.95795

（I 不動産業）

395	計	労働者	計	区分なし	14962.90	1778.750	− 14.72867
396	〃	〃	男	E_0	20192.30	1747.908	− 15.08588
397	〃	〃	〃	E_1	18575.43	1391.849	− 32.55521
398	〃	〃	〃	E_2	18760.22	1391.417	− 2.74397
399	〃	〃	〃	E_3	35858.81	2206.726	+ 48.41573
400	〃	〃	〃	E_4	22367.45	2073.639	+ 11.10747
401	〃	〃	女	E_0	8969.08	852.096	− 5.73000
402	〃	〃	〃	E_1	8145.06	769.921	− 5.09966
403	〃	〃	〃	E_2	10186.65	448.802	+ 31.31692
404	1000～	〃	計	区分なし	19182.94	1766.680	− 14.38751
405	〃	〃	男	E_0	20145.73	2028.753	− 25.43973
406	〃	〃	〃	E_1	22134.25	954.188	− 13.82317
407	〃	〃	〃	E_2	16098.44	2204.600	− 34.84729
408	〃	〃	〃	E_3	35817.56	626.157	+ 31.88135
409	〃	〃	〃	E_4	22832.56	2060.626	+ 8.06682
410	500～999	〃	計	区分なし	24433.08	726.025	− 6.48728
411	〃	〃	男	E_0	31173.56	−305.954	+ 80.93221
412	〃	〃	女	E_0	9806.33	1154.684	− 12.72593
413	〃	〃	〃	E_1	7062.30	1917.818	− 39.12750
414	100～499	〃	計	区分なし	11186.35	2239.659	− 30.57900
415	〃	〃	男	E_0	17371.89	2138.293	− 30.52201
416	〃	〃	〃	E_1	15780.29	1882.867	− 43.20319
417	〃	〃	〃	E_2	15463.52	1881.083	− 23.59103
418	〃	〃	〃	E_3	34659.47	− 72.930	+ 68.98181
419	〃	〃	〃	E_4	19265.99	2759.846	− 15.14590
420	〃	〃	女	E_0	8646.60	857.864	− 5.16749
421	〃	〃	〃	E_1	7169.27	1227.246	− 34.50295
422	〃	〃	〃	E_2	9456.10	569.624	+ 28.76068
423	30～99	〃	計	区分なし	15972.62	1380.500	+ 6.22639
424	〃	〃	男	E_0	20866.75	1622.562	− 5.81676
425	〃	〃	〃	E_1	20884.19	735.576	− 16.13993
426	〃	〃	〃	E_2	20675.30	873.372	− 0.80089
427	〃	〃	〃	E_3	31824.64	1043.529	+ 23.93950
428	〃	〃	〃	E_4	26088.51	1125.973	+ 49.28783
429	〃	〃	女	E_0	9172.90	585.325	+ 5.82002
430	〃	〃	〃	E_1	9018.94	353.537	+ 14.61042
431	10～29	〃	計	区分なし	16385.57	818.730	+ 10.37881

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
432	10～29	労働者	男	E_0	21537.53	868.824	＋ 12.31344
433	〃	〃	〃	E_1	18920.48	923.191	－ 33.76162
434	〃	〃	〃	E_2	23013.20	－ 41.824	＋ 75.24254
435	〃	〃	〃	E_3	32145.33	160.330	＋ 44.94132
436	〃	〃	〃	E_4	22238.10	1015.842	＋ 37.17709
437	〃	〃	女	E_0	9327.18	545.961	－ 9.00448
438	〃	〃	〃	E_1	8002.75	685.501	－ 12.46441

（J 運輸通信業）

439	計	労働者	計	区分なし	16234.49	862.922	－ 7.93702
440	〃	〃	男	E_0	18446.49	755.795	－ 7.20783
441	〃	〃	〃	E_1	19944.58	606.809	－ 6.50499
442	〃	〃	〃	E_2	15437.04	832.689	－ 2.06186
443	〃	〃	〃	E_3	28628.33	258.265	＋ 15.33974
444	〃	〃	〃	E_4	20600.58	1078.759	＋ 21.25073
445	〃	〃	女	E_0	9001.18	781.262	＋ 2.20698
446	〃	〃	〃	E_1	8626.35	773.989	＋ 2.17876
447	〃	〃	〃	E_2	9165.04	823.077	＋ 3.70145
448	1000人以上	〃	計	区分なし	12807.51	1086.420	－ 11.28444
449	〃	〃	男	E_0	14446.73	1033.400	－ 11.82219
450	〃	〃	〃	E_1	17238.03	787.506	－ 9.21108
451	〃	〃	〃	E_2	11636.05	1086.231	－ 6.27278
452	〃	〃	〃	E_3	24076.84	401.258	＋ 17.02864
453	〃	〃	〃	E_4	19204.92	908.193	＋ 28.91643
454	〃	〃	女	E_0	9416.86	768.812	＋ 2.40251
455	〃	〃	〃	E_1	9665.64	713.236	＋ 3.29577
456	〃	〃	〃	E_2	9157.90	843.044	＋ 3.16438
457	500～999	〃	計	区分なし	16714.39	1494.445	－ 22.74601
458	〃	〃	男	E_0	20158.92	1257.191	－ 17.98279
459	〃	〃	〃	E_1	20282.72	1115.057	－ 18.78288
460	〃	〃	〃	E_2	18605.94	1151.365	－ 2.03200
461	〃	〃	〃	E_3	29257.83	1614.767	－ 28.60773
462	〃	〃	〃	E_4	15273.60	4630.452	－ 72.32765
463	〃	〃	女	E_0	8366.27	1128.529	－ 26.11783
464	〃	〃	〃	E_1	6943.52	1232.065	－ 33.52996
465	〃	〃	〃	E_2	9883.36	855.841	－ 4.83668
466	100～499	〃	計	区分なし	19139.06	1032.493	－ 9.24902
467	〃	〃	男	E_0	21655.25	898.135	－ 7.17979
468	〃	〃	〃	E_1	22042.88	829.989	－ 16.78502
469	〃	〃	〃	E_2	20012.33	894.052	＋ 12.99158
470	〃	〃	〃	E_3	30596.06	892.607	－ 2.38048

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
471	100～499	労働者	男	E_4	22172.20	998.997	+ 46.34793
472	〃	〃	女	E_0	8818.33	795.241	− 13.52493
473	〃	〃	〃	E_1	8215.34	529.769	− 4.09186
474	〃	〃	〃	E_2	9190.36	1042.931	− 18.74199
475	30～ 99	〃	計	区分なし	19219.80	998.983	− 24.09258
476	〃	〃	男	E_0	21155.65	898.242	− 22.87069
477	〃	〃	〃	E_1	21572.49	663.856	− 19.84484
478	〃	〃	〃	E_2	20455.63	958.638	− 4.27158
479	〃	〃	〃	E_3	26678.20	1573.283	− 47.69508
480	〃	〃	〃	E_4	18265.56	2713.442	− 58.61604
481	〃	〃	女	E_0	8541.13	650.032	− 10.58484
482	〃	〃	〃	E_1	8255.13	425.370	− 1.01277
483	10～ 29	〃	計	区分なし	15853.06	1010.604	− 18.74657
484	〃	〃	男	E_0	16928.00	1050.991	− 21.20786
485	〃	〃	〃	E_1	17386.99	714.302	− 17.53048
486	〃	〃	〃	E_2	17686.29	934.138	− 6.01299
487	〃	〃	女	E_0	8354.44	341.095	+ 1.82080
488	〃	〃	〃	E_1	8017.64	75.932	+ 13.63341

（K 電気，ガス，水道業）

489	計	労働者	計	区分なし	11783.92	1515.600	− 11.65510
490	〃	〃	男	E_0	12328.50	1571.494	− 14.43998
491	〃	〃	〃	E_1	12070.56	1643.175	− 25.58486
492	〃	〃	〃	E_2	11789.39	1330.512	+ 0.13991
493	〃	〃	〃	E_3	23226.56	841.221	+ 27.57450
494	〃	〃	〃	E_4	16104.17	1697.664	+ 33.98585
495	〃	〃	女	E_0	8970.80	922.905	− 2.92833
496	〃	〃	〃	E_1	7952.13	894.321	− 3.51037
497	〃	〃	〃	E_2	9278.67	960.837	− 1.70975
498	1000人以上	〃	計	区分なし	12053.28	1505.743	− 11.66195
499	〃	〃	男	E_0	12573.24	1570.250	− 14.76733
500	〃	〃	〃	E_1	12662.91	1635.459	− 26.32682
501	〃	〃	〃	E_2	12018.58	1322.759	− 0.12029
502	〃	〃	〃	E_3	22436.93	866.800	+ 28.14524
503	〃	〃	〃	E_4	15950.79	1679.138	+ 35.58398
504	〃	〃	女	E_0	9230.04	899.689	− 2.47354
505	〃	〃	〃	E_1	7928.71	886.680	− 2.67781
506	〃	〃	〃	E_2	9659.34	940.901	− 2.12475
507	500～999	〃	計	区分なし	10047.71	1489.968	− 4.50782
508	〃	〃	男	E_0	10363.96	1542.255	− 6.72472
509	〃	〃	〃	E_1	9734.66	1558.553	− 13.41685

番号	企業規模	労働者種類	性	学歴	a	b	c
510	500～999	労働者	男	E_2	10334.36	1202.182	+ 15.38399
511	〃	〃	〃	E_3	13746.40	2153.635	− 11.36102
512	〃	〃	〃	E_4	12204.50	2794.921	− 18.32981
513	〃	〃	女	E_0	7757.44	1231.502	− 15.61421
514	〃	〃	〃	E_1	6542.46	1804.180	− 57.45097
515	〃	〃	〃	E_2	8565.67	758.631	+ 23.10890
516	100～499	〃	計	区分なし	10956.45	1569.510	− 14.19665
517	〃	〃	男	E_0	11622.47	1590.348	− 16.08514
518	〃	〃	〃	E_1	10109.57	1634.479	− 23.39714
519	〃	〃	〃	E_2	11050.38	1330.399	+ 5.12681
520	〃	〃	〃	E_3	22013.07	1439.270	− 0.20258
521	〃	〃	〃	E_4	17270.93	1475.082	+ 62.77679
522	〃	〃	女	E_0	10091.25	107.718	+ 46.40134
523	〃	〃	〃	E_1	9085.97	443.010	+ 16.19466
524	〃	〃	〃	E_2	10875.85	−264.025	+ 78.70690
525	30～99	〃	計	区分なし	10844.97	1664.116	− 26.39621
526	〃	〃	男	E_0	11660.16	1677.213	− 27.98663
527	〃	〃	〃	E_1	11091.98	1584.457	− 29.10164
528	〃	〃	〃	E_2	10299.23	1622.273	− 11.37631
529	〃	〃	〃	E_3	26252.71	1727.168	− 50.47893
530	〃	〃	女	E_0	9103.41	41.8069	+ 13.54874
531	〃	〃	〃	E_1	8004.45	84.1624	− 16.93539
532	〃	〃	〃	E_2	10469.63	−35.3865	+ 74.41890
533	10～29	〃	計	区分なし	11613.32	118.4636	− 34.15724
534	〃	〃	男	E_0	13168.69	105.7424	− 31.42372
535	〃	〃	〃	E_1	13042.88	72.8934	− 18.28441
536	〃	〃	〃	E_2	9654.83	193.1264	− 55.60753

附 表 Ⅱ

産業別・職種別経験・勤続年数別賃金曲線算出式（常数値）

番号	産業	労働者種類	性別	a	b	c
c 1	D11 石炭鉱業	管理職員	男	14401.88	2233.838	＋ 11.93800
c 2		事務 〃	〃	8417.09	1610.785	－ 12.22052
c 3		技術 〃	〃	9025.26	2661.025	－ 57.36129
c 4		採炭夫	〃	19858.01	1568.851	－ 67.02793
c 5		掘進夫	〃	18604.30	1407.475	－ 64.63133
c 6		仕繰夫	〃	17630.26	1149.131	－ 55.71524
c 7		充填夫	〃	16428.86	2229.902	－111.53390
c 8		坑内運搬夫	〃	13374.45	2072.940	－ 93.61756
c 9		坑内機械運転工	〃	13524.72	1649.185	－ 69.87951
c 10		〃 設備夫	〃	14804.40	1432.123	－ 58.24305
c 11		坑外運搬夫	〃	8171.42	2306.139	－122.97230
c 12	E15 総合工事業	管理職員	〃	15841.55	1965.288	＋ 39.50613
c 13		事務職員	〃	9187.64	1706.100	＋ 31.25725
c 14		技術職員	〃	9503.93	1859.188	＋ 16.26846
c 15		機械運転工	〃	13947.77	1971.767	－106.49700
c 16		電気工	〃	13195.05	1423.058	－ 34.08410
c 19		トラック運転手	〃	14549.85	646.905	－ 8.99482
c 20		型わく工	〃	11042.89	1564.218	－ 47.98665
c 21		コンクリート工	〃	8783.38	2097.964	－104.82830
c 22		坑夫	〃	26756.09	915.849	－ 43.42782
c 23		上乗作業員	〃	2951.39	6583.921	－4031.94600
c 25	F18 食料品製造業	管理職員	〃	1725.20	4784.034	－ 101.30430
c 26		事務	〃	8059.09	2608.753	－ 40.13667
c 27		技術	〃	7875.82	3408.471	－ 89.62144
c 28		受乳処理工	〃	2880.33	4626.676	－229.45420
c 29		バター製造工	〃	3214.40	4499.972	－221.95200
c 30		洋菓子製造工	〃	5054.47	2682.472	－ 84.10025
c 32		製粉工	〃	7914.30	2558.212	－ 71.73350
c 33		ビール醸造工	〃	8882.79	2399.109	＋ 32.72227
c 34		アルコール醸造工	〃	9538.59	1690.173	－ 31.17045
c 35		醤油醸造工	〃	6146.44	1812.634	－ 47.64507
c 36		機械瓶詰工	〃	6647.99	2186.920	－ 45.89361
c 37		水産練製品製造工	〃	7377.82	1731.491	－ 55.13209
c 38		ハム・ソーセージ仕込工	〃	9583.64	1290.755	－ 10.06528
c 40		洋干菓子製造工	女	6676.64	882.358	－ 36.98967
c 41		食品包装工	〃	6126.45	1467.480	－154.74330
c 42		機械瓶詰工	〃	4467.16	2266.054	－203.37820
c 43		罐詰材料調理士	〃	5658.19	694.515	－ 92.27071
c 44	F20 繊維工業	管理職員	男	8933.20	3270.856	－ 43.16745
c 45		事務職員	〃	6474.80	2771.625	－ 62.86525

番号	産業	労働者種類	性別	a	b	c
c 46		技術職員	男	7580.78	2540.116	— 48.55952
c 47		紡績精練工	〃	5494.35	2603.346	— 67.60025
c 48		精練漂白工	〃	4052.32	3709.076	— 163.64350
c 49		浸染工	〃	5435.60	2780.048	— 103.95250
c 50		捺染工	〃	6776.51	2517.534	— 75.61570
c 51		麻毛織布仕上工	〃	3696.55	3185.738	— 110.88190
c 52		紡織機械保全工	〃	6363.60	2025.618	— 59.61116
c 53		繰糸工	女	6227.87	551.084	— 33.71653
c 54		生糸再繰工	〃	6522.40	445.437	— 33.89608
c 55		混打梳工	〃	6265.22	1034.020	— 34.73207
c 56		粗紡工	〃	6013.72	1170.943	— 42.77013
c 57		精紡工	〃	6249.20	1156.864	— 44.33841
c 58		紡績糸仕上工	〃	6120.00	1229.155	— 75.50272
c 59		織布工	〃	5084.23	1547.970	— 118.47890
c 60		綿・絹織布仕上工	〃	5081.34	1503.472	— 119.98000
c 61		メリヤス編立工	〃	5421.42	1614.760	— 150.58420
c 62		スフ・人絹織布仕上工	〃	5132.27	1896.624	— 170.65290
c 63		麻・毛織布仕上工	〃	6288.05	011.687	— 5.46875
c 251	F21 衣服その他の繊	管理職員	男	—1027.09	5646.036	— 168.48320
c 64	維製品製造業	事務〃	〃	4295.11	3651.752	— 114.84410
c 65		技術〃	〃	10375.50	2067.577	— 35.08005
c 66		裁断工	〃	4103.01	2002.670	— 107.08740
c 67		縫製工	〃	3530.59	2419.691	— 76.61756
c 68		仕上工	〃	4217.87	3078.617	— 164.43800
c 69		縫製工	女	5545.46	1300.027	— 90.98181
c 70		仕上工	〃	6362.50	710.107	— 69.67345
c 71	F22 木材・木製品	管理職員	男	10247.07	3403.242	— 102.11730
c 72	製造業	事務〃	〃	4809.00	3151.708	— 131.42790
c 73		技術〃	〃	4399.15	4934.124	— 260.94020
c 74		製材工	〃	7365.05	1344.777	— 49.22809
c 75		合板工	〃	5466.44	3553.090	— 159.73150
c 76		木工機械工	〃	6975.86	2082.123	— 75.51186
c 77	F23 家具，装備品	管理職員	〃	— 707.75	5202.333	— 129.73380
c 78	製造	事務〃	〃	7601.23	2951.337	— 81.71984
c 79		技術〃	〃	7820.26	3249.663	— 06.02824
c 80		木取工	〃	7061.81	1689.078	— 50.54508
c 81		木工機械工	〃	5040.65	2209.417	— 87.29389
c 82		家具建具組立工	〃	4877.63	2162.516	— 57.89238
c 83		〃仕上工	〃	6057.02	2175.311	— 73.97601
c 84		椅子張工	〃	3550.49	2062.742	— 06.43641
c 85	F24 パルプ，紙	管理職員	〃	—9644.47	6039.283	— 157.93410
c 86	加工品製造業	事務〃	〃	6622.76	3368.453	— 72.43723

番号	産業	労働者種類	性別	a	b	c
c 87		技術職員	男	8608.41	3110.606	— 56.31700
c 88		機械調木工	〃	8897.29	2060.103	— 23.27506
c 90		蒸解工	〃	9672.66	2651.169	— 75.59828
c 91		パルプ選別工	〃	10766.86	1513.909	+ 13.43890
c 92		パルプ漉取工	〃	8187.37	2262.572	— 18.55386
c 93		ビーター工	〃	8235.58	2425.086	— 48.02943
c 94		抄紙機工	〃	9141.03	2149.818	— 29.28468
c 96		紙断裁工	〃	7345.16	1653.411	+ 47.83396
c 97		紙検査員数工	女	7438.75	1427.872	— 67.76773
c 98	F25 出版印刷	管理職員	男	—5519.24	6297.783	— 140.49000
c 99	同関連産業	事務〃	〃	5511.34	3982.996	— 106.06510
c 100		技術〃	〃	8428.27	3129.636	— 6.967136
c 101		文選工	〃	4564.43	2607.770	— 6.525156
c 102		植字工	〃	5197.17	2718.062	— 6.747191
c 103		紙型鉛版工	〃	7189.48	3378.571	— 75.08515
c 104		写真製版工	〃	5579.18	3082.679	— 77.08165
c 105		印刷写真工	〃	4625.98	3919.366	— 83.20967
c 106		活版印刷工	〃	6484.81	2540.746	— 61.70294
c 107		平版印刷工	〃	7090.05	2551.820	— 58.96898
c 108		グラビヤ印刷工	〃	5772.57	4349.554	— 188.54440
c 109		活字鋳造工	〃	6796.49	1967.704	— 22.72634
c 110		製本工	女	7137.58	1241.501	— 73.24387
c 111	F26 化学工業	管理職員	男	—6084.25	6295.149	— 130.46560
c 112		事務〃	〃	6551.50	3466.728	— 84.54933
c 113		技術〃	〃	8793.36	3224.402	— 69.83887
c 114		化学反応工(無機)	〃	8384.85	2354.793	— 41.06818
c 115		〃(有機)	〃	8573.42	2578.745	— 63.85612
c 116		〃(高圧合成)	〃	9960.14	2605.529	— 61.37642
c 252		〃(油脂製品)	〃	5581.88	3788.986	— 136.87450
c 117		化繊原液工	〃	7611.15	1781.063	— 21.81181
c 118		〃紡糸工	〃	9952.35	705.964	+ 53.55025
c 119		〃精練工	〃	7341.13	1485.844	— 11.99828
c 120		計器操作工	〃	8835.21	2889.821	— 42.50721
c 121		分析試験工	〃	8386.62	1832.440	— 14.65874
c 122		化学機械保全工	〃	8238.05	1557.305	— 3.21318
c 123		化繊再繰工	女	7477.47	692.347	— 8.25587
c 124		〃選別工	〃	7382.63	697.978	— 11.43268
c 125		製剤工	〃	7667.51	728.225	+ 2.98147
c 126		小分及び包装工	〃	6991.96	815.089	— 3.74718
c 127	F27 石油製品,石炭	管理職員	男	—3574.45	11553.540	— 307.34880
c 128	製品製造業	事務〃	〃	9042.07	3695.362	— 82.64769
c 129		技術〃	〃	8788.44	4654.261	— 126.96350

番号	産業	労働者種類	性別	a	b	c
c 130		石油ポンプ工	男	3232.70	5069.960	− 130.35990
c 131		石油洗滌工	〃	13519.51	1254.820	+ 104.80370
c 132		石油計量工	〃	11515.52	2956.658	− 25.24678
c 133	F28 ゴム製品製造業	管理職員	〃	15033.79	2518.545	+ 1.883119
c 134		事務職員	〃	5740.57	3672.815	− 97.95558
c 135		技術職員	〃	7833.05	3358.948	− 73.77595
c 136		ゴム原料工	〃	8277.14	1843.537	+ 45.66275
c 137		ロール工	〃	6620.96	2939.847	− 100.75960
c 138		糊引工	〃	4101.16	3928.788	− 245.12380
c 139		ゴムカレンダー工	〃	6372.22	2789.232	− 103.09940
c 140		ゴム押出工	〃	6286.05	3140.772	− 85.35000
c 141		ゴム加硫罐工	〃	6932.92	2975.274	− 72.08907
c 142		ゴムベルト成型工	〃	6187.20	4740.332	− 250.43620
c 143		タイヤ成型工	〃	10567.84	2791.649	− 79.21641
c 144		ホース成型工	〃	7081.18	2666.722	− 66.60432
c 145		チユーブ成型工	〃	4872.70	2255.588	− 138.60710
c 146		ゴム靴成型工	〃	3156.09	2416.616	− 124.02680
c 147		ゴム引布縫製工	〃	7713.73	366.045	+ 39.98844
c 148	F30 窯業土石製品	セメント焼成工	〃	10048.76	2537.295	+ 23.46133
c 149	製造業	セメント粉砕工	〃	11099.06	3025.202	− 42.75456
c 150		セメント製品製造工	〃	5801.78	4105.725	− 264.26250
c 151	F31 鉄鋼業	管理職員	〃	25425.73	910.124	+ 106.96820
c 152		事務〃	〃	10634.23	3012.966	− 37.72675
c 153		技術〃	〃	11396.11	3328.628	− 50.91896
c 154		製銑工	〃	14866.46	1777.664	+ 7.11876
c 155		焼結工	〃	9795.13	3277.079	− 49.60332
c 156		製鋼工	〃	13790.64	2631.989	− 24.44994
c 157		造塊工	〃	11692.10	3255.309	− 66.20775
c 158		金属庇取精整工	〃	11917.40	3568.813	− 91.35149
c 159		木型工	〃	5639.66	2585.464	− 35.81301
c 160		溶解工	〃	8779.81	4213.511	− 206.67330
c 161		鋳物工	〃	8221.51	2913.872	− 77.05631
c 162		鋳はり取工	〃	6240.05	5192.001	− 299.23060
c 163		操炉工	〃	13801.90	2838.949	− 51.38176
c 164		圧延工	〃	15564.90	2544.057	− 27.92921
c 165		鍛造工	〃	11142.65	3300.364	− 76.83582
c 166		熱処理工	〃	10147.21	3735.400	− 101.44730
c 167		剪断工	〃	12368.33	3748.276	− 99.48129
c 168		研磨盤工	〃	5739.59	5425.093	− 269.71260
c 169		鍍金工	〃	12577.40	3089.918	− 49.93803
c 170		現図工	〃	7924.67	2761.486	− 43.21278
c 171		金属材料試験工	〃	10090.30	2727.171	− 29.81405

番号	産業	労働者種類	性別	a	b	c
c 172		プレス工	男	5814.79	3491.239	— 93.317 29
c 173		施盤，同工作機械工	〃	8331.45	2623.549	— 44.576 02
c 174		中子工	女	9836.94	— 273.746	+ 104.041 30
c 175	F34 機械製造業	管理職員	男	11318.83	4573.052	— 101.522 70
c 176	（除電機）	事務〃	〃	5385.75	4638.070	— 166.158 20
c 177		技術〃	〃	8875.37	3312.602	— 61.216 12
c 178		溶解工	〃	7706.41	3151.933	— 109.684 90
c 179		鋳物工	〃	6922.80	2423.053	— 55.978 62
c 180		鍛造工	〃	8476.12	2430.613	— 62.433 75
c 181		伸線工	〃	7421.19	2106.286	+ 60.775 50
c 182		熱処理工	〃	7016.67	3309.991	— 88.149 13
c 183		現図工	〃	7260.73	2377.016	— 32.574 43
c 184		罫書工	〃	5849.80	2853.422	— 68.782 65
c 185		施盤同工作機械工	〃	6654.63	2492.167	— 59.528 42
c 186		プレス工	〃	5980.54	2611.769	— 52.563 36
c 187		研磨盤工	〃	5971.07	3030.795	— 74.961 06
c 188		板金工	〃	6886.73	2593.079	— 67.007 86
c 189		ガス・電気溶接工	〃	6384.59	2782.428	— 77.773 01
c 190		手仕上工	〃	6844.25	2513.738	— 68.023 69
c 191		機械組立工	〃	6198.90	2748.204	— 71.804 59
c 192		塗装工	〃	4458.67	3374.036	— 118.334 00
c 193		内燃機関組立工	〃	6438.08	2601.877	— 57.216 15
c 194		写図工	女	6645.37	1556.211	— 47.765 66
c 195	G40—42 卸売業	管理職員	男	5826.67	3896.242	— 14.741 91
c 196		事務〃	〃	6290.37	3187.693	— 40.833 60
c 197		販売店員	〃	6016.67	2163.413	+ 30.295 94
c 198		外交仕入販売員	〃	5553.56	2503.333	+ 59.665 85
c 299	G43—49 小売業	管理職員	〃	10550.78	3530.615	— 63.568 09
c 200		事務〃	〃	4292.17	3735.623	— 108.123 20
c 201		販売店員（百貨店）	〃	7145.04	1644.045	+ 54.369 43
c 202		〃（除百貨店）	〃	3734.83	3225.875	— 102.997 90
c 203		販売店員（百貨店）	女	5848.90	1727.695	— 70.676 82
c 204		〃（除百貨店）	〃	5813.86	1451.081	— 84.782 58
c 205		飲食店給仕	〃	5268.70	2979.116	— 367.178 60
c 206	H50 銀行信託業	管理職員	男	2644.92	4356.537	— 60.694 06
c 207		事務〃	〃	10878.98	1807.681	+ 19.805 60
c 253	H54 証券業，商品	管理職員	〃	—2456.75	5391.311	— 68.230 54
c 208	取引業	事務〃	〃	6093.00	5257.122	— 283.751 50
c 254	H55 保険業	管理職員	〃	18065.38	1381.218	+ 32.545 60
c 209		事務〃	〃	8354.76	1931.357	+ 1.420 19
c 210		保険外交員	〃	9990.59	5249.335	— 367.022 20
c 211		集金人	〃	6848.07	6681.546	— 659.260 50

番号	産業	労働者種類	性別	a	b	c
c 212		保険外交員	男	−849.53	12073.660	− 1427.5610
c 255	J611 民営鉄道業	管理職員	〃	−19608.43	6161.548	− 132.52040
c 213		事務 〃	〃	8180.38	1664.992	− 10.34943
c 214		技術 〃	〃	8893.34	1992.122	− 21.97681
c 256		助役	〃	− 1585.76	2386.767	− 31.89373
c 215		電車運転手	〃	4257.23	1755.140	− 11.28531
c 216		電車車掌	〃	− 7745.40	1497.974	− 21.80376
c 217		出札掛	〃	12568.34	450.561	+ 28.10309
c 218		検車掛	〃	7781.12	1313.030	− 7.05157
c 219		電路工手	〃	5876.01	1815.622	− 28.78895
c 220		改札掛	〃	9355.76	1066.904	+ 7.43888
c 221		線路工手	〃	9399.87	1001.318	+ 13.10898
c 222		電車技工	〃	6830.27	1140.244	+ 6.80056
c 223		踏切警手	〃	7285.03	3869.786	− 163.01900
c 224		駅手	〃	8133.27	899.010	+ 4.40156
c 225	J62 道路旅客運送業	管理職員	〃	16408.46	2535.219	− 51.97299
c 226		事務 〃	〃	7181.05	2442.388	− 45.93751
c 227		技術 〃	〃	5905.21	3665.626	− 115.53150
c 228		バス運転手	〃	8428.76	2104.009	− 43.24860
c 229		タクシー運転手	〃	3713.82	4617.396	− 164.960900
c 230		自動車技工	〃	6006.39	2339.385	− 54.68251
c 231		バス車掌	女	4864.97	4221.421	− 475.47370
c 232	J63 道路貨物運送業	管理職員	男	13199.77	2066.532	− 72.38584
c 233		事務 〃	〃	8700.99	3051.498	− 98.71818
c 234		技術 〃	〃	15950.63	1080.746	+ 13.16137
c 235		大型トラック運転手	〃	16400.08	2118.923	− 93.11566
c 236		小型トラック運転手	〃	12355.98	2544.906	− 163.00940
c 237		上乗作業員	〃	9003.39	4628.518	− 446.01410
c 238		積卸作業員	〃	9709.22	3590.109	− 222.07080
c 239	K70 電気業	管理職員	〃	−35952.50	7508.927	− 134.36730
c 240		事務 〃	〃	9392.26	1135.955	+ 19.32123
c 241		技術 〃	〃	9036.34	1371.263	+ 3.56268
c 242		水路保守員	〃	9001.88	1013.032	+ 12.19751
c 243		配電盤勤務員	〃	6866.83	1737.044	− 17.53521
c 244		汽罐運転員	〃	12276.68	1092.614	+ 21.28443
c 245		汽機運転員	〃	10951.88	1224.390	+ 11.60820
c 246		給電通信機械所勤務員	〃	10493.75	538.311	+ 48.00076
c 247		送電保守員	〃	6604.40	1663.469	− 17.74728
c 248		配電線保守員	〃	7233.31	1323.637	+ 1.50816
c 249		検針員	〃	11898.40	652.816	+ 26.10292
c 250		集金人	〃	1863.19	2933.329	− 59.16194

附表 Ⅲ

勤続年数別賃金（理論値）

（単位円）

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
1	12,127	13,583	15,013	17,112	21,792	27,947	33,479	40,608
2	15,073	16,502	17,900	19,937	24,414	30,140	35,078	41,007
3	8,408	9,200	9,983	11,141	13,763	17,339	20,694	25,323
4	12,696	14,221	15,715	17,898	22,716	28,932	34,364	41,041
5	15,491	16,955	18,384	20,462	25,004	30,750	35,621	41,287
6	9,505	10,410	11,304	12,625	15,620	19,680	23,485	28,713
7	12,106	13,906	15,664	18,221	23,810	30,882	36,882	43,870
8	15,518	17,306	19,043	21,554	26,967	33,617	38,994	44,672
9	8,171	9,058	9,916	11,146	13,752	16,835	19,164	21,245
10	12,343	13,986	15,588	17,916	22,991	29,378	34,749	40,899
11	15,539	17,202	18,816	21,145	26,150	32,261	37,148	42,184
12	8,469	9,183	9,870	10,851	12,906	15,273	16,973	18,270
13	11,951	13,413	14,822	16,836	21,073	26,002	29,608	32,537
14	14,874	16,354	17,775	19,794	23,982	28,693	31,908	33,924
15	8,422	9,004	9,559	10,339	11,911	13,561	14,510	14,616
16	11,342	12,506	13,618	15,189	18,400	21,883	24,069	24,916
17	14,033	15,163	16,241	17,759	20,846	24,148	26,145	26,696
18	8,199	8,564	8,918	9,427	10,516	11,830	12,859	13,870
19	15,533	16,433	17,315	18,601	21,436	25,080	28,248	32,106
20	17,453	18,233	18,999	20,120	22,613	25,870	28,769	32,448
21	7,196	7,713	8,212	8,925	10,425	12,169	13,444	14,480
22	16,931	17,781	18,590	19,725	22,009	24,388	25,728	25,789
23	17,108	17,965	18,780	19,921	22,209	24,565	25,848	25,760
24	15,777	16,529	17,250	18,276	20,409	22,819	24,481	25,572
25	6,974	7,477	7,957	8,634	10,015	11,502	12,418	12,723
26	6,868	7,350	7,811	8,464	9,807	11,286	12,247	22,717
27	20,711	21,516	22,336	23,597	26,675	31,406	36,530	44,955
28	21,612	21,921	22,261	22,828	24,417	27,333	31,010	37,950
29	18,079	18,687	19,333	20,371	23,118	27,832	33,474	43,676
30	32,731	32,538	32,467	32,589	33,941	38,462	46,030	63,098
31	22,492	23,887	25,350	27,674	33,694	43,752	55,523	76,792
32	7,945	8,561	9,175	10,097	12,240	15,287	18,319	22,836
33	7,559	8,196	8,824	9,748	11,824	14,593	17,129	20,501
34	8,124	8,693	9,277	10,185	12,445	16,017	19,993	26,717
35	15,839	16,825	17,785	19,173	22,177	25,895	28,938	32,240
37	17,806	18,649	19,471	20,666	23,277	26,573	29,361	32,589
38	8,085	8,580	9,057	9,740	11,179	12,857	14,093	15,115
39	17,471	18,365	19,212	20,394	22,738	25,079	26,237	25,755
40	18,077	18,950	19,776	20,924	23,185	25,398	26,415	25,699
41	15,175	16,031	16,850	18,007	20,377	22,962	24,604	25,302

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
42	7.924	8.401	8.857	9.499	10.806	12.205	13.054	13.296
43	7.917	8.368	7.978	9.408	10.657	12.023	12.896	13.282
44	20.737	21.654	22.579	23.981	27.321	32.256	37.386	45.442
45	22.805	23.037	23.303	23.770	25.166	27.911	31.539	38.635
46	16.152	16.991	17.856	19.198	22.548	27.858	33.786	43.837
47	38.618	37.519	36.604	35.572	34.763	37.489	44.780	64.277
48	22.796	24.195	25.664	27.996	34.039	44.136	55.955	76.913
49	8.470	9.122	9.768	10.727	12.921	15.944	18.839	22.939
50	8.811	9.425	10.029	10.912	12.876	15.446	17.737	20.654
51	8.380	9.020	9.669	10.659	13.040	16.620	20.409	26.486
52	16.611	17.385	18.133	19.205	21.475	24.158	26.179	27.974
53	18.296	18.964	19.612	20.543	22.534	24.931	26.803	28.628
54	6.914	7.510	8.070	8.846	10.350	11.757	12.291	11.456
55	17.552	18.245	18.906	19.837	21.729	23.750	24.969	25.293
56	17.657	18.357	19.024	19.962	21.859	23.857	25.020	25.196
57	17.642	17.616	17.662	17.863	18.954	22.022	26.866	37.461
58	6.694	7.245	7.762	8.476	9.849	11.102	11.519	10.579
59	6.558	7.111	7.630	8.347	9.729	10.998	11.438	10.541
60	23.513	23.964	24.423	25.129	26.850	29.490	32.344	37.027
61	26.526	25.966	25.479	24.889	24.157	24.684	27.059	34.090
62	19.073	19.663	20.282	21.264	23.805	28.043	32.996	41.765
63	34.841	35.087	35.332	35.696	36.530	37.682	38.789	40.364
65	9.304	9.172	9.144	9.297	10.571	14.611	21.263	36.140
66	9.488	9.371	9.355	9.521	10.799	14.781	21.301	35.841
67	16.380	17.056	17.710	18.651	20.653	23.047	24.893	26.633
68	17.922	18.545	19.148	20.016	21.873	24.115	25.874	27.604
69	7.181	7.536	7.875	8.351	9.314	10.332	10.928	11.032
70	17.085	17.837	18.542	19.511	21.356	22.984	23.427	21.869
71	17.211	17.949	18.639	19.587	21.391	22.976	23.394	21.833
72	7.037	7.320	7.586	7.954	8.671	9.347	9.613	9.244
73	7.004	7.289	7.556	7.927	8.649	9.331	9.602	9.239
74	22.221	22.520	22.845	23.377	24.838	27.454	30.690	36.710
75	22.057	22.349	22.640	23.072	24.061	25.428	26.741	28.609
76	20.009	20.163	20.378	20.814	22.364	25.871	30.897	41.286
79	8.082	8.580	9.078	9.823	11.557	14.021	16.463	20.110
80	6.946	7.485	8.022	8.824	10.679	13.288	15.846	19.599
81	8.377	8.882	9.391	10.162	11.997	14.702	17.509	21.907
82	15.127	15.574	16.019	16.682	18.212	20.354	22.446	25.488
83	17.656	17.871	18.100	18.474	19.476	21.230	23.361	27.266
84	6.498	6.993	7.454	8.080	9.242	10.171	10.240	8.730
85	16.878	17.262	17.625	18.131	19.131	20.119	20.589	20.324
86	16.949	17.321	17.672	18.162	19.131	20.094	20.560	20.329

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
87	6,449	6,802	7,128	7,566	8,354	8,907	8,787	7,346
88	6,433	6,783	7,107	7,543	8,327	8,882	8,770	7,355
89	20,700	21,001	21,320	21,829	23,166	25,438	28,135	32,977
90	21,252	21,230	21,233	21,282	21,610	22,596	24,189	27,720
91	18,467	19,402	20,311	21,623	24,451	27,921	30,722	33,666
92	31,095	29,093	27,375	25,333	23,063	25,878	35,820	64,094
93	7,876	8,378	8,860	9,546	10,976	12,600	13,732	14,507
94	7,669	8,026	8,375	8,887	10,021	11,496	12,799	14,431
95	13,630	14,179	14,704	15,445	16,955	18,586	19,596	19,947
96	15,872	16,267	16,642	17,168	18,226	19,328	19,945	19,966
97	15,501	15,927	16,322	16,858	17,840	18,596	18,588	17,146
98	15,301	15,748	16,164	16,728	17,768	18,582	18,605	17,157
99	18,551	18,759	18,986	19,364	20,416	22,336	24,746	29,279
100	17,388	18,104	18,750	19,588	20,933	21,368	20,056	14,812
101	17,159	17,624	18,098	18,824	20,589	23,284	26,184	30,916
103	15,356	16,369	17,385	18,916	22,517	27,734	33,035	41,146
104	16,920	17,827	18,741	20,127	23,430	28,316	33,399	41,392
105	7,175	8,479	9,698	11,369	14,527	17,244	17,847	14,792
106	17,172	17,750	18,318	19,151	21,002	23,425	25,587	28,341
107	17,182	17,701	18,214	18,972	20,690	23,020	25,203	28,202
108	16,533	17,709	18,842	20,458	23,846	27,757	30,574	32,748
111	16,992	18,294	19,587	21,516	25,952	32,139	38,149	46,830
112	16,942	17,934	18,897	20,288	23,281	26,941	29,880	32,932
113	14,866	16,058	17,261	19,084	23,425	29,841	36,509	46,984
114	28,414	28,937	29,514	30,476	33,182	38,163	44,458	56,363
115	18,152	20,568	22,935	26,393	34,036	43,913	52,566	63,252
116	7,330	8,733	10,048	11,853	15,288	18,312	19,118	16,168
118	8,321	9,250	10,164	11,501	14,475	18,367	21,838	26,257
119	15,340	16,386	17,448	19,069	22,986	28,903	35,200	45,359
120	16,792	17,762	18,749	20,261	23,936	29,546	35,579	45,420
121	8,401	9,444	10,460	11,931	15,120	19,088	22,365	25,981
122	17,515	18,335	19,138	20,308	22,880	26,172	29,014	32,432
123	17,905	18,659	19,398	20,478	22,873	25,984	28,730	32,166
124	16,976	17,455	17,998	18,932	21,674	26,953	33,836	47,167
125	8,163	9,117	10,036	11,346	14,088	17,242	19,498	21,198
126	8,052	8,961	9,839	11,097	13,756	16,888	19,235	21,282
127	15,180	16,511	17,849	19,870	24,651	31,638	38,811	49,917
128	16,206	17,091	17,974	19,294	22,354	26,678	30,947	37,244
129	12,679	13,924	15,186	17,112	21,762	28,781	36,244	48,268
130	27,343	27,803	28,328	29,237	31,931	37,165	44,029	57,382
131	17,293	19,549	21,781	25,088	32,600	42,845	52,515	65,942
132	8,815	9,745	10,671	12,050	15,226	19,663	23,982	30,238

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
133	8,557	9,642	10,712	12,284	15,812	20,505	24,792	30,458
134	15,797	17,273	18,729	20,875	25,707	32,183	38,157	46,176
135	17,505	18,914	20,302	22,347	26,943	33,083	38,722	46,240
136	18,704	19,330	19,962	20,919	23,201	26,577	30,089	35,614
137	18,864	19,290	19,740	20,457	22,333	25,501	29,246	35,941
139	16,994	18,819	20,605	23,209	28,937	36,277	42,625	50,286
140	21,094	21,155	21,284	21,608	22,968	26,377	31,512	42,450
141	13,953	16,035	18,047	20,936	27,071	34,360	39,916	44,999
142	25,282	26,713	28,146	30,299	35,338	42,573	49,851	60,849
144	15,796	17,385	18,917	21,112	25,746	31,186	35,235	38,704
145	17,457	18,973	20,435	22,524	26,916	32,018	35,742	38,743
147	18,671	19,177	19,682	20,438	22,200	24,708	27,206	30,934
148	18,564	19,073	19,579	20,330	22,049	24,423	26,700	29,934
149	19,149	19,593	20,082	20,898	23,192	27,412	32,743	42,822
150	9,662	9,437	9,315	9,326	10,255	13,777	19,882	33,881
151	9,507	9,156	8,919	8,780	9,459	12,870	19,151	33,954
152	17,159	19,265	21,271	24,094	29,806	35,845	39,389	40,024
153	18,504	19,738	20,897	22,495	25,573	28,386	29,335	27,263
154	15,869	17,044	18,252	20,129	24,801	32,193	40,427	54,359
155	31,416	32,434	33,430	34,880	38,061	42,113	45,587	49,712
158	9,174	8,893	8,733	8,717	9,732	13,731	20,731	36,856
160	15,286	16,391	17,442	18,916	21,874	24,938	26,632	26,607
161	16,965	17,924	18,834	20,110	22,668	25,305	26,746	26,662
163	17,270	17,769	18,233	18,866	20,038	20,977	21,052	19,542
164	17,422	17,768	18,096	18,551	19,449	20,328	20,734	20,454
166	8,083	8,178	8,257	8,346	8,418	8,186	7,562	7,891
167	7,929	8,034	8,123	8,226	8,327	8,134	7,542	5,907
168	17,469	18,958	20,369	22,339	26,253	30,186	32,168	31,483
169	18,292	19,271	20,190	21,456	23,878	26,052	26,713	24,868
170	15,710	17,023	18,289	20,100	23,909	28,343	31,590	34,238
171	27,231	28,386	29,519	31,175	34,841	39,596	43,783	48,999
172	19,902	22,075	24,131	26,997	32,660	38,269	40,975	39,515
173	14,407	15,341	16,216	17,421	19,726	21,788	22,404	20,613
174	15,905	16,691	17,430	18,448	20,407	22,194	22,791	21,452
175	7,427	8,152	8,815	9,697	11,225	12,116	11,490	7,705
176	15,794	16,374	16,910	17,632	18,928	19,840	19,647	17,283
177	15,604	16,195	16,742	17,477	18,796	19,717	19,507	17,070
178	7,790	7,955	8,069	8,249	8,571	8,793	8,733	8,117
179	7,714	7,850	7,976	8,147	8,456	8,685	8,663	8,159
180	15,990	17,521	18,936	20,842	24,271	26,701	26,228	20,074
181	14,520	15,916	17,234	19,065	22,659	26,140	27,678	26,342
182	15,484	16,600	17,662	19,151	22,149	25,269	27,021	27,086

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
183	23,336	24,056	24,613	25,331	26,457	26,729	25,430	20,535
185	7,490	8,341	9,119	10,149	11,912	12,878	12,016	72,976
186	6,499	7,547	8,502	9,761	11,892	12,973	11,744	5,571
187	8,551	8,883	9,212	9,703	10,832	12,464	13,928	16,124
188	11,116	12,652	14,180	16,454	21,680	28,950	35,992	46,125
189	14,342	15,948	17,531	19,860	25,091	32,065	38,452	46,931
190	7,792	8,530	9,252	10,308	12,633	15,626	18,232	21,413
191	13,698	15,188	16,650	18,788	23,524	29,673	35,097	41,873
192	13,409	14,909	16,379	18,530	23,296	29,486	34,948	41,780
193	14,561	16,051	17,519	19,679	24,530	30,995	36,914	44,770
194	7,556	8,244	8,914	9,889	12,014	14,689	16,941	19,525
195	7,463	8,133	8,789	9,743	11,836	14,500	16,779	19,478
196	8,346	9,271	10,161	11,426	14,065	17,069	19,173	20,642
197	17,989	19,776	27,544	24,159	30,094	38,166	45,759	56,251
198	18,315	19,627	20,920	22,823	27,093	32,778	37,975	44,856
199	15,008	16,696	18,375	20,876	26,630	34,651	42,438	53,682
200	29,952	30,816	31,743	33,251	37,322	44,477	53,208	69,261
201	20,153	22,334	24,550	27,943	36,176	48,706	62,141	83,989
202	9,337	10,287	11,218	12,581	15,603	19,534	23,011	27,376
203	7,997	8,898	9,782	11,076	13,946	17,686	21,000	25,176
204	9,602	10,585	11,555	12,987	16,221	20,579	24,627	30,122
205	11,111	12,982	14,826	17,540	23,629	31,738	39,152	48,971
206	14,400	16,317	18,193	20,928	26,944	34,649	41,309	49,337
207	7,847	8,764	9,669	11,006	14,027	18,107	21,908	27,088
208	13,712	15,552	17,342	19,932	25,533	32,460	38,125	44,254
209	13,382	15,272	17,108	19,760	25,474	32,486	38,143	44,090
210	14,520	16,145	17,747	20,111	25,433	32,572	39,164	48,026
211	7,406	8,305	9,190	10,491	13,403	17,261	20,766	25,361
212	7,201	8,089	8,964	10,253	13,148	17,012	20,555	25,269
213	9,214	10,186	11,142	12,547	15,690	19,849	23,619	28,544
214	16,839	18,987	21,098	24,196	31,100	40,175	48,325	58,814
215	17,524	19,108	20,659	22,922	27,911	34,326	39,907	46,710
216	13,058	14,951	16,830	19,624	26,024	34,878	43,393	55,529
217	35,261	35,746	36,315	37,326	40,425	46,644	54,971	71,415
218	20,125	22,527	24,957	28,651	37,507	50,731	64,628	86,735
219	10,397	11,337	12,272	13,663	16,862	21,314	25,629	31,844
220	8,502	9,448	10,387	11,783	14,976	19,387	23,621	29,640
221	10,554	11,521	12,498	13,966	17,401	22,331	27,286	34,786
222	10,538	12,448	14,313	17,026	22,956	30,458	36,820	44,226
223	13,956	15,958	17,898	20,690	26,659	33,859	39,499	45,033
224	7,740	8,566	9,367	10,525	13,011	16,045	18,470	20,966
225	13,081	14,986	16,822	19,451	24,995	31,480	36,278	40,311

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
226	12,814	14,743	16,604	19,265	24,871	31,411	36,225	40,207
227	13,617	15,465	17,256	19,835	25,350	32,013	37,244	42,406
228	7,442	8,234	8,997	10,089	12,387	15,067	17,030	18,643
229	7,284	8,070	8,829	9,917	12,218	14,928	16,960	18,738
230	8,006	9,366	10,619	12,296	15,266	17,224	16,490	10,345
231	17,693	19,750	21,753	24,659	30,978	38,883	45,469	52,873
232	20,246	21,652	23,020	25,000	29,288	34,605	38,969	43,731
233	13,833	15,793	17,719	20,541	26,823	35,057	42,421	51,835
234	32,243	33,055	33,903	35,241	38,676	44,341	50,899	62,409
235	19,617	21,913	24,201	27,621	35,541	46,709	57,707	73,882
236	9,972	10,802	11,633	12,883	15,811	20,025	24,274	30,715
237	8,667	9,341	10,031	11,094	13,707	17,765	22,205	29,581
238	9,907	10,910	11,905	13,383	16,764	21431	25,907	32,260
239	10,937	12,657	14,327	16,737	21,918	28250	33,320	38,562
240	14,195	16,032	17,803	20,333	25,650	31,821	36,315	39,913
241	8,047	8,734	9,392	10,323	12,231	14322	15,665	16,275
242	13,462	15,114	16,698	18,950	23,619	28,869	32,448	34,684
243	13,222	14,880	16,472	18,733	23,423	28,699	32,300	34,558
244	13,794	15,608	17,347	19,816	24,927	30,649	34,512	36,822
245	7,867	8,483	9,071	9,898	11,576	13,358	14,416	14,649
246	7,756	8,373	8,962	9,791	11,475	13,270	14,348	14,620
247	8,875	9,518	10,131	10,993	12,739	14,588	15,677	15,888
248	17,949	19,984	21,951	24,771	30,751	37,831	43,192	48,008
249	18,987	20,632	22,209	24,451	29,100	34,326	37,887	40,109
250	14,768	16,769	18,717	21,540	27,600	35,273	41,558	48,494
251	29,525	30,672	31,824	33,561	37,658	43,614	49,692	59,039
252	19,904	22,079	24,251	27,506	35,083	45,861	56,587	72,576
253	9,279	10,329	11,338	12,774	15,767	19,172	21,551	23,197
254	8,079	9,143	10,157	11,581	14,457	17,480	19,226	19,449
255	9,682	10,621	11,547	12,910	15,974	20,068	23,831	28,851
256	11,548	12,947	14,296	16,224	20,280	25,003	28,464	31,288
257	14,783	16,247	17,649	19,639	23,748	28,322	31,373	33,092
258	8,300	8,793	9,261	9,912	11,199	12,472	13,081	12,749
259	14,325	15,581	16,778	18,464	21,883	25,517	27,680	28,169
260	14,087	15,326	16,508	18,176	21,569	25,209	27,428	28,095
261	14,968	16,506	17,966	20,009	24,093	28,268	30,490	30,164
262	8,107	8,558	8,979	9,557	10,652	11,597	11,815	10,779
263	8,065	8,506	8,918	9,485	10,560	11,499	11,734	10,769
264	8,450	9,071	9,650	10,438	11,900	13,078	13,185	11,335
265	19,067	20,774	22,419	24,768	29,699	35,411	39,555	42,828
266	18,197	19,661	21,067	23,067	27,228	31,944	35,214	37,408
267	16,853	18,551	20,206	22,610	27,848	34,429	39,950	46,243

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
268	29.021	29.916	30,834	32.255	35.775	41,302	47.415	57.683
269	20,425	22.997	25.456	28.936	36.077	43,902	48.932	51,236
270	9.260	10,103	10,915	12.077	14.526	17.388	19.500	21,264
271	8.542	9.230	9.896	10,850	12.870	15.256	17.054	18.650
272	9.387	10,337	11,254	12.571	15.369	18.699	21,243	23.587
273	11,342	12.354	13.320	14.686	17.477	20,508	22.412	23.156
274	14,538	15.501	16,419	17.712	20,334	23.123	24.785	25.164
275	8.104	8.373	8.632	9.001	9.770	10,649	11,266	11,703
276	14,329	15.105	15.845	16,887	18.997	21,234	22.557	22.826
277	14,128	14,875	15.587	16,591	18.632	20,818	22.146	22.527
278	15.518	16,409	17.276	18.531	21,245	24,601	27.345	30,374
279	8.043	8.218	8.387	8.630	9.146	9.759	10,227	10,656
280	7.945	8.143	8.332	8.597	9.135	9.703	10,035	10,092
281	8.981	9.015	9.066	9.179	9.602	10,601	12.062	15.120
282	18.506	19.743	20,924	22.588	25.975	29.607	31,820	32.477
283	17.405	18.521	19.585	21,082	24,118	27.341	29.254	29.667
284	17.162	18.388	19.573	21,270	24,860	29.087	32.255	35.021
285	25.064	25.992	26.892	28.189	30,969	34,344	37.015	39.704
286	20,754	22,302	23,787	25.896	30,264	35,164	38.487	40,515
287	8.806	9.415	9.904	10,804	12.422	14.074	14.951	14.811
288	8.079	8.661	9.208	9.061	11,403	12.699	13.096	12.008
289	9.172	9.751	10,311	11,113	12.813	14,824	16.343	17.699
290	10,301	12.012	13,716	16.257	22.116	30,317	38.321	49.955
291	12.208	14,109	15.986	18.758	25.022	33,473	41,340	52.043
292	9.496	11,199	12.856	15.255	20,450	26,892	32.184	37.963
293	12.287	14,054	15.813	18.437	24,485	32.951	41,211	53.214
294	26.129	27.387	28.686	30,712	35.802	43.949	53.128	68.830
295	17.445	19.977	22.495	26.243	34,860	46,856	58.481	75.224
296	8.844	9.590	10,334	11,444	14,005	17.600	21,118	26.253
297	8.399	8.863	9.344	10,100	12,017	15,130	18.685	24.844
298	9.011	9.975	10,924	12.319	15.447	19.602	23,391	28.385
299	12.223	14,059	15.897	18.658	25.120	34.399	43.733	57.839
300	15.682	17.654	19.610	22.518	29.178	38.384	47.231	59.824
301	15.141	16,625	18.093	20,265	25.189	31,878	38.159	46.817
302	13.344	15.044	16.743	19.292	25.241	33,742	42.244	55.002
303	26.103	27.883	29.663	32.333	38.563	47.462	56.360	69.707
304	18.409	21,111	23,797	27.797	36.995	49.803	62.223	80,123
305	10,401	11,246	12.099	13.393	16.479	21,049	25.809	33.307
306	10,587	11,219	11,872	12.891	15.452	19.558	24,189	32.120
307	10,021	11,062	12,105	13,671	17.339	22,607	27.911	35.931
308	10,736	12,880	14,987	18.083	24,995	34,115	42.348	53.035
309	13.591	15.972	18.290	21,649	28.938	38.813	45.517	53.827

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
310	11,401	13,528	15,569	18,468	24,480	31,238	35,841	38,708
311	12,416	14,155	15,902	18,540	24,772	33,864	43,178	57,565
314	9,432	10,372	11,272	12,551	15,194	18,149	20,135	21,301
315	10,203	10,661	11,115	11,792	13,344	15,499	17,580	20,564
316	9,453	10,382	11,286	12,599	15,459	19,051	22,062	25,487
317	11,315	13,209	15,088	17,876	24,238	32,984	41,324	53,076
318	13,515	15,570	17,595	20,572	27,243	36,103	44,176	54,808
319	11,226	12,836	14,425	16,769	22,057	29,169	35,762	44,676
320	11,551	13,795	16,001	19,239	26,460	35,970	44,529	55,585
322	17,711	20,019	22,293	25,639	33,149	43,150	52,297	64,415
323	9,213	10,144	11,046	12,345	15,121	18,472	21,099	23,683
324	9,771	10,317	10,857	11,657	13,471	15,941	18,267	21,487
325	9,060	10,104	11,118	12,579	15,721	19,552	22,612	25,755
326	9,601	11,589	13,509	16,265	22,112	29,048	34,319	39,101
327	11,188	13,371	15,469	18,457	24,682	31,767	36,723	40,165
328	8,138	10,189	12,155	14,948	20,733	27,217	31,607	34,268
329	12,255	14,019	15,759	18,324	24,103	31,854	39,013	48,641
331	14,579	18,571	22,305	27,421	37,098	45,432	47,307	38,009
332	8,666	9,451	10,214	11,314	13,681	16,575	18,895	21,299
333	8,373	8,941	9,491	10,283	11,980	14,036	15,657	17,274
334	8,463	9,640	10,769	12,372	15,690	19,406	21,917	23,426
335	9,307	10,972	12,566	14,823	19,470	24,599	27,954	29,659
336	11,097	12,899	14,620	17,048	21,998	27,331	30,622	31,725
337	9,247	10,887	12,450	14,651	19,117	23,874	26,719	27,404
338	12,578	14,142	15,671	17,897	22,781	29,001	34,331	40,657
339	24,211	24,631	25,112	25,945	28,419	33,237	39,564	51,887
340	8,293	8,830	9,356	10,128	11,841	14,078	16,066	18,584
341	7,829	8,194	8,554	9,081	10,261	11,819	13,228	15,061
342	8,807	9,491	10,166	11,164	13,421	16,472	19,320	23,212
343	14,627	16,071	17,537	19,778	25,207	33,442	42,242	56,502
344	16,988	18,658	20,340	22,882	28,912	37,761	46,887	61,093
345	19,652	21,078	22,462	24,459	28,751	33,987	38,172	42,475
346	15,130	16,615	18,125	20,438	26,056	34,619	43,815	58,795
347	25,871	27,003	28,192	30,081	34,986	43,199	52,832	69,941
348	17,411	19,813	22,253	25,985	35,028	48,759	63,446	87,269
349	12,700	13,907	15,069	16,727	20,196	24,182	27,027	29,157
350	14,287	15,117	15,925	17,095	19,632	22,783	25,379	28,231
351	12,303	13,639	14,925	16,759	20,597	25,008	28,157	30,516
352	15,016	16,455	17,918	20,156	25,583	33,834	42,671	57,027
353	17,498	19,163	20,841	23,381	29,414	38,292	47,477	61,829
354	19,866	21,276	22,646	24,624	28,885	34,110	38,321	42,736
355	15,948	17,378	18,836	21,078	26,562	35,008	44,174	59,274

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
356	25,271	26,495	27,770	29,779	34,912	43,328	53,019	69,947
357	17,469	19,908	22,382	26,161	35,291	49,095	63,795	87,523
358	13,397	14,653	15,856	17,560	21,073	24,964	27,528	28,885
360	12,930	14,320	15,652	17,541	21,440	25,775	28,657	30,258
361	14,637	16,154	17,674	19,956	25,297	32,964	40,673	52,319
362	16,550	18,301	20,039	22,622	28,540	36,724	44,592	55,800
363	21,605	23,280	24,879	27,132	31,714	36,623	39,606	40,468
364	13,735	15,417	17,104	19,645	25,620	34,267	43,046	56,460
368	10,671	11,730	12,757	14,234	17,394	21,210	24,205	27,156
369	7,564	8,840	10,070	11,827	15,520	19,806	22,927	25,425
370	10,672	11,794	12,882	14,451	17,811	21,886	25,106	28,337
371	13,578	15,307	17,013	19,528	25,196	32,800	39,825	49,278
372	16,631	18,368	20,081	22,606	28,288	35,894	42,901	52,287
373	18,849	20,575	22,250	24,663	29,837	36,117	41,092	46,104
374	14,475	16,156	17,813	20,258	25,767	33,161	39,996	49,199
376	18,189	20,018	21,880	24,735	31,685	42,313	53,764	72,482
377	10,462	11,360	12,262	13,620	16,817	21,452	26,168	33,392
378	7,553	9,161	10,670	12,747	16,722	20,285	21,362	18,313
379	10,763	11,591	12,438	13,743	16,952	21,930	27,373	36,409
380	12,035	13,793	15,494	17,939	23,153	29,405	34,249	38,874
381	14,379	16,368	18,274	20,977	26,559	32,771	36,911	39,235
382	17,655	19,144	10,576	22,616	26,871	31,727	35,144	37,571
383	12,537	14,475	16,349	19,038	24,751	31,545	36,730	41,492
385	15,618	18,974	22,139	26,526	35,085	43,235	46,591	42,633
386	11,010	11,135	11,351	11,844	13,786	18,484	25,444	40,128
387	10,557	10,553	10,653	10,998	12,715	17,382	24,654	40,447
388	12,322	13,427	14,500	16,051	19,394	23,505	26,831	30,349
389	15,799	16,829	17,826	19,262	22,334	26,043	28,954	31,823
391	11,373	13,138	14,838	17,267	22,363	28,260	32,530	35,884
393	8,692	9,321	9,939	10,845	12,854	15,474	17,800	20,739
394	8,890	9,537	10,170	11,093	13,126	15,734	17,993	20,731
395	15,849	17,598	19,318	21,842	27,475	34,896	41,580	50,226
396	21,063	22,781	24,469	26,944	32,454	39,685	46,162	54,462
397	19,263	20,590	21,852	23,622	27,183	30,887	32,963	33,025
398	19,455	20,841	22,222	24,282	29,041	35,724	42,270	51,831
399	35,981	36,299	36,713	37,516	40,237	46,182	54,548	71,635
400	23,407	25,503	27,621	30,840	38,545	50,023	62,058	81,151
401	9,393	10,234	11,064	12,286	15,037	18,725	22,126	26,690
402	8,528	9,288	10,038	11,143	13,633	16,972	20,057	24,206
403	10,419	10,930	11,504	12,483	15,314	20,690	27,631	40,980
406	22,608	23,534	24,433	25,730	28,513	31,902	34,599	37,349
409	23,867	25,964	28,097	31,364	39,304	51,413	64,426	85,640

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
414	12,299	14,477	16,594	19,656	26,264	34,404	41,016	48.066
415	18,433	20,511	22,527	25,437	31,692	39,331	45,445	51,753
416	16,711	18,507	20,217	22,621	27,472	32,566	35,499	35,850
417	16,398	18,232	20,019	22,610	28,245	35,291	41,158	47,746
419	20,642	23,372	26,071	30,063	39,113	51,398	62,925	78.796
420	9,074	9,921	10,759	11,995	14,790	18,562	22,077	26,864
421	7,774	8,932	10,022	11,526	14,433	17,119	18,080	16,286
422	9,748	10,375	11,060	12,195	15,346	21,070	28.232	41,672
423	16,664	18,057	19,463	21,594	26,677	34,202	42,038	54,377
424	21,677	23,288	24,887	27,264	32,709	40,240	47,480	57,795
425	21,248	21,951	22,622	23,568	25,493	27,557	28,814	29,186
429	9,467	10,064	10,673	11,607	13,890	17,399	21,198	27,444
431	16,798	17,637	18,497	19,827	23,110	28,241	33,892	43,341
432	21,975	22,868	23,787	25,210	28,746	34,322	40,513	50,954
433	19,374	20,229	21,017	22,073	23,945	25,185	24,737	20,899
434	23,011	23,120	23,379	24,050	26,932	34,247	45,324	68.994
437	9,597	10,126	10,636	11,367	12,915	14,745	16,124	17,348
438	8,342	9,003	9,638	10,545	12,443	14,624	16,182	17,350
439	16,664	17,511	18,342	19,559	22,260	25,781	28,905	32,847
440	18,823	19,564	20,291	21,354	23,710	26,768	29,466	32,836
441	20,246	20,840	21,421	22,268	24,130	26,513	28,572	31,049
442	15,853	16,681	17,506	18,735	21,566	25,523	29,378	34.966
443	28,761	29,050	29,370	29,907	31,428	34,253	37,846	44,672
444	21,145	22,267	23,430	25,256	29,887	37,405	45,987	60,851
445	9,392	10,178	10,968	12,162	14,985	19,112	23,349	29.912
446	9,013	9,792	10,575	11,757	14,554	18,642	22,838	29.338
447	9,577	10,408	11,246	12,517	15,546	20,032	24,702	32,055
448	13,348	14,412	15,453	16,973	20,321	24,625	28,364	32,915
449	14,960	15,970	16,956	18,391	21,532	25,517	28,911	32,893
450	17,629	18,399	19,149	20,241	22,626	25,643	28,198	31,169
451	12,178	13,251	14,312	15,881	19,430	24,234	28,724	34,871
452	24,282	24,717	25,186	25,954	28,044	31,753	36,314	44,751
453	19,666	20,632	21,656	23,300	27,643	35,076	43,954	59.983
454	9,801	10,575	11,354	12,531	15,318	19,402	23,607	30,139
455	10,023	10,743	11,469	12,571	15,200	19,096	23,157	29.556
456	9,580	10,430	11,285	12,581	15,659	20,190	24,880	32,212
457	17,456	18,905	20,308	22,328	26,643	31,841	35,901	39,859
458	20,783	22,004	23,190	24,900	28,576	33,064	36,653	40,349
459	20,836	21,913	22,953	24,442	27,589	31,286	34,044	36,420
460	19,181	20,328	21,472	23,179	27,127	32,680	38,133	46,120
463	8,924	10,000	11,024	12,462	15,361	18,392	20,117	20,256
464	7,551	8,716	9,814	11,335	14,298	17,105	18,236	16,789

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
465	10,310	11,156	11,993	13,229	16,030	19,826	23,379	28,256
466	19,653	20,667	21,662	23,121	26,363	30,600	34,375	39,171
467	22,103	22,986	23,856	25,133	27,987	31,760	35,174	39,621
468	22,454	23,250	24,013	25,094	27,324	29,705	31,427	32,302
469	20,463	21,383	22,329	23,796	27,448	33,218	39,637	50,483
472	9,212	9,980	10,722	11,783	14,022	16,646	18,593	20,246
473	8,479	9,000	9,514	10,269	11,958	14,198	16,233	18,902
474	9,707	10,713	11,681	13,062	15,958	19,299	21,702	23,550
475	19,713	20,664	21,567	22,830	25,357	27,943	29,324	29,137
476	21,599	22,452	23,258	24,383	26,606	28,810	29,871	29,318
477	21,899	22,524	23,108	23,910	23,435	26,770	27,112	25,776
478	20,934	21,884	22,826	24,222	27,405	31,771	35,924	41,752
479	27,453	28,931	30,313	32,208	35,795	38,892	39,604	36,201
480	19,608	22,204	24,683	28,181	35,319	43,025	47,800	49,467
481	8,863	9,492	10,100	10,972	12,821	15,013	16,675	18,176
482	8,467	8,890	9,312	9,940	11,388	13,414	15,389	18,256
483	16,354	17,327	18,262	19,596	22,378	25,556	27,797	29,402
484	17,448	18,457	19,423	20,793	23,617	26,752	28,825	29,948
485	17,740	18,419	19,063	19,964	21,758	23,577	24,519	24,288
486	18,152	19,074	19,984	21,327	24,354	28,423	32,192	37,282
488	8,059	8,162	8,292	8,539	9,354	11,097	13,522	18,437
489	12,539	14,031	15,500	17,660	22,495	28,908	34,738	42,389
490	13,111	14,653	16,167	18,383	23,302	29,716	35,407	42,591
491	12,886	14,478	16,019	18,234	22,955	28,613	32,991	37,159
492	12,455	13,785	15,117	17,114	21,776	28,443	35,116	45,140
493	23,654	24,550	25,502	27,033	31,087	38,050	46,393	61,491
494	16,962	18,727	20,561	23,439	30,748	42,635	56,221	79,787
495	9,431	10,349	11,260	12,616	15,728	20,050	24,225	30,213
496	8,398	9,285	10,166	11,473	14,462	18,583	22,528	28,116
497	9,758	10,716	11,670	13,095	16,389	21,022	25,570	32,231
498	12,803	14,286	15,745	17,890	22,690	29,053	34,832	42,408
499	13,355	14,895	16,407	18,618	23,519	29,894	35,530	42,600
500	13,474	15,057	16,587	18,784	23,448	28,993	33,221	37,095
501	12,680	14,002	15,325	17,308	21,933	28,534	35,130	45,012
503	16,799	18,550	20,371	23,237	30,546	42,500	56,233	80,169
504	9,679	10,574	11,464	12,789	15,839	20,090	24,217	30,176
505	8,371	9,252	10,129	11,433	14,428	18,594	22,626	28,422
506	10,129	11,066	11,998	13,389	16,597	21,089	25,474	31,854
507	10,792	12,273	13,744	15,935	20,969	27,968	34,742	44,480
508	11,133	12,662	14,178	16,425	21,553	28,591	35,294	44,717
509	10,511	12,042	13,547	15,754	20,669	27,120	32,900	40,313
510	10,939	12,772	13,436	15,389	20,216	27,765	36,084	50,004

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～15	15～19	20～29
513	8,369	9,569	10,739	12,434	16,115	20,711	24,527	28,786
514	7,430	9,119	10,694	12,840	16,842	20,118	20,521	15,740
515	8,950	9,755	10,607	11,970	15,555	21,659	28,919	41,975
516	11,738	13,279	14,791	17,007	21,929	28,357	34,075	41,321
517	12,414	13,972	15,498	17,726	22,645	28,989	34,527	41,328
518	10,921	12,509	14,050	16,273	21,052	26,885	31,548	36,348
519	11,717	13,058	14,408	16,454	21,317	28,481	35,902	47,515
522	10,157	10,357	10,651	11,265	13,509	18,688	26,187	41,785
523	9,311	9,786	10,295	11,117	13,320	17,154	21,798	30,283
524	10,764	10,657	10,708	11,079	13,323	19,873	30,359	53,467
525	11,670	13,282	14,840	17,079	21,841	27,522	31,883	35,950
526	12,492	14,113	15,678	17,921	22,665	28,252	32,440	36,099
527	11,877	13,403	14,871	16,964	21,338	26,351	29,908	32,515
528	11,108	12,707	14,284	16,606	21,826	28,800	35,205	43,746
530	9,315	9,761	10,233	10,992	13,001	16,446	20,569	28,023
531	8,421	9,228	10,003	11,100	13,364	15,879	17,546	18,460
533	12,197	13,313	14,361	15,805	18,577	21,084	21,884	19,881
534	13,690	14,684	15,616	16,896	19,332	21,477	22,050	19,964
535	13,403	14,095	14,751	15,666	17,481	19,298	20,200	19,838
536	10,607	12,427	14,135	16,490	21,011	25,107	26,422	23,182

附 表 Ⅳ

産業別・職種別・経験（勤続）年数別賃金（理論値）

単位円

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
c 1					31,827	44,190	57,150	
c 2		10,806	12,368	14,665	19,811	26,642	32,863	
c 3		12,888	15,319	18,752	25,756	33,325	38,026	
c 4		22,060	23,361	25,061	27,854	28,996	26,786	
c 5	19,292	20,570	21,719	23,200	25,525	26,099	23,442	
c 6	18,191	19,229	20,155	21,336	23,116	23,091	20,680	
c 7	17,516	19,523	21,307	23,564	26,879	26,875	21,295	
c 8	14,388	16,273	17,972	20,168	23,656	24,658	20,981	
c 9		15,841	17,211	19,003	21,963	23,221		
c 10		16,822	18,021	19,601	22,269	23,605	22,030	
c 11		11,354	13,168	15,428	18,550	17,784		
c 12	16,834	18,878	21,002	24,335	32,803	46,580		
c 13		11,817	13,648	16,512	23,742	35,398		
c 14	10,438	12,329	14,254	17,201	24,363	35,286	47,022	
c 15	14,907	16,666	18,212	20,131	22,746	21,955		
c 16			16,540	18,342	21,951	25,658	27,660	27,469
c 19	14,871	15,500	16,111	16,994	18,896	21,231	23,116	25,101
c 20	11,813	13,281	14,654	16,532	20,075	23,098	23,721	20,157
c 21	9,806	11,694	13,373	15,498	18,622	18,629		
c 22	21,203	22,032	22,774	23,725	25,182	25,419	23,484	
c 23		10,505	12,962	12,776				
c 25				19,240	31,907	45,697	54,421	58,011
c 26	9,353	11,882	14,330	17,852	25,367	34,397	41,420	
c 27	9,557	12,787	15,837	20,076	28,398	36,478	40,077	
c 28		9,304	13,013	17,716	24,674			
c 29		9,465	13,077	17,663	24,479	24,784		
c 30		8,889	11,235	14,439	20,442	25,445		
c 32		11,590	13,861	16,999	23,066	28,684	30,715	
c 33	10,074	12,408	14,676	17,956	25,035	33,759	40,846	48,409
c 34		12,004	13,569	15,801	20,462	25,795	29,571	
c 35		8,758	10,380	12,635	17,061	21,360	23,276	21,684
c 36	7,730	9,825	11,828	14,661	20,468	26,814	30,864	32,637
c 37		9,851	11,362	13,422	17,263	20,407	20,745	16,208
c 38	10,227	11,497	12,748	14,586	18,698	24,145	29,089	
c 40		7,917	8,651	9,614	11,214			
c 41		7,979	8,828	9,520	8,428			
c 42		7,408	8,861	10,277	10,023			
c 43		6,493	6,818	6,960				
c 44				21,326	31,036	43,074		

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
c 45		10,491	13,011	16,555	23,726	31,297		
c 46		11,282	13,628	16,964	23,900	31,745	37,161	
c 47		9,247	11,580	14,825	21,212	27,460		
c 48		9,247	12,302	16,270	22,665	24,846		
c 49		9,371	11,736	14,893	20,439	23,944	22,251	
c 50		10,383	12,598	15,637	21,405	26,431	27,676	
c 51		8,225	10,968	14,666	21,353	26,194	25,490	
c 52		9,267	11,055	13,512	18,203	22,370	23,556	
c 53		6,978	7,394	7,892	8,464	7,848		
c 54		7,114	7,424	7,761	7,956	6,794		
c 55		7,738	8,633	9,845	12,067			
c 56		7,673	8,673	10,013	12,390			
c 57		7,884	8,864	10,167	12,432			
c 58		7,793	8,721	9,828	11,092			
c 59		8,039	9,113	10,280	10,930			
c 60		7,966	8,990	10,075	10,508			
c 61		7,504	8,517	9,471				
c 62		7,593	8,807	9,988	9,757			
c 63		7,643	8,533	9,847				
c251				18,861	31,841	43,223		
c 64		9,514	12,707	17,065	25,223			
c 65		13,396	15,320	18,070	23,858	30,598	35,539	
c 66		8,217	10,691	14,001	19,850	23,655	22,105	
c 67		6,987	9,101	11,983	17,369	21,805	20,411	
c 68		8,465	10,887	13,901	18,058			
c 69		7,290	8,226	9,289	10,178			
c 70			7,702	8,088	7,769			
c 71			18,117	22,226	30,027	36,832		
c 72		9,241	11,867	15,313	21,055			
c 73		11,213	15,104	19,961	26,727	25,304		
c 74		9,271	10,419	11,957	14,682	16,483		
c 75		10,437	13,351	17,123	23,130	24,922		
c 76		9,929	11,709	14,096	18,344	21,204	20,288	
c 77				18,296	31,597	45,085		
c 78		11,844	14,469	18,099	25,140	31,724		
c 79		12,479	15,344	19,282	26,791	33,437		
c 80		9,481	10,969	13,009	16,887	20,277	21,141	
c 81		8,293	10,244	12,842	17,376	20,144		
c 82		7,920	9,921	12,601	17,839	22,863	24,992	22,757
c 83		9,154	11,034	13,575	18,211	21,690	21,470	
c 84		7,777	10,355	13,858	20,347	25,517	25,865	
c 85				15,586	33,516	52,419	63,426	

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
c 86		11,512	14,591	18,938	27,812	37,410	43,387	
c 87		13,148	16,033	20,150	28,770	38,691	45,797	51,175
c 88		11,935	13,902	16,765	23,039	31,012	37,821	
c 90		13,479	15,828	19,068	25,304	31,000		
c 91	11,527	13,068	14,636	17,038	22,877	31,791	41,376	
c 92	9,314	11,539	13,728	16,941	24,113	33,570	42,100	
c 93		11,765	13,998	17,167	23,722	31,045	35,966	
c 94		12,300	14,333	17,272	23,617	31,438	37,794	44,584
c 96		9,932	11,778	14,724	22,436	35,487	50,929	
c 97		9,428	10,585	12,066	14,336	14,698		
c 98					33,812	51,251	61,667	
c 99		11,247	14,806	19,746	29,418	38,726	42,731	
c100		12,966	15,817	19,832	27,982	36,663	41,860	43,125
c101		8,329	10,676	13,951	20,452	26,966	30,217	
c102		9,122	11,571	14,990	21,787	28,630	32,098	30,975
c103		12,088	15,167	19,502	28,305	37,690	43,320	44,726
c104		10,030	12,804	16,677	24,363	32,069	35,920	34,470
c105	6,564	10,318	13,904	18,972	29,341	40,617	47,732	
c106		10,157	12,451	15,661	22,070	28,603	32,051	31,439
c107		10,785	13,101	16,354	22,912	29,774	33,688	
c108		11,873	15,468	20,154	27,789	30,682		
c109		9,696	11,574	14,304	20,276	27,842	34,271	
c110		8,835	9,783	10,932	12,329			
c111					33,791	52,220	64,126	69,753
c112		11,561	14,690	19,066	27,796	36,675	41,326	40,376
c113		13,473	16,418	20,574	29,048	38,186	43,832	45,754
c114		11,825	14,015	17,147	23,736	31,403	37,017	
c115		12,298	14,621	17,867	24,322	30,832	34,146	
c116	11,248	13,730	16,090	19,400	26,049	32,939	36,760	36,738
c252		10,957	14,199	18,548	26,300	31,558		
c117		10,234	11,927	14,386	19,742	26,466	32,100	
c118		11,132	12,052	13,633	18,259	27,144		
c119		9,542	10,981	13,093	17,810	24,039	29,669	
c120		13,074	15,794	19,714	28,118	38,316		
c121		11,102	12,876	15,482	21,305	29,002	35,965	
c122		10,567	12,111	14,416	19,737	27,202	34,507	
c123		8,497	9,156	10,115	12,206	14,842		
c124		8,403	9,056	9,991	11,974	14,321		
c125		8,766	9,506	10,628	13,297	17,236		
c126		8,206	9,006	10,192	12,894	16,595		
c127					33,609	60,641	72,307	
c128		14,399	17,764	22,501	32,108	42,320	48,400	

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
c129		15.484	19.631	25.374	36.554	47.129	51.355	
c130		10.544	15.093	21.427	33.925	46.238		
c131		15.638	17.312	20.216	28.826	45.580		
c132		15.894	18.749	22.938	32.270	44.529		
c133				25.138	34.029	46.810	59.685	
c134		11.029	14.310	18.865	27.777	36.345		
c135		12.705	15.769	20.088	28.875	38.292	44.021	
c136		11.145	13.171	16.382	24.672			
c137		10.804	13.341	16.768	23.002	27.625		
c138		9.442	12.391	15.894	19.779			
c139		10.324	12.701	15.880	21.492	25.128		
c140		10.805	13.605	17.484	25.041	32.210	35.111	
c141		11.234	13.921	17.681	25.192	32.860		
c142		12.734	16.473	21.142	27.653	26.311		
c143		14.577	17.052	20.467	27.049	33.086		
c144		10.931	13.332	16.682	23.335	30.008	33.351	32.122
c145		7.944	9.645	11.677	13.993			
c146		6.502	8.422	10.834	14.304			
c147		8.352	8.878	9.817	12.708			
c148		13.907	16.539	20.573	30.398	45.431		
c149		15.541	18.395	22.516	31.383	42.234	50.947	
c150		11.366	14.414	17.996	21.730			
c151				30.778	38.269	53.516	74.112	
c152		15.069	17.931	22.082	31.109	42.401	51.807	
c153		16.274	19.399	23.896	33.497	45.048	54.034	
c154		17.549	19.355	22.091	28.599	38.200	48.156	
c155		14.599	17.678	22.110	31.583	43.008	51.953	
c156		17.684	20.218	23.927	32.155	42.870	52.363	64.309
c157		16.426	19.417	23.654	32.383	42.038		
c158	13.679	17.065	20.268	24.731	33.545	42.254		
c159		9.437	11.879	15.409	23.016	32.362	39.918	
c160		14.635	18.022	22.327	28.756	29.156		
c161		12.419	15.025	18.644	25.741	32.605	35.616	
c162		13.355	17.350	22.220	28.348	24.385		
c163		17.945	20.578	24.336	32.204	41.260	47.748	
c164		19.318	21.750	25.294	33.074	43.002	51.533	
c165		15.920	18.913	23.115	31.573	40.392	45.368	
c166	11.990	15.522	18.852	23.466	32.456	40.989	44.448	
c167		17.767	21.117	25.770	34.885	43.678	47.497	
c168		13.270	17.617	23.125	31.256	31.411		
c169		17.100	19.990	24.138	32.943	43.399	51.357	
c170	9.294	11.970	14.558	18.279	26.205	35.691	43.017	

番号＼年	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
c171		14.114	16.722	20.522	28.867	39.521	48.685	
c172		10.842	13.960	18.287	26.750	34.874	38.333	
c173		12.166	14.612	18.112	25.501	34.161	40.592	
c174		9.660	9.802	10.407	13.636			
c175	13.580	17.950	22.117	27.987	39.906	52.619	60.256	
c176		11.969	15.942	21.280	30.825	37.399		
c177		13.707	16.774	21.146	30.276	40.718		
c178		12.188	14.901	18.559	25.176	29.967	29.274	
c179		10.431	12.631	15.719	21.947	28.464	32.183	
c180		11.982	14.162	17.200	23.194	29.104	31.892	
c181		10.717	13.067	16.819	26.637	43.246		
c182		11.783	14.741	18.846	26.883	34.618		
c183		10.753	13.000	16.248	23.256	31.884	38.883	
c184		9.975	12.553	16.163	23.381	30.770	34.720	
c185		10.259	12.513	15.671	21.997	28.505	32.037	
c186		9.779	12.181	15.587	22.612	30.415	35.589	
c187		10.349	13.080	16.895	24.485	32.143	36.053	
c188		10.626	12.951	16.187	22.566	28.830	31.744	
c189		10.383	12.855	16.270	22.878	29.013	31.259	
c190		10.462	12.703	15.811	21.871	27.637	30.002	
c191		10.160	12.621	16.061	23.108	28.144	27.264	
c192		9.253	12.154	16.061	23.108	28.144	27.264	
c193		10.212	12.585	15.930	22.734	30.022	34.448	
c194		8.872	10.237	12.106	15.630	18.635		
c195				21.176	34.219	52.226	69.496	
c196		10.980	14.004	18.388	27.901	39.756		
c197		9.330	11.615	15.155	23.946			
c198		9.442	12.185	16.522	27.685			
c199				23.656	33.455	44.751	52.869	
c200		9.652	12.955	17.505	26.227	34.093		
c201		9.733	11.595	14.591	22.534	36.191		
c202		8.341	11.156	14.990	22.135			
c203		8.281	9.726	11.629	14.831			
c204		7.799	8.911	10.262				
c205		8.911	10.422	11.310				
c206					31.905	47.618	60.297	73.625
c207		13.635	15.522	18.427	25.551	36.570		
c253				18.017	34.140	54.274	70.996	
c208		13.340	17.462	22.581	29.560			
c254			21.722	24.111	30.255	40.416	52.204	72.937
c209	9.320	11.255	13.192	16.103	22.920	32.719	42.588	
c210	12.524	17.039	20.820	25.116	28.716			

年 / 番号	0	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29
c211		15,387	19,432	23,026				
c212		14,049	20,412	24,604				
c255						36,705	47,634	51,605
c213		10,655	12,278	14,675	20,086	27,376	34,148	
c214		11,832	13,736	16,510	22,598	30,361	37,025	
c256						23,265	30,415	38,150
c215			8,574	11,097	16,786	24,333	31,516	
c216		9,943	11,354	13,388	17,754	23,063		
c217		13,307	13,870	14,820	17,528	22,591	29,060	
c218			11,020	12,920	17,232	23,092	28,600	
c219			10,235	12,678	17,874	24,073	28,833	
c220		10,973	12,070	13,742	17,776	23,854	30,305	
c221		10,931	11,985	13,615	17,647	23,965	30,938	
c222		8,555	9,723	11,500	15,765	22,146	28,867	
c223			15,941	20,156	27,139	30,186		
c224		9,491	10,408	11,800	15,123	20,059	25,214	
c225				25,718	32,499	39,978	44,858	
c226		10,741	13,000	16,216	22,915	30,533		
c227		11,144	14,347	18,719	26,899	33,674	34,672	
c228				16,153	21,776	27,971	32,004	
c229				19,544	29,065	35,656	33,999	
c230		9,392	11,513	14,489	20,476	26,705	30,199	
c231		10,127	12,447	14,143				
c232			20,414	24,308	32,127	40,221		
c233		13,056	15,713	19,327	26,034	31,420		
c234				20,484	24,797	31,516		
c235		19,369	21,115	23,386	27,054	28,337		
c236		15,807	17,699	19,927	22,273			
c237		14,943	17,787	20,381				
c238		14,595	17,297	20,517	24,144			
c239						36,914	54,304	67,791
c240		11,140	12,353	14,245	18,999	26,611	35,189	
c241		11,101	12,487	14,578	19,521	26,734	34,125	
c242	9,511	10,549	11,611	13,249	17,286	23,571	30,465	
c243		9,432	11,100	13,534	18,908	25,840	31,895	
c244		13,963	15,141	16,988	21,669	29,260	37,916	
c245		12,815	14,085	16,035	20,788	28,071	35,934	
c246		11,409	12,140	13,415	17,231	24,723	34,614	
c247		9,059	10,652	12,974	18,082	24,625	30,280	
c248		9,222	10,552	12,552	17,245	24,014	30,859	
c249		12,936	13,694	14,927	18,263	24,137	31,317	
c250					20,535	29,286	35,078	

北海道大学・教育学部・産業教育計画研究施設・研究報告書既刊

研究報告書第1号　農業の近代化と農民の生産意欲　第1篇 …… 昭和37年 6月
―― 農業末共同化グループと共同化グループの比較研究 ――

〃　第2号　農業の近代化と農民の生産意欲　第2篇 …… 昭和38年 3月
― 農業末共同化グループと共同化グループの比較研究 ―

〃　第3号　産業社会における教育の役割 …… 昭和39年11月
― 賃金決定における教育的要因の分析 ――

〃　第4号　労働類型と熟練形成過程 …… 昭和39年11月

〃　第5号　地域開発と学卒労働力移動 …… 昭和39年11月
―― 北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究 ――

北海道大学教育学部　産業教育計画研究施設
研究報告書　第3号

産業社会における教育の役割

昭和39年11月　印刷発行

発行機関　北海道大学教育学部　産業教育計画研究施設
発行人　石原孝一
印刷所　あかしや印刷　KK　札幌市北5西15丁目
Tel　代表 (61) 7421